検疫所ベクターサーベイランスデータ報告書（2025 年）
Annual Report of Vector-borne Diseases Pathogens and Vector Surveillance 2025

2026 年 10 月
October 2026

厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部 企画・検疫課
Policy Planning and Quarantine Division
Department of Infectious Disease Prevention and Control
Public Health Bureau
MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE

横浜検疫所 港湾衛生評価分析官
Officer for Analysis on Sanitation Control
YOKOHAMA QUARANTINE STATION

はじめに　Preface

世界における感染症の発生状況は、世界保健機関（World Health Organization 以下「WHO」という。）によると、ベクター媒介感染症は、すべての感染症の 17%以上を占め、年間 70 万人以上が死亡している。特に、マラリアは、世界中で推定 2 億 4,900 万人が発症し、毎年 60 万 8,000 人以上が死亡している。また、デング熱は、132 か国以上で 39 億人以上が感染するリスクにさらされ、毎年推定 9,600 万人が発症し、推定 4 万人が死亡するなど、蚊媒介感染症が世界的な脅威となっている[1]。

このような状況下において、2025 年には、これまでチクングニア熱の流行地域ではない国・地域においても国内感染事例が報告され、フランスで 788 例、イタリアで 384 例が確認された[2,3]。また、中国広東省では 2 万 5,826 例の地域内感染事例が報告された[2]。その背景には、海外渡航者等により病原体が持ち込まれる機会の増加に加え、各国・地域に生息する媒介種であるヒトスジシマカによる感染拡大があると考えられている[4]。

我が国においても、2022 年以降、チクングニア熱の輸入症例は増加傾向にある[5]。加えて、ヒトスジシマカが国内に広く分布していることから、感染者を介してチクングニア熱をはじめとする蚊媒介感染症の国内感染事例が発生するリスクが高まっている。

2025 年に検疫所が実施した港湾衛生調査において、蚊媒介感染症の媒介種（優先種、従属的種、注意すべき種）は、採集した成虫の 98.7%を占めた。また、ねずみ媒介感染症については、捕獲した全ての個体が媒介種（優先種、従属的種）であった。その他、成田国際空港、中部国際空港、福岡空港において、デング熱等の主要な蚊媒介感染症の媒介種であり外来種であるネッタイシマカが採集されたほか、複数の海港及び空港で関係機関からの通報により外航貨物等から外来種を含むねずみ族が確認されるなど、海外からの航空機や船舶が往来する空港・港湾地域でのベクター媒介感染症の侵入・発生が懸念される。

このため、検疫所が実施している検疫港及び検疫飛行場の入域地点（Points of entry）での港湾衛生調査を通じて、検疫感染症等を媒介する蚊族及びねずみ族等の生息調査、侵入監視、病原体検査等の実施並びに調査結果に基づく検証と速やかなベクターの侵入・定着防止対策の実施は、一層重要なものとなっている。

本報告書は、WHO の国際保健規則に基づき、国連加盟国の責務を果たすとともに 2025 年に全国の検疫所で実施した港湾衛生調査結果について報告するものである。

2026 年 10 月

目　次
Contents

1 国内でのベクター媒介検疫感染症等の発生状況（2025 年） 1
Vector-borne quarantinable infectious diseases reported in Japan, 2025

1.1 蚊媒介感染症 1
Mosquito-borne diseases

1.2 ねずみ媒介感染症 1
Rodent-borne diseases

2 海外でのベクター媒介検疫感染症等の発生状況（2025 年） 2
Vector-borne quarantinable infectious diseases reported in the World, 2025

2.1 蚊媒介感染症 2
Mosquito-borne diseases

2.2 ねずみ媒介感染症 10
Rodent-borne diseases

2.3 ダニ媒介感染症 13
Tick-borne diseases

3 媒介動物の侵入調査及び生息調査の概要（2025 年） 14
Outline of investigation of vector invasion and habitat in 2025

3.1 調査実施検疫港及び検疫飛行場（2025 年） 14
A list of quarantine ports and quarantine airports investigated in 2025

3.2 調査対象感染症及び調査方法（2025 年） 14
Infectious diseases investigated and investigation methods in 2025

3.3 調査期間 14
Period of investigation

3.4 調査データの集約方法 15
Collecting methods of investigation data

4 媒介動物の侵入調査及び生息調査の結果（2025 年） 15
Results of vector investigations targeting invasive species and native species in 2025

4.1 蚊族調査 15
Investigation of mosquitoes

4.1.1 航空機調査 15
Aircraft survey

4.1.2 成虫調査及び幼虫調査 16
Survey of adult mosquitoes and mosquito larvae

4.2 ねずみ族調査 18
Investigation of rodents

5 リスク評価とまとめ（2025 年） 21
Risk assessment of vector-borne diseases in 2025

5.1 蚊媒介感染症 21
Mosquito-borne diseases

5.2 ねずみ媒介感染症 22
Rodent-borne diseases

5.3 考察 23
Discussion

6 情報提供事業 25
Informing activities

7 添付資料 28
Appendix

8 参考文献 29
References

9 表・図 32
Tables and Figures

1　国内でのベクター媒介検疫感染症等の発生状況（2025 年）

Vector-borne quarantinable infectious diseases reported in Japan, 2025

1.1　蚊媒介感染症

Mosquito-borne diseases

2025 年の国内における検疫感染症等に係る蚊媒介感染症の発生状況を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく感染症発生動向調査（以下「動向調査」という。）を参考に検証した。

2025 年のデング熱は、166 例の症例報告があり、全て海外での感染事例で、2024 年の報告数（230 例）に比べ 27.8%の減少であった。推定感染地域は、アジア地域ではインドネシア、インド、タイ、フィリピンなどの 11 か国、北中南米地域ではアルゼンチン、ブラジルの 2 か国、アフリカ地域ではブルキナファソ、ベナンの 2 か国、オセアニア地域ではフィジーであった。その他、2 か国以上に滞在歴を有した事例もあった[6]。

2025 年のマラリアは、22 例の症例報告があり、全て海外での感染事例で、2024 年の報告数（45 例）に比べ 51.1%の減少であった[7,8]。推定感染地域は、アフリカ地域ではエチオピア、ガーナ、ナイジェリアなどの 10 か国、アジア地域ではミャンマー、パキスタン、インドネシア、タイの 4 か国、オセアニア地域ではソロモン諸島、北中南米地域ではブラジルであった[7]。

2025 年のチクングニア熱は、21 例の症例報告があり、全て海外での感染事例で、2024 年の報告数（10 例）に比べ 2.1 倍に増加した[7,8]。推定感染地域は、アジア地域ではスリランカ、フィリピン、インドネシア、タイ、インドの 5 か国、北中南米地域ではブラジルであった[7]。

2025 年のジカウイルス感染症は、1 例の症例報告があり、海外での感染事例で、2024 年の報告数（4 例）に比べ、3 例の減少であった[7,8]。推定感染国は、フィリピンであった[7]。

2025 年の日本脳炎は、4 例の症例報告があり、全て国内感染例であった[7]。2024 年の報告数（9 例）に比べ 55.6%の減少であった[7,8]。感染地域としては、長野県 1 例、愛媛県 1 例、長崎県 1 例、感染地域不明 1 例であった[7]。

我が国では感染症流行予測調査事業により日本脳炎ウイルスの増幅動物であるブタの血清中の HI 抗体価測定を実施することで、日本脳炎ウイルスの動向を監視している[9]。2025 年度に調査を実施した 24 道県のうち 17 県（新潟県、群馬県、千葉県、神奈川県、三重県、島根県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県）で日本脳炎ウイルスの抗体が確認された[10]（2024 年は 26 都道県中 23 都県[11]）。1960 年代に日本脳炎患者が多数発生していた環境では、日本脳炎患者が確認される時期に先行してブタの日本脳炎ウイルスに対する HI 抗体の上昇が確認されているが、現在では、日本脳炎ワクチン接種の普及や生活環境の変化等により、1992 年以降、2016 年の 11 例、2019 年の 10 例を除き、患者報告数は一桁で推移している。そのため、ブタの感染状況と患者発生状況は必ずしも一致していない[9]。

なお、ウエストナイル熱の症例報告はなかった[7]。

1.2　ねずみ媒介感染症

Rodent-borne diseases

2025 年の動向調査において、ねずみ族や虫類（ノミ）によって媒介されるペスト及びねずみ族から感染するラッサ熱、南米出血熱、腎症候性出血熱（以下「HFRS」という。）、ハンタウイルス肺症候群（以下「HPS」という。）の症例報告はなかった[7]。

2　海外でのベクター媒介検疫感染症等の発生状況（2025 年）

Vector-borne quarantinable infectious diseases reported in the World, 2025

2.1　蚊媒介感染症

Mosquito-borne diseases

○デング熱

Dengue fever

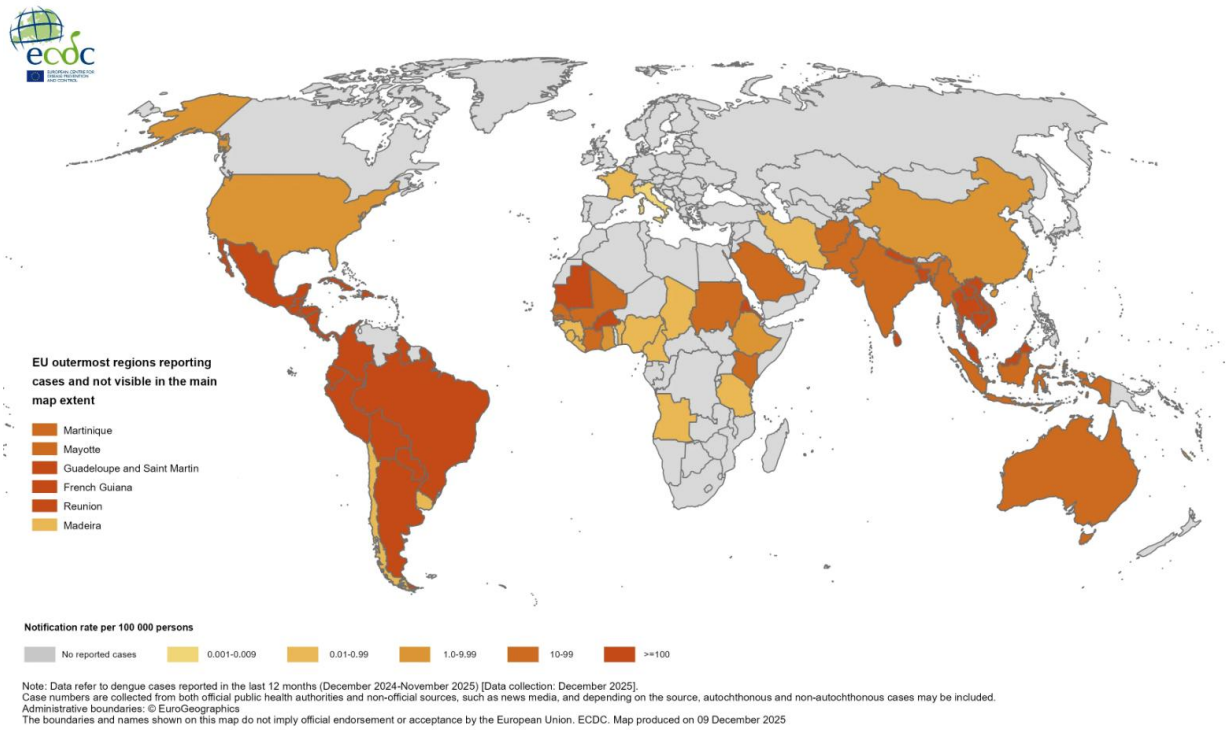
2025 年の WHO アメリカ地域では、445 万 9,521 例の疑い症例、このうち 168 万 2,588 例が確定症例、2,207 例の死亡例が報告された。2025 年の症例数は、過去最多となった 2024 年（1,306 万 3,434 例）と比較して 65.9%の減少となった [12,13]。2025 年の症例数は減少したものの、4 つあるデング熱の血清型すべてが同時に流行しており、引き続き、大規模な流行や重症例増加の可能性が懸念されている [13]。最も症例数の多かった国はブラジルであり、疑い症例 165 万 5,644 例、確定症例 145 万 3,633 例、重症例 3 万 5,976 例、死亡例 1,793 例が報告された。次いでメキシコの疑い症例 14 万 5,251 例、確定症例 2 万 2,001 例、重症例 772 例、死亡例 84 例、コロンビアの疑い症例 12 万 5,119 例、確定症例 8 万 6,881 例、重症例 1,241 例、死亡例 124 例が報告された。一方、カリブ海地域では、疑い症例 11 万 5,711 例が報告されており、これは、2024 年の同地域における 10 万 8,064 例と比較して 7.1%増加していた [13]。

2025 年の WHO 南東アジア地域では、6 月 3 日現在、42 万 5,371 症例、このうち確定症例は 42 万 5,118 例、死亡例は 929 例であった。最も症例数の多かった国はインドであり、12 万 729 症例、死亡例 109 例が報告されており、2024 年の 23 万 2,425 症例、死亡例 233 例と比較すると、症例数は 48.1%減少、死亡例は 53.2%減少した。バングラデシュでは 10 万 2,867 症例、死亡例 455 例が報告されており、2024 年の 10 万 1,214 症例、死亡例 557 例と比較すると、症例数は 1.6%増加したが、死亡例は 18.3%減少した。また、タイでは 5 万 7,440 症例、死亡例 47 例が報告されており、2024 年の 10 万 4,681 症例、死亡例 87 例と比較すると、症例数は 45.1%減少、死亡例は 46.0%減少した [14]。

2025 年の WHO 西太平洋地域において、症例数の多い 5 か国は、ベトナム、インドネシア、カンボジア、マレーシア、ラオスであった。最も症例数の多かった国はベトナムであり、症例数 18 万 4,903 例、死亡例 43 例が報告され、2024 年の症例数 13 万 8,342 例と比較すると 33.7%増加した。次いでインドネシアでは 14 万 8,922 症例が報告され、2024 年の症例数 25 万 7,271 例と比較すると 42.1%減少した。カンボジアでは、6 万 3,016 症例、うち死亡例 79 例、マレーシアでは、5 万 1,406 症例、うち死亡例 43 例、ラオスでは、1 万 2,245 症例、うち死亡例 1 例が報告された [14,15,16]。

2025 年のヨーロッパ地域では、11 月 19 日までに、国内感染事例として、フランス（29 例）、イタリア（4 例）、マデイラ諸島（ポルトガル領）（2 例）の 3 か国から報告された [17]。

Twelve-month dengue virus disease case notification rate per 100 000 population,
(December 2024-November 2025)



出典：European Centre for Disease Prevention and Control

○マラリア

Malaria

2024 年のマラリア症例は、流行国 80 か国（仏領ギアナを含む）で、推定 2 億 8,200 万例、2023 年と比べて約 900 万例（3%）増加し、推定死亡例は 61 万例となり、症例数は 2000 年以降過去最多となった。なお、2015 年以降にみられた世界全体の症例増加分のうち、WHO アフリカ地域及び WHO 東地中海地域がそれぞれ 88%及び 12%を占めていた。[18]。

WHO アフリカ地域では、症例数が 2 億 6,500 万例、死亡例が 57 万 9,000 例であり、世界全体の症例数の 94.0%、死亡例の 94.9%を占めていた。国別にみると、ナイジェリア 6,846 万 6,000 例（25.8%）、コンゴ民主共和国 3,517 万 5,000 例（13.3%）、ウガンダ 1,321 万 6,000 例（5.0%）、エチオピア 1,243 万 7,000 例（4.7%）、モザンビーク 1,022 万例（3.9%）であり、この 5 か国でこの地域のマラリア症例の 52.7%を占めていた [18]。

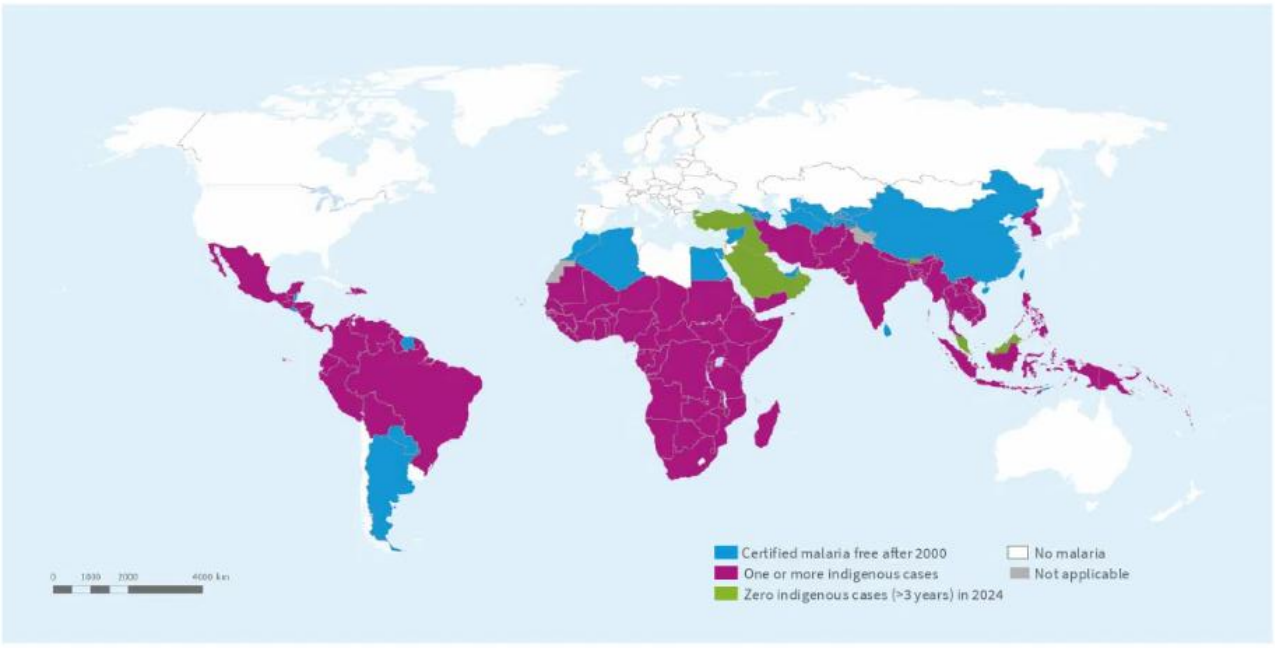
WHO アメリカ地域のフランス領ギアナを含む 16 の流行国では、66 万 3,000 例が報告されており、世界全体の症例数の 0.2%を占めていた。国別にみると、コロンビア 17 万 8,000 例、ブラジル 16 万 2,000 例、ベネズエラ・ボリバル共和国 11 万 1,000 例で、3 か国でこの地域における症例の 75.0%以上を占めていた。なお、2015 年時点で流行国であった国のうち、エルサルバドルは 2021 年、ベリーズは 2023 年、スリナムは 2025 年に、マラリア根絶認定を WHO から受けている [18]。

WHO 東地中海地域の 7 の流行国では、1,110 万例が報告されており、世界全体の症例の 3.9%を占めていた。国別にみると、スーダンが 495 万 7,000 例で、この地域での症例数の 44.6%を占めた。一方、サウジアラビア王国は、2021 年から 2024 年まで 4 年連続で国内感染事例ゼロを記録した [18]。

WHO 南東アジア地域の 6 の流行国では、270 万例が報告されており、世界全体の 1.0%未満であった。この地域ではインドが 200 万 7,000 例で全症例の 73.3%を占めた。この地域における症例数や死亡率は 2023 年と比較して大きな変化が見られなかったものの、バングラデシュ（21.0%減）、ミャンマー（17.2%減）、タイ（14.1%減）では症例数が減少した。一方で、朝鮮民主主義人民共和国（65.6%増）、インド（11.1%増）、ネパール（146.7%増）では症例数が増加していた [18]。

WHO 西太平洋地域の 9 の流行国では、240 万例報告されており、世界全体の 0.9%を占めていた。パプアニューギニアが 160 万 5,000 例で、この地域の症例の 65.6%を占め、次いでインドネシアが 63 万 1,000 例（25.8%）、ソロモン諸島が 18 万 2,000 例（7.4%）であった [18]。

Countries and areas with indigenous cases in 2000 and their status by 2024



WHO: World Health Organization.
* Malaysia has a significant number of indigenous malaria cases caused by *Plasmodium knowlesi* infection.
* Countries and areas with zero indigenous cases for at least 3 consecutive years are considered to have eliminated malaria. In 2024, Malaysia reported zero indigenous cases caused by human *Plasmodium* species for the seventh consecutive year, Saudi Arabia reported zero indigenous cases for the fourth consecutive year, and Bhutan reported zero indigenous cases for the third consecutive year, ending the malaria epidemic. Timor-Leste and Suriname were both certified malaria free in 2025.

出典：WHO, World Malaria Report 2025

○チクングニア熱

Chikungunya fever

2025 年 1 月 1 日から 12 月 10 日までに 41 の国と地域から 50 万 2,264 例の症例が報告された。このうち、20 万 8,335 例が確定症例であり、186 例が死亡例であった [19]。

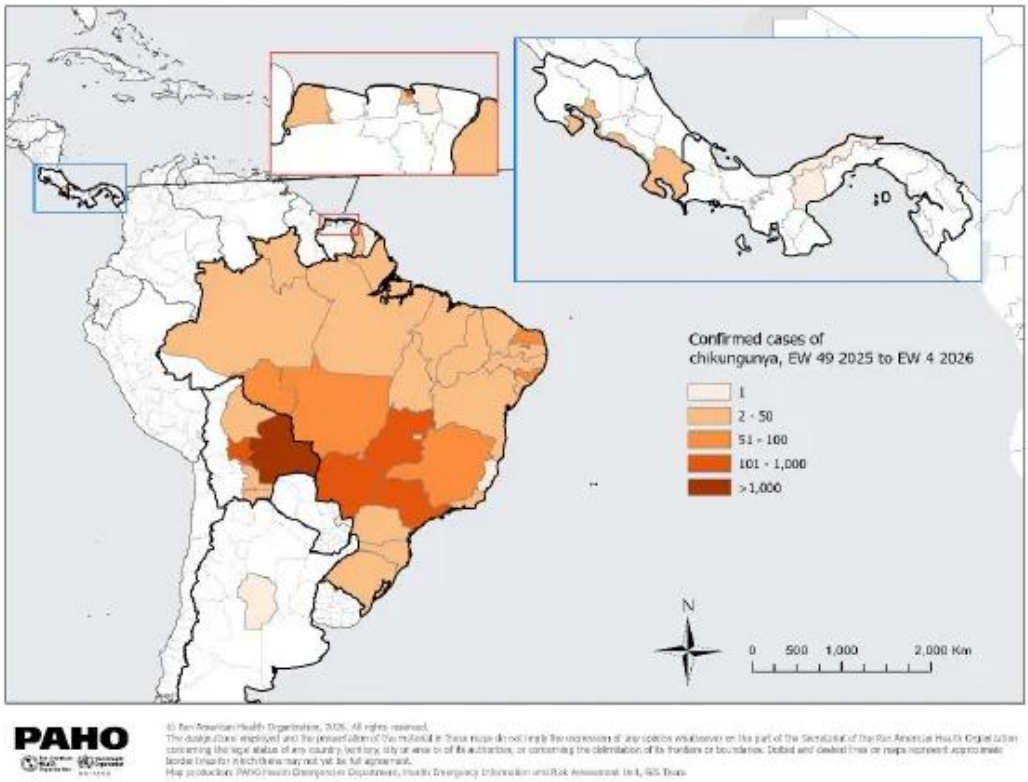
WHO 地域別にみると、アメリカ地域の症例数が最も多く、2025 年第 1 週から第 53 週までに、19 か国及び 1 地域から、31 万 6,401 例の報告があり、そのうち 11 万 5,875 例が確定症例であり、175 例が死亡例であった。国別ではブラジルが最も多く、25 万 3,481 例（うち確定症例 10 万 8,873 例）、死亡例 125 例であった。次いでキューバで 5 万 1,271 例（うち確定症例 1,959 例）、死亡例 46 例、ボリビアで 6,860 例（うち確定症例 4,696 例）、死亡例 4 例、アルゼンチンで 3,712 例（うち確定症例 40 例）、スリナムで 575 例（うち確定症例 190 例）が報告された [2]。アメリカ地域全体では、2024 年と比較して症例数は減少しているものの、南米やカリブ海のいくつかの国や地域

では増加が報告されており、過去、約 10 年間症例報告がなかった、ガイアナ、フランス領ギアナ、スリナムから症例報告された [19,21]。

南東アジア地域では、2025 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに、バングラデシュのダッカ市で疑い症例 1 万 9,490 例、インドで疑い症例 21 万 3,016 例（確定症例 9,177 例）、タイで 1,405 症例が報告された。また、スリランカでは、2025 年 1 月 1 日から 3 月第 2 週までに、確定症例 151 例が報告された [2]。

西太平洋地域のうち、香港を除く中国では、2025 年 12 月 4 日時点で、2 万 9,497 例の確定症例が報告された。症例の大半は広東省（2 万 5,826 例）で報告されており、次いで広西チワン族自治区（2,198 例）、四川省（358 例）、重慶市（296 例）、福建省（243 例）及び湖南省（146 例）であった。香港では確定症例 82 例のうち国内感染事例が 11 例であった。インドネシアでは 2025 年 7 月 31 日時点で確定症例 3,608 例、フィリピンでは 2025 年 8 月 23 日時点で確定症例 653 例が報告された [2]。

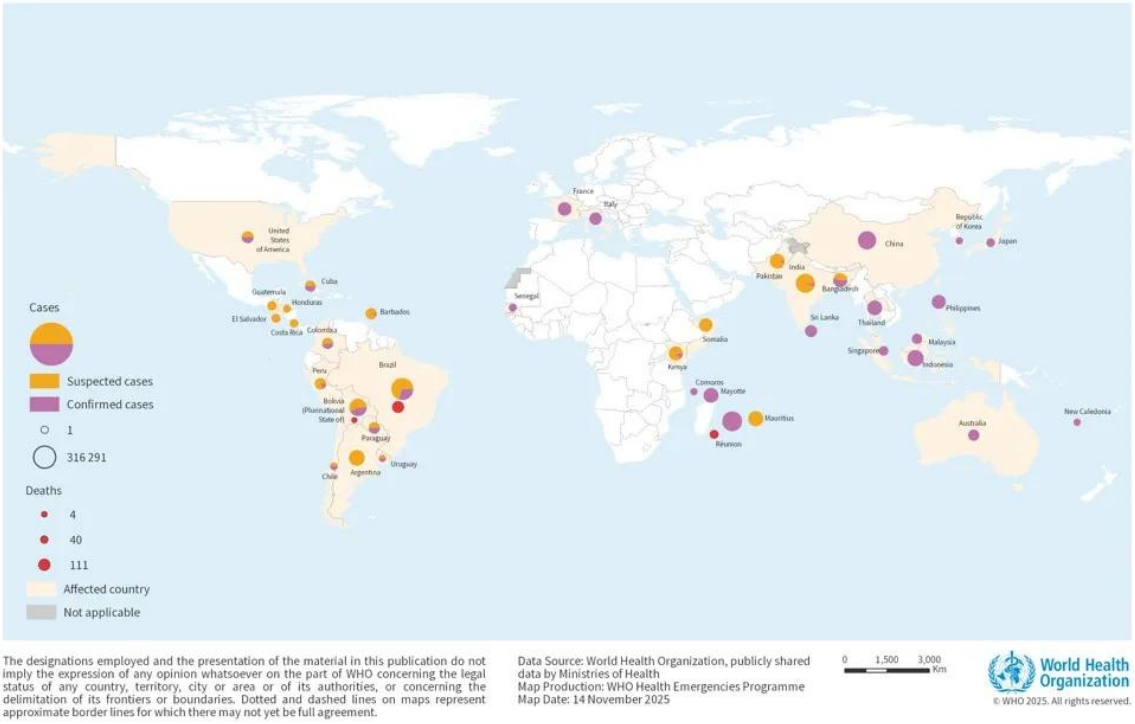
Geographic distribution of chikungunya confirmed cases in the Americas Region, between EW 49 of 2025 and EW 4 of 2026.



出典：PAHO, Epidemiological alert Chikungunya 10 February 2026

ヨーロッパ地域では、2025 年初頭から 12 月 31 日までに、フランスで 788 症例、イタリアで 384 症例の国内感染事例が報告された [21]。また、海外県であるレユニオン（Réunion）では 5 万 4,500 症例、死亡例が 45 例、マヨット（Mayotte）では 1,261 症例が報告された [2]。

Geographical distribution of CHIKV disease cases as reported to WHO or Publicly shared by Ministries of Health from January to September 2025



出典：WHO, Chikungunya virus disease- Global situation

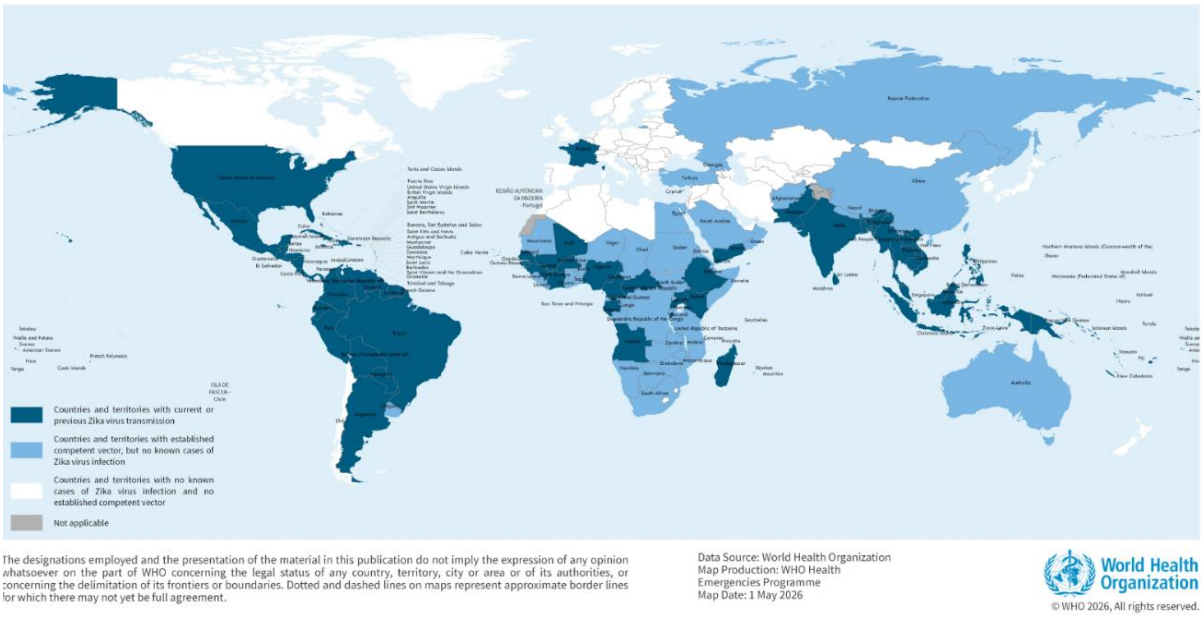
○ジカウイルス感染症

Zika virus infection

アメリカ地域におけるジカウイルス感染症の流行は、2016 年上半期に症例数の増加がピークに達した。2017 年には 5 万 6,904 例（うち確定症例 2 万 1,796 例）が報告されたが、その後は減少傾向を示し、2018 年から 2023 年までの年間疑い症例数は 2 万 2,978～4 万 528 例の範囲で推移した。2025 年には 2 万 7,187 例（うち確定症例 1,841 例）が報告されたが、2024 年の 4 万 4,490 例（うち確定症例 2,117 例）と比較すると 38.9%減少した。2024 年及び 2025 年の 2 年間に、報告された症例数はブラジルで多く、全体の 95.0%を占め、次いでボリビア及びアルゼンチンがそれぞれ 2.0%を占めていた。なお、過去 2 年間に確定症例が報告されたのは、ブラジル、メキシコ、米国（すべて輸入症例）及びグアテマラのみであった [22]。

南東アジア地域では、2024 年から 2025 年にかけて、バングラデシュ、インド、モルディブ及びタイにおいてジカウイルス感染症の症例が報告された。タイでは、感染拡大がみられた 2023 年に 700 例以上の症例が報告され、その後、2024 年は 423 例、2025 年は 245 例が報告された [22]。

Countries and territories with current or previous Zika virus transmission（as of 31/12/2025）



出典：WHO, Zika epidemiology update - May 2026

Countries and territories with current or previous Zika virus transmission, by WHO region
（data as of December 2025）

WHO Region	Country / territory	Total
African Region	Angola; Burkina Faso; Burundi; Cabo Verde; Cameroon; Central African Republic; Côte d'Ivoire; Ethiopia; Gabon; Guinea; Guinea-Bissau; Kenya; Madagascar; Mali; Nigeria; Senegal; Seychelles; Uganda	**18**
Region of the Americas	Anguilla; Antigua and Barbuda; Argentina; Aruba; Bahamas; Barbados; Belize; Bolivia (Plurinational State of); Bonaire, Sint Eustatius and Saba; Brazil; British Virgin Islands; Cayman Islands; Colombia; Costa Rica; Cuba; Curaçao; Dominica; Dominican Republic; Ecuador; El Salvador; French Guiana; Grenada; Guadeloupe; Guatemala; Guyana; Haiti; Honduras; Easter Island– Chile; Jamaica; Martinique; Mexico; Montserrat; Nicaragua; Panama; Paraguay; Peru; Puerto Rico; Saint Barthélemy; Saint Kitts and Nevis; Saint Lucia; Saint Martin; Saint Vincent and the Grenadines; Saint Maarten; Suriname; Trinidad and Tobago; Turks and Caicos; United States of America; United States Virgin Islands; Venezuela (Bolivarian Republic of)	**49**
Eastern Mediterranean Region	Pakistan; Yemen	**2**
South-East Asia Region	Bangladesh; India; Indonesia; Maldives; Myanmar; Sri Lanka; Thailand	**7**
Western Pacific Region	American Samoa; Cambodia; Cook Islands; Fiji; French Polynesia; Kiribati; Lao People's Democratic Republic; Marshall Islands; Malaysia; Micronesia (Federated States of); New Caledonia; Palau; Papua New Guinea; Philippines; Samoa; Singapore; Solomon Islands; Tonga; Vanuatu; Viet Nam	**20**
European Region	France (Var department)	**1**
Total		**97**

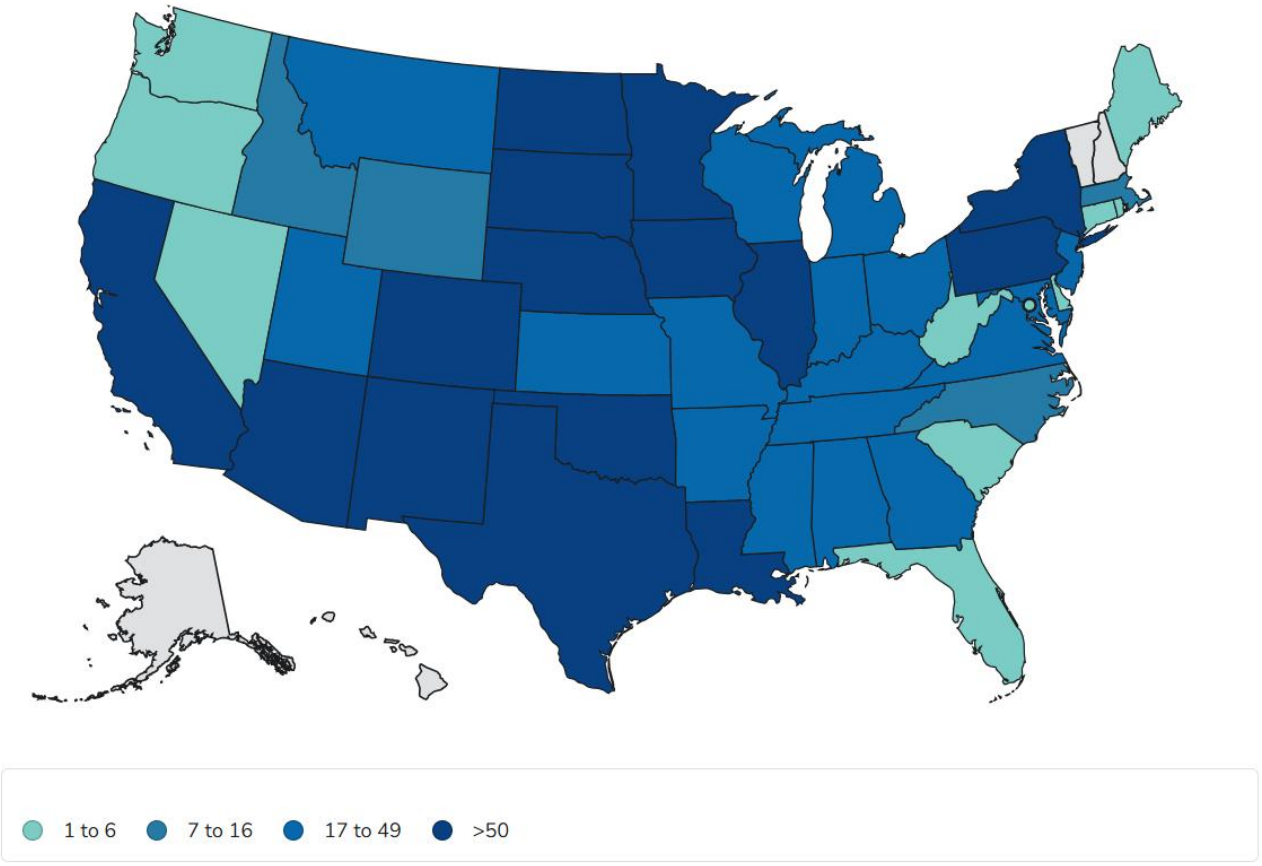
出典：WHO, Zika epidemiology update - May 2026

○ウエストナイル熱

West Nile fever

2025 年のアメリカ合衆国では、47 州から 2,146 例の症例、重症例 1,492 例が報告された。症例数は、2024 年の 1,808 例と比較すると 18.7%増加しているが、2023 年の 2,628 例と比較すると減少している。最も多くの症例報告があったのは、Colorado 州の 285 例で、次いで Texas 州の 161 例であった[23]。

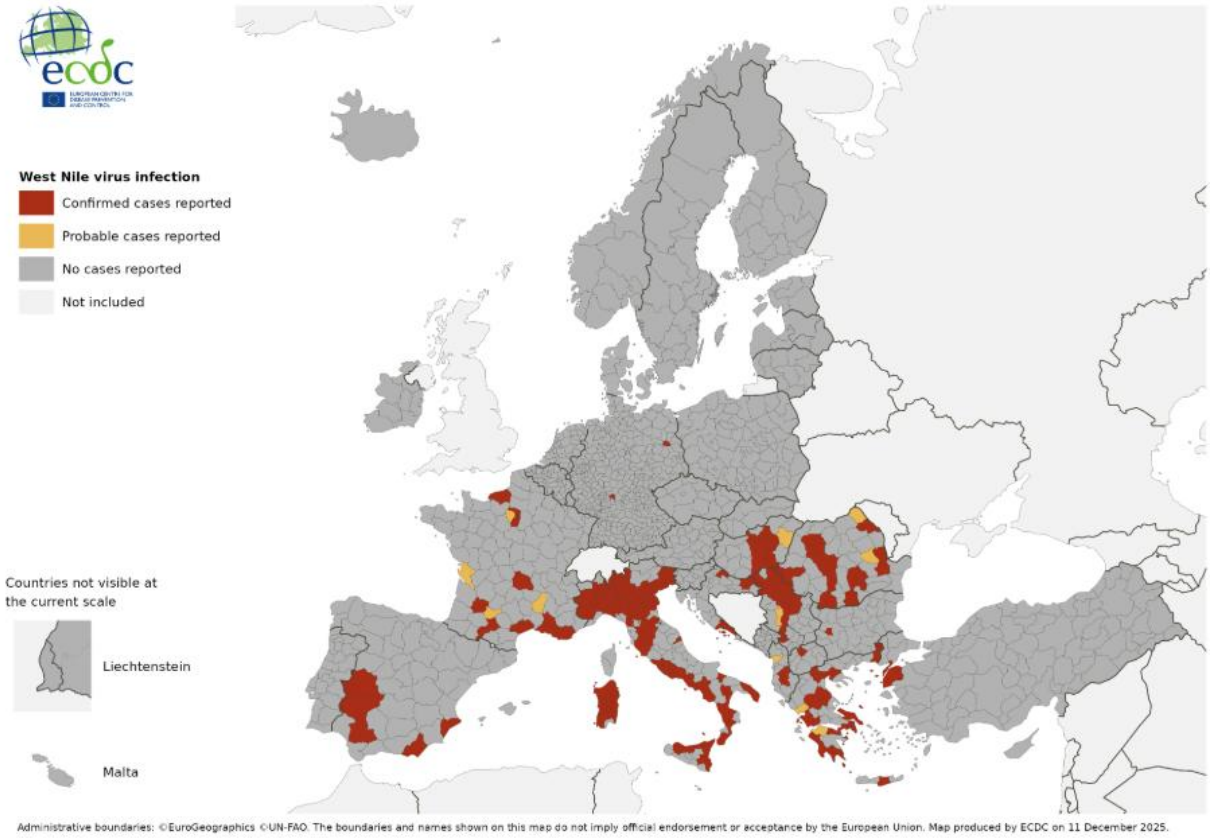
West Nile virus human disease cases reported by state of residence, 2025



出典：West Nile Virus, Historic Data(1999-2025)

ヨーロッパでは、2025 年 12 月 3 日時点で、14 か国から 1,112 例（うち 97 例の死亡例を含む）の国内感染事例が報告された。2025 年の症例数は、過去 10 年間の平均値（758 例）を上回っているが、特に流行した 2018 年、2022 年、2024 年は 1,300 例以上であり、2025 年の症例数はこれらの年を下回った。最も多くの国内感染事例が報告された国は、イタリアの 779 例（うち 72 例の死亡例を含む）で、2024 年の 455 例と比較して 1.7 倍に増加した。次いでギリシャ（96 例、うち 1 例は感染場所不明)、フランス (62 例)、セルビア (62 例)、ルーマニア (49 例)、スペイン(36 例)、ハンガリー (14 例)、クロアチア (4 例)、アルバニア (3 例)、ドイツ (2 例)、北マケドニア (2 例)、ブルガリア (1 例)、コソボ (1 例)、トルコ (1 例）であった[24]。

Distribution of locally acquired human West Nile virus infections in 2025.（as of 10 December 2025）



出典：ECDC, Weekly updates: Seasonal surveillance in humans in 2025 for West Nile virus
（アクセス 20260622）

2.2　ねずみ媒介感染症

Rodent-borne diseases

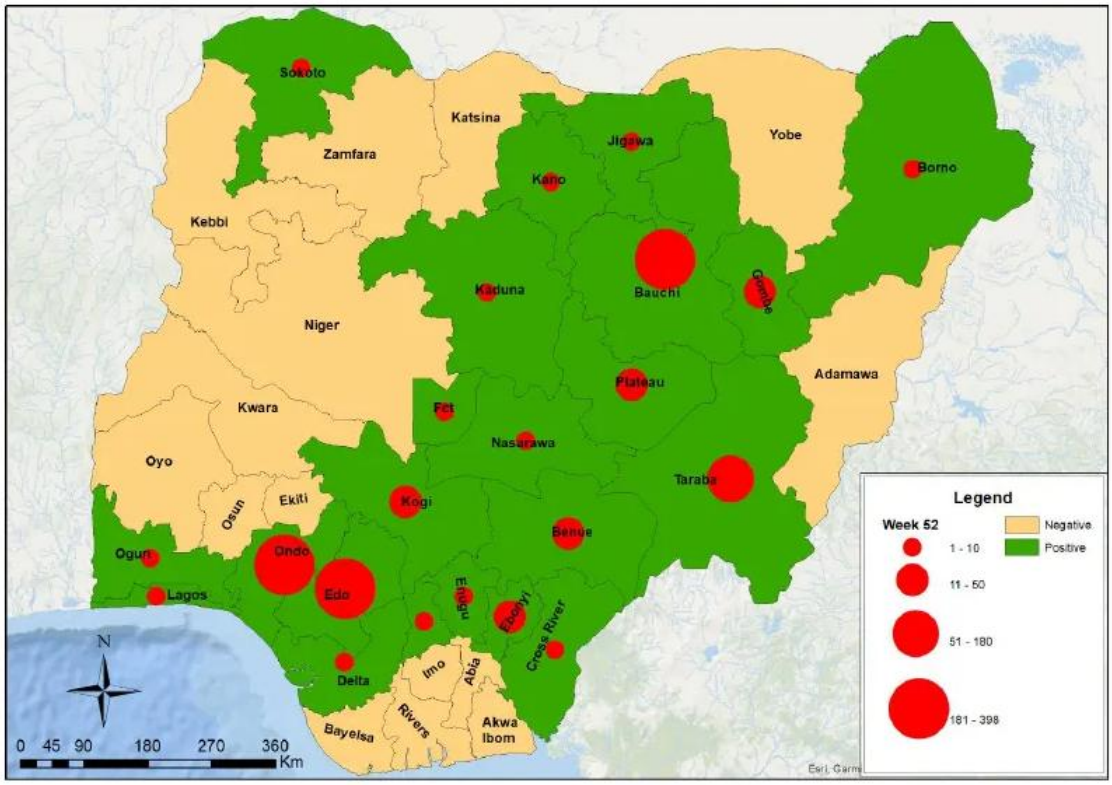
○ラッサ熱

Lassa fever

ラッサ熱は、シエラレオネ、リベリア、ギニア、ナイジェリアなど、西アフリカの一部の地域で風土病となっている。これらの地域にはラッサウイルスの主な自然宿主であるマストミス（*Mastomys natalensis*）が生息しており、年間約 30 万～50 万例が発生し、関連する死亡例は 5,000 例と推定されている [25,26]。

ナイジェリアでは、2025 年第 1 週から第 52 週までに、確定症例が 1,148 例、死亡例が 215 例であり、致死率 18.7%であった。確定症例のうち、Ondo 州（34.7%）、Bauchi 州（26.2%）、Edo 州（15.9%）、Taraba 州（11.8%）の 4 州で 88.7%を占めていた [27]。

Confirmed Lassa fever cases by States in Nigeria, Week 52, 2025



出典：NCDC：Lassa Fever Situation Report Epi Week;52 2025

○ペスト

Plague

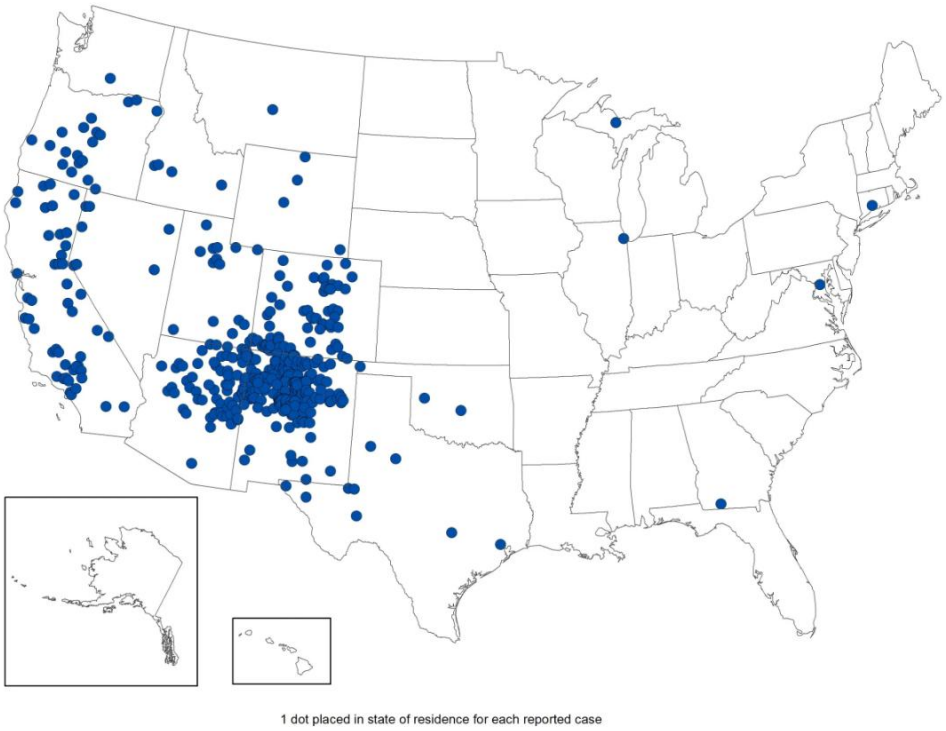
ペストは、オセアニアを除くすべての大陸でみられており、1990 年代以降の症例のほとんどはアフリカで発生し、コンゴ民主共和国、マダガスカル、ペルーの 3 か国から最も多くの症例が報告されている [28]。

特に、マダガスカルでは、風土病となっており、標高 700 メートルを超える中央高地では、ほぼ毎年、9 月から 4 月頃の流行期に症例が報告されている [29]。また、アメリカ西部の農村地域、アフリカ及びアジアの一部地域では、まれであるが、依然としてペストの発生がみられている [30]。アメ

リカ合衆国では、年間平均 7 例のペスト症例が報告され、その 80%以上が腺ペストである。症例報告は、主に New Mexico 州北部、Arizona 州北部、Colorado 州南部、California 州等でみられる[31]。2024 年 1 月には、Oregon 州で飼い猫から感染した症例報告が 1 例あった[32]。

西太平洋地域では、2025 年 9 月にモンゴルの Khuvsgul 県から症例が報告された[33]。

Map of reported human plague cases in the United States,1970-2023.



出典：CDC：Plague, Map and Statistics

○ハンタウイルス感染症

Hantavirus infection

【HPS】

アメリカ合衆国の New Mexico 州では、2025 年 10 月 30 日現在、Santa Fe 郡で 3 例、Bernalillo 郡で 2 例（郡外からの旅行関連者）、McKinley 郡及び Taos 郡で各 1 例の、合計 7 例の HPS 症例が報告された。New Mexico 州では、1975 年から 2025 年までに累計 142 例の HPS 症例と 55 例の死亡例が報告された[34]。

アルゼンチンは、WHO アメリカ地域で症例報告が最も多い国であり、2025 年第 47 週までに、確定症例が 66 例、死亡例が 21 例報告され、致死率は 32.0%で、過去 4 年間の平均（15.4%）を大きく上回った。最も症例報告が多かったのは、中央地域の 42 例（63.6%）であり、次いで北西部の 14 例（21.2%）、南部の 7 例（10.6%）、北東部の 3 例（4.5%）の順であった[35]。

ブラジルでは、2025 年第 47 週までに、確定症例が 20 例、死亡例が 11 例報告され、致死率は 55.0%で、過去 4 年間の平均（30.2%）を大きく上回った。最も症例報告が多かったのは、Santa Catarina 州の 6 例（30.0%）であり、次いで Minas Gerais 州の 5 例（25.0%）、Rio Grande do Sul 州の 3 例（15.0%）、Mato Grosso 州の 2 例（10.0%）、Maranhão 州及び Pará 州の各 1 例（5.0%）の順であった。なお、特定できなかった事例が 2 例あった[35]。

ボリビアでは、2025 年第 46 週までに、確定症例が 48 例、死亡例が 11 例報告された。2025 年

の症例数は、2023 年及び 2024 年の平均症例数（23 例）のおよそ 2 倍であった。また、致死率は 22.9%で、過去 4 年の平均（15.9%）を上回っていた。最も症例報告が多かったのは、La Paz 県の 27 例（56.3%）であり、次いで Tarija 県の 15 例（31.3%）、Beni 県及び Santa Cruz 県の各 3 例（6.3%）の順であった [35]。

チリでは、2025 年第 45 週までに確定症例 35 例、死亡例が 7 例報告され、致死率は 20.0%で、過去 5 年間の平均（23.4%）を下回っていた。最も症例報告が多かったのは、Los Ríos 州の 7 例（20.0%）であり、次いで Ñuble 州の 5 例（14.3%）、O'Higgins 州及び Araucanía 州の各 4 例（11.4%）、Maule 州、Biobío 州、Los Lagos 州及び Aysén 州の各 3 例（8.6%）、Metropolitana 州の 1 例（2.9%）の順であった。なお、調査中の症例が 2 例（5.7%）あった [35]。

パナマでは、2025 年第 47 週までに、確定症例が 18 例報告されたが、死亡例は報告されていない。最も症例報告が多かったのは Los Santos 県の 15 例（83.3%）であり、次いで Herrera 県の 2 例（11.1%）、Coclé 県の 1 例（5.6%）の順であった [35]。

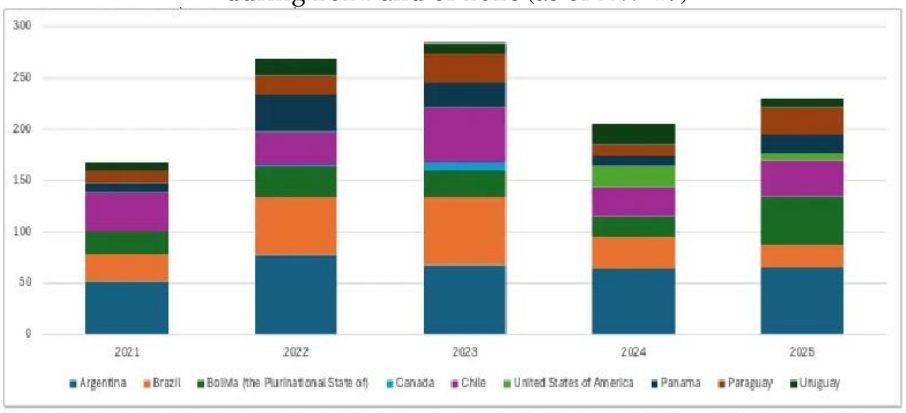
パラグアイでは、2025 年第 47 週までに、確定症例が 27 例、死亡例が 6 例（致死率 22.2%）と報告された。これは、過去 4 年間の症例数の平均（18 例）、致死率の平均（12.3%）を上回っていた。2025 年の症例のうち 15 例（55.6%）は Boquerón 県の Mariscal Estigarribia で発生したアウトブレイクに起因していた [35]。

ウルグアイでは、2025 年第 46 週までに、確定症例が 8 例、死亡例 1 例が報告された。致死率は 12.3%で、過去 4 年間の平均（13.7%）を下回った。症例報告が多かったのは、Canelones 県及び Soriano 県の各 2 例（25%）、Montevideo 県、Lavalleja 県、Río Negro 県及び Rocha 県の各 1 例（12.5%）であった [35]。

【HFRS】

2024 年 3 月に、ドイツの Leipzig において、民間ペットラット繁殖施設への訪問に関連した Seoul 型ウイルスによる HFRS 様症状を呈した 1 例が報告された。ヨーロッパにおける HFRS の原因ウイルスは、Puumala 型ウイルスと Dobrava 型ウイルスが最も多いため、ドイツ国内での Seoul 型ウイルスによる症例報告は、まれな事例であった [36]。

Cases of hantavirus pulmonary syndrome reported in the Americas Region, during 2021 and of 2025(as of EW 47)



*Note: No data is available for Canada for the year 2024 and 2025 and for the United States of America for the year 2021, 2022, and 2023.
Source: Adapted from data provided by the respective countries [1-8, 13].

出典：WHO：Epidemiological Alert Hantavirus Pulmonary Syndrome in Americas Region - 19 December 2025

2.3　ダニ媒介感染症

Tick-borne diseases

○クリミア・コンゴ出血熱

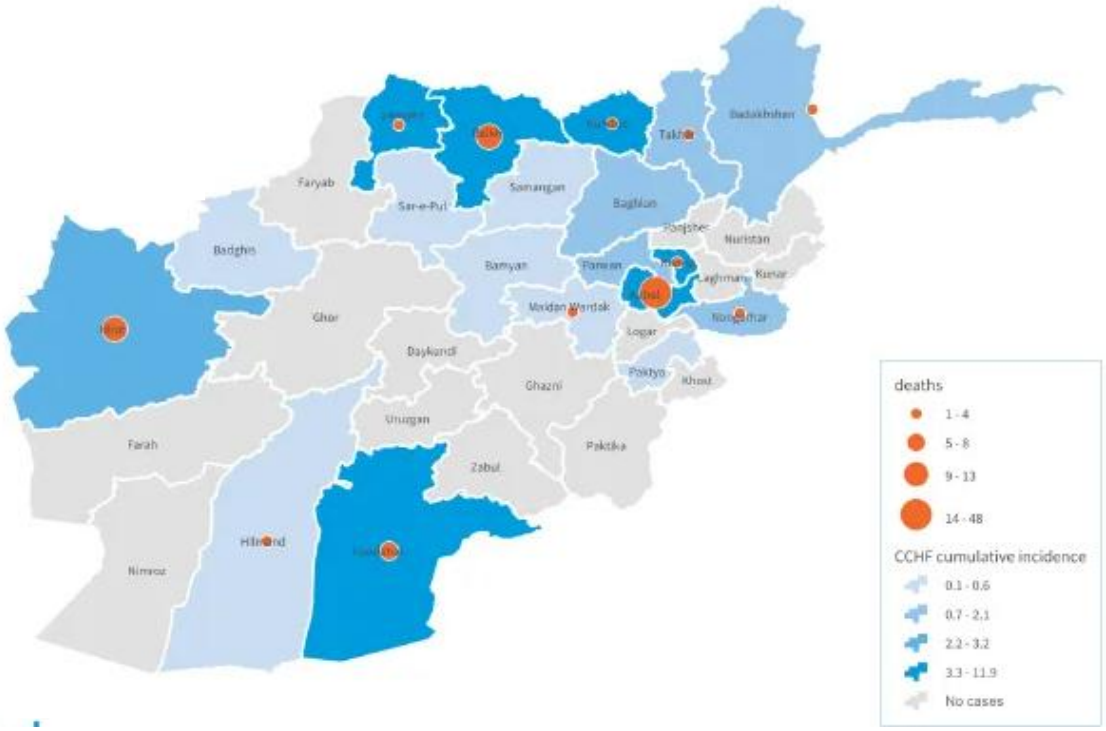
Crimean-Congo hemorrhagic fever

2025 年初頭から 10 月 8 日までに、スペイン及びギリシャでクリミア・コンゴ出血熱（以下「CCHF」という。）の症例報告があった。スペインでは、過去にも報告がある Salamanca 県で 2 例、Toledo 県で 1 例の計 3 例が報告された。これまで、Salamanca 県、Castile and León 州、Toledo 県及び Castilla-La Mancha 州での人への感染例と動物とのウイルス感染環は報告されていた。また、ギリシャでは Thessaly 地方で 2 例（うち 1 例は患者を診療した医療従事者）が報告されたが、これまで同地方及び周辺地域での人への感染症例と動物とのウイルス感染環の報告はなかった [37]。

東地中海地域のうち、アフガニスタンでは 2025 年初頭から第 50 週までに、CCHF の疑い症例 1,479 例、死亡例 102 例、検査による確定症例 422 例が報告された。人口 10 万人当たりの疑い症例の累積発生率は Kabul 州が最も高く、11.9 であった [38]。

アフリカ地域のうち、ナミビアでは 2025 年 11 月 22 日に 1 例の死亡例が確認された。CCHF はナミビアで依然としてまれであり、過去 10 年間の症例報告数は 10 例未満である [39]。また、ウガンダでは、2025 年 4 月 15 日までに 7 症例（確定症例 3 例、可能性例 1 例、疑い症例 3 例）が報告された [40]。

CCHF cases cumulative incidence per 100,000 population by province and provincial distribution of deaths (29 Dec 2024 – 13 Dec 2025)



出典：WHO EMRO Infectious disease outbreak situation reports
Epidemiological Week 50, 07 - 13 December 2025

3　媒介動物の侵入調査及び生息調査の概要（2025 年）

Outline of investigation of vector invasion and habitat in 2025

3.1　調査実施検疫港及び検疫飛行場（2025 年）

A list of quarantine ports and quarantine airports investigated in 2025

検疫法施行令（昭和 26 年 12 月 14 日政令第 377 号）第 1 条の 2 の法第 3 条の政令で定める港又は飛行場のうち、平成 26 年 3 月 24 日付、食安検発第 0324 第 3 号「港湾区域等衛生管理業務の手引きについて」（以下「衛生管理業務の手引き」という。）により横浜検疫所港湾衛生評価分析官へ報告があった検疫港（海港）及び検疫飛行場（空港）を対象とした（無線検疫対象港の調査データは除く。）。

検疫港（海港）：92

小樽港、石狩湾港、稚内港、留萌港、紋別港、網走港、花咲港、釧路港、苫小牧港、室蘭港、函館港、青森港、八戸港、宮古港、釜石港、大船渡港、気仙沼港、石巻港、仙台塩釜港、秋田船川港、酒田港、小名浜港、日立港、鹿島港、木更津港、千葉港、二見港、京浜港（東京港）、京浜港（川崎港）、京浜港（横浜港）、横須賀港、三崎港、直江津港、新潟港、伏木富山港、金沢港、七尾港、内浦港、敦賀港、清水港、焼津港、福江港、三河港、衣浦港、名古屋港、四日市港、尾鷲港、舞鶴港、勝浦港、和歌山下津港、阪神港（大阪港）、阪南港、阪神港（神戸港）、水島港、境港、浜田港、福山港、呉港、広島港、岩国港、徳山下松港、宇部港、徳島小松島港、坂出港、松山港、新居浜港、三島川之江港、高知港、関門港、博多港、三池港、唐津港、伊万里港、佐世保港、長崎港、比田勝港、厳原港、大分港、佐賀関港、佐伯港、水俣港、八代港、三角港、細島港、志布志港、鹿児島港、喜入港、串木野港、金武中城港、那覇港、平良港、石垣港

検疫飛行場（空港）：32

新千歳空港、旭川空港、函館空港、青森空港、仙台空港、秋田空港、福島空港、成田国際空港、東京国際空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、中部国際空港、関西国際空港、岡山空港、美保飛行場（米子空港）、広島空港、松山空港、福岡空港、北九州空港、大分空港、長崎空港、熊本空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、静岡空港、百里飛行場（茨城空港）、佐賀空港、高松空港、花巻空港、石垣空港

合計：124 検疫港・検疫飛行場（表 1、図 1 － 1、図 1 － 2）

3.2　調査対象感染症及び調査方法（2025 年）

Infectious diseases investigated and investigation methods in 2025

調査対象感染症は、蚊族により媒介されるデング熱、マラリア、チクングニア熱、ジカウイルス感染症、日本脳炎、ウエストナイル熱及びねずみ族又はノミ類により媒介される南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、HFRS、HPS である。本調査は、「衛生管理業務の手引き」の別添 2 の「ねずみ族調査マニュアル」及び別添 3 の「蚊族調査マニュアル」に基づき実施した。

3.3　調査期間

Period of investigation

2025 年 1 月 1 日～12 月 31 日

January　1　through December 31, 2025

3.4　調査データの集約方法

Collecting methods of investigation data

平成 26 年 3 月 24 日付け食安検発第 0324 第 4 号（令和 7 年 3 月 21 日最終改正）「「港湾区域等衛生管理業務の手引きについて」における調査結果の取扱いについて」に基づき実施した検疫港及び検疫飛行場から横浜検疫所港湾衛生評価分析官に送付されたデータについて、横浜検疫所港湾衛生評価分析官で集約した。

4　媒介動物の侵入調査及び生息調査の結果（2025 年）

Results of vector investigations targeting invasive species and native species in 2025

4.1　蚊族調査

Investigation of mosquitoes

蚊媒介感染症に対する浸淫度を把握し国内での流行を推定する目的で、海外から来航する航空機及び検疫法施行令別表第三で定める区域（以下「政令区域」という。）における蚊族の侵入・生息状況の調査及び病原体検査を実施した。

4.1.1　航空機調査

Aircraft survey

航空機調査は、海外から来航する航空機に対して目視及び捕虫網により、32 検疫飛行場で 18 か国・地域、41 路線（2024 年：31 検疫飛行場で 20 か国・地域、46 路線）、724 機（2024 年：696 機）について実施した。

調査を実施した航空機の発航国・地域は、フィリピン：129 機と最も多く、次いで台湾：124 機、韓国：92 機、中国（香港を除く）：87 機、タイ：51 機、ベトナム：47 機、中国（香港）：39 機、シンガポール：39 機、インド：32 機、バングラデシュ：31 機、メキシコ：20 機、インドネシア：13 機、マレーシア：9 機、アメリカ（グアムを除く）：5 機、グアム：3 機、オーストラリア：1 機、ルクセンブルク：1 機、アラブ首長国連邦：1 機であった。

地域別では、東アジア地域：342 機（47.2%）、南東アジア地域：288 機（39.8%）の 2 地域、合計 630 機で 87.0%を占めた。その他の地域では、南アジア地域：63 機（8.7%）、中米地域：20 機（2.8%）、北米地域：5 機（0.7%）、南太平洋地域：3 機（0.4%）、欧州地域：1 機（0.1%）、オセアニア地域：1 機（0.1%）、中東地域：1 機（0.1%）であった。調査を実施した航空機のうち、4 か国 4 路線（2024 年：4 か国・地域 4 路線）の 32 機（4.4%）で雄 1 個体を含む 73 個体（2024 年：25 機（3.6%）、62 個体）の蚊族を採集した（表 3、表 4 － 1、表 4 － 2）。

採集があった路線（最終発航地）のうち、メキシコのメキシコシティ国際空港（20 機中 11 機、採集率：55.0%）が最も採集率が高かった。次いでバングラデシュのハズラット・シャージャラール国際空港（31 機中 17 機、採集率：54.8%）、アメリカのダニエル・K・イノウエ国際空港（4 機中 1 機、採集率：25.0%）、インドのインディラ・ガンディー国際空港（20 機中 3 機、採集率：15.0%）であった（表 3、表 4 － 1、表 4 － 2、図 2）。

採集した蚊族の種別は、30 機 69 個体（2024 年：24 機 61 個体）でアカイエカ群（*Culex pipiens* complex）、1 機 1 個体（2024 年：1 機 1 個体）でナミカ亜科、1 機 3 個体（2024 年：実績なし）で不明種であった。

採集した感染症媒介種であるアカイエカ群（69 個体）は、フラビウイルスについて、病原体検査を実施した。また、種の同定に至らなかったナミカ亜科（1 個体）は、フラビウイルス及びチクングニアウイルスの検査を実施した。その他、不明種（3 個体）については、フラビウイルス検査を実施した。その結果、全て陰性であった（表３、表４－１、表４－２、図２）。

4.1.2　成虫調査及び幼虫調査

Survey of adult mosquitoes and mosquito larvae

調査は、「衛生管理業務の手引き」の別添１「港湾衛生管理ガイドライン」に従い総務省統計局の標準地域メッシュを用いて設定した区域を調査対象区域（以下「調査区」という。）とし、外来種の蚊族の侵入及び発生状況を把握するため、調査区内にドライアイスを用いた採集機器（ライトトラップ）等を設置し調査を行った（以下「成虫調査」という。）。

また、調査区における外来種の蚊族の侵入及び媒介種の定着状況を把握するため、幼虫の採集機器（オビトラップ等）を設置するとともに、産卵・生息が可能な側溝や溜マス等の水域について幼虫の生息状況の調査を行った（以下「幼虫調査」という。）。

成虫調査

Survey of adult mosquitoes

92 海港及び 32 空港、合計 124 海港及び空港（2024 年：92 海港及び 31 空港、合計 123 海港及び空港）において、延べ 1,669 調査区（2024 年：延べ 1,491 調査区）で調査を実施した。

その結果、83 海港（90.2%）（2024 年：88 海港（95.7%））、31 空港（96.9%）（2024 年：27 空港（87.1%））の、合計 114 海港及び空港（91.9%）（2024 年：115 海港及び空港（93.5%））で 6 属 1 亜属 30 種群及び不明種、17,753 個体（2024 年： 7 属 2 亜属 31 種群及び不明種の 14,040 個体）を採集した。

採集した主な蚊族の種別は、アカイエカ群 7,281 個体、コガタアカイエカ（*Culex tritaeniorhynchus*）6,607 個体、ヒトスジシマカ（*Aedes albopictus*）2,055 個体であった。病原体検査の対象となった蚊族は、4 属 1 亜属 20 種群 17,530 個体（2024 年： 4 属 18 種群 13,580 個体）であり、採集した蚊族の 98.7%を占めていた。成田国際空港において実施した 6 月及び 7 月の調査で、外来種であるネッタイシマカ（*Aedes aegypti*）の成虫を 1 個体ずつ採集した（表５－1～３）。

幼虫調査

Survey of mosquito larvae

91 海港及び 32 空港、合計 123 海港及び空港（2024 年：91 海港及び 31 空港、合計 122 海港及び空港）において、延べ 1,544 調査区（2024 年：延べ 1,447 調査区）で調査を実施した。

その結果、74 海港（81.3%）（2024 年：78 海港（85.7%））及び 29 空港（90.6%）（2024 年：26 空港（83.9%））の計 103 海港及び空港（83.7%）（2024 年：104 海港及び空港（85.2%））で幼虫を採集した。

採集した幼虫の種別は、7 属 23 種群及び不明種（2024 年：6 属 21 種群及び不明種）で、そのうち感染症媒介種（優先種、従属的種及び注意すべき種）は、３属 14 種群（2024 年：3 属 11 種群）であった。

福岡空港において実施した 7 月の調査で、外来種であるネッタイシマカの幼虫 1 個体を採集し

た。また、中部国際空港において実施した 8 月の調査では、採集した卵から孵化した幼虫をネッタイシマカと同定した（表６－１～３）。

蚊媒介感染症別の媒介種の採集状況及び病原体検査結果
Collection status of vector species of each mosquito-borne disease and result of pathogen examination

○ デング熱
Dengue fever

成田国際空港において、外来種かつ優先種であるネッタイシマカの成虫を採集した。また、福岡空港の調査でネッタイシマカの幼虫を採集した。さらに、中部国際空港の調査では、採集した卵から孵化した幼虫をネッタイシマカと同定した。

98 海港及び空港（79.0%）（2024 年：100 海港及び空港（81.3%））では、優先種であるヒトスジシマカ、注意すべき種であるコガタアカイエカ、セスジヤブカ（*Aedes dorsalis*）、リバースシマカ（*Aedes riversi*）、ヤマダシマカ（*Aedes flavopictus*）の成虫又は幼虫を採集した（表５－１～３、表６－１～３、図 3）。

ヒトスジシマカの成虫は 2,055 個体で、採集した蚊族全個体の 11.6%（2024 年：2,168 個体 15.4%）を占めていた。

○ マラリア
Malaria

13 海港及び空港（10.5%）（2024 年：14 海港及び空港（11.4%））で、優先種であるシナハマダラカ（*Anopheles sinensis*）の成虫及び幼虫を採集した。また、従属的種であるエセシナハマダラ（*Anopheles sineroides*）、オオツルハマダラカ（*Anopheles lesteri*）、注意すべき種であるチョウセンハマダラカ（*Anopheles koreicus*）の成虫を採集した（表５－１～３、表６－１～３、図 4）。

○ チクングニア熱及びジカウイルス感染症
Chikungunya fever and Zika virus infection

成田国際空港の調査において、外来種かつ優先種であるネッタイシマカの成虫を採集した。また、福岡空港の調査でネッタイシマカの幼虫を採集した。さらに、中部国際空港の調査では、採集した卵から孵化した幼虫をネッタイシマカと同定した。

94 海港及び空港（75.8%）（2024 年：94 海港及び空港（76.4%））で、優先種であるヒトスジシマカの成虫又は幼虫を採集した（表５－１～３、表６－１～３、図 5）。

○ 日本脳炎
Japanese encephalitis

119 海港及び空港（96.0%）（2024 年：107 海港及び空港（87.0%））では、優先種であるコガタアカイエカ、シロハシイエカ（*Culex pseudovishnui*）、注意すべき種であるヒトスジシマカ、ネッタイイエカ（*Culex quinquefasciatus*）、カラツイエカ（*Culex bitaeniorhynchus*）、ヨツボシイエカ（*Culex sitiens*）などの 11 種の成虫又は幼虫を採集した（表５－１～３、表６－１～３、

図 6)。

○ ウエストナイル熱

West Nile fever

119 海港及び空港（96.0%）（2024 年：119 海港及び空港（96.7%））では、優先種であるアカイエカ群、ネッタイイエカ、従属的種であるシナハマダラカ、ネッタイシマカ、ヒトスジシマカ、オオクロヤブカ（*Armigeres subalbatus*）、コガタアカイエカなど 11 種、注意すべき種であるヨツボシイエカの成虫又は幼虫を採集した（表５－１～３、表６－１～３、図 7)。

○ 検疫感染症等の病原体検査結果

Result of pathogen examination for quarantinable infectious diseases

採集した感染症媒介種のうち、検査対象とした 17,530 個体について検疫感染症等の病原体検査（フラビウイルス：1,497 プール、チクングニアウイルス：288 プール及びマラリア原虫：22 プール）を実施した結果、8 月に佐賀空港で採集したコガタアカイエカから、日本脳炎ウイルス（遺伝子型 I 型）を検出した。それ以外の病原体検査の結果は、陰性であった（表５－１～３)。

4.2　ねずみ族調査

Investigation of rodents

ねずみ媒介感染症に対する浸淫度を把握し、流行を推定する目的で政令区域におけるねずみ族、寄生ノミの侵入・生息状況の調査及び病原体検査を実施した。調査は、蚊族調査と同様に政令区域内に調査区を設定し、調査区内にねずみ族の捕獲器として籠及びシャーマントラップを設置する方法により、92 海港及び 32 空港、合計 124 海港及び空港（2024 年：92 海港及び 31 空港、合計 123 海港及び空港）で、延べ 987 調査区（2024 年：延べ 927 調査区）で実施した（表７－１～３)。

ねずみ族の捕獲状況

Capture status of rodent species

58 海港及び 28 空港、合計 86 海港及び空港（69.4%）（2024 年：63 海港及び 24 空港、合計 87 海港及び空港（70.7%））で 5 属 8 種 451 頭（2024 年：5 属 8 種及び不明種（同定不能）468 頭）のねずみ族を捕獲した。捕獲したねずみ族の種別は、ドブネズミ（*Rattus norvegicus*）が 151 頭と最も多く、次いでハツカネズミ（*Mus musculus*）149 頭、クマネズミ（*Rattus rattus*）80 頭、アカネズミ（*Apodemus speciosus*）31 頭、エゾアカネズミ（*Apodemus speciosus ainu*）17 頭、エゾヤチネズミ（*Clethrionomys rufocanus bedfordiae*）9 頭、ヒメネズミ（*Apodemus argenteus*）8 頭、ハタネズミ（*Microtus montebelli*）6 頭で、外来種の捕獲はなかった。

１調査区あたりの捕獲率は、0.46 頭で（2024 年：0.50 頭)、１調査区あたりの捕獲率が高かったのは、苫小牧港の 3.7 頭、次いで京浜港（横浜港）の 3.3 頭であった。また、最も多くのねずみ族が捕獲されたのは、京浜港（横浜港）の 49 頭であった（表７－１～３)。

寄生ノミ及びダニの採集状況

Collected status of fleas and ticks

寄生ノミは、3 検疫港でペストの従属的種であるヨーロッパネズミノミ（*Nosopsyllus fasciatus*）5 個体を採取した。その他、検疫感染症等の媒介種ではないモグラケブカノミ（*Ctenophthalmus congener congeneroides*）1 個体及びモグラケブカノミ属（*Ctenophthalmus*）1 個体を採取した。

寄生ダニは、不明種を含めて 340 個体を採取し、最も多く採取されたのはヒメトゲダニ（*Laelaps nuttalli*）の 176 個体であった（表７－１～３）。

ねずみ媒介感染症別の媒介種の捕獲状況及び病原体検査結果

Capture status of rodent vector species of each rodent-borne disease and result of pathogen examination

○ 南米出血熱及びラッサ熱

South America hemorrhagic fever and Lassa fever

南米出血熱及びラッサ熱の媒介種の捕獲はなかった（表７－１～３）。

○ ペスト

Plague

86 海港及び空港（69.4%）で、従属的種である 5 属 8 種 451 頭のねずみ族を捕獲し、これらのねずみ族が国内の港湾区域及び空港区域（以下、「港湾区域等」という。）に広く生息していることが確認された。また、小樽港、室蘭港、鹿島港で、ペスト菌を媒介する従属的種であるヨーロッパネズミノミ 5 個体を採取した（表７－１～３、図８）。

○ HFRS

83 海港及び空港（66.9%）で、従属的種である 4 属 5 種（ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミ、アカネズミ及びエゾヤチネズミ）420 頭を捕獲し、これらのねずみ族が国内の港湾区域等に広く生息していることが確認された（表７－１～３、図９）。

○ HPS

HPS の媒介種の捕獲はなかった（表７－１～３）。

○ 検疫感染症等の病原体検査結果

Result of pathogen examination for quarantinable infectious diseases

捕獲した検疫感染症等の媒介種のうち、検査対象とした 437 頭に対して、検疫感染症等の病原体検査（ペスト菌抗体：437 検体、ハンタウイルス抗体（HFRS）：431 検体）を実施した結果、全てが陰性であった（表７－１～３）。

関係機関からの通報により捕獲したねずみ族

Capture of rodents reported by related agencies

関係機関によるねずみ族の発見通報を受け、検疫所で対応した結果、海外からの侵入と推定された 23 事例を以下の表に取りまとめた。

なお、関係機関からの通報事例のうち、外来種（日本国内に定着・生息が確認されていない種）と同定したねずみ族 1 頭を捕獲した。

2025 年　海外から侵入したと推測されるねずみ族捕獲事例（関係機関による通報事例）

2025年　海外から侵入したと推測されるねずみ族捕獲事例（関係機関による通報事例）

港名又は空港名	発見場所	捕獲種	個体数（生死の別）	推定侵入地域	貨物等の種類
中津港（非検疫港）	外航コンテナ内	クマネズミ	死鼠：1	Manila（フィリピン）	自動車部品
京浜港（東京港）	外航コンテナ内	サンガクハタネズミ（*Microtus montanus*）※	死鼠：1	Oregon州（アメリカ）	牧草
成田国際空港	旅客機客室内	ヨウシュハツカネズミ	生体：1	California州San Diego（アメリカ）	—
清水港	外航コンテナ内	クマネズミ	死鼠：1	Shanghai（中国）	精密機器
京浜港（東京港）	外航コンテナ内	不明	死鼠：1	Washingon州Tacoma（アメリカ）	引っ越し荷物
千葉港	外航コンテナ内	クマネズミ	死鼠：1	不明（モーリタニア）	タコ
名古屋港	外航コンテナ内	ハツカネズミ	生体：1	Le Havre（フランス）	ビール原料
京浜港（横浜港）	外航コンテナ内	クマネズミ	死鼠：1	不明（オーストラリア）	ビール原料
今治港（非検疫港）	外航コンテナ内	クマネズミ	死鼠：1	Busan（韓国）	不織布等
門司港	本船出入口ハッチ付近	ハツカネズミ	死鼠：1	Dalian（中国）	グルテンミール
阪神港（大阪港）	外航コンテナ内	不明	死鼠：1	Ho Chi Minh（ベトナム）	布生地
志布志港	外航コンテナ内	不明	死鼠：1	Dalian（中国）	乾燥麦藁
苫小牧港	外航コンテナ内	ハツカネズミ	死鼠：1	Fremantle（オーストラリア）	牧草
名古屋港	外航コンテナ内	ハツカネズミ	死鼠：1	California州Winters（アメリカ）	牧草
阪神港（神戸港）	外航コンテナ内	クマネズミ	死鼠：1	Ho Chi Minh（ベトナム）	バナナ
東京国際空港	旅客機Galley内	クマネズミ	生体：1	Istanbul（トルコ）	—
苫小牧港	外航コンテナ内	ハツカネズミ	死鼠：1	St, Northam WA（オーストラリア）	牧草
名古屋港	外航コンテナ内	クマネズミ	死鼠：1	Karnataka州Bangalore（インド）	スチールラック
阪神港（大阪港）	外航コンテナ内	ハツカネズミ	死鼠：1	Shanghai（中国）	冷凍食品
成田国際空港	乗客手荷物	クマネズミ	生体：1	Hanoi（ベトナム）	乗客手荷物
中津港（非検疫港）	外航コンテナ内	ドブネズミ	死鼠：1	不明（フィリピン）	自動車部品
苫小牧港	外航コンテナ内	ハツカネズミ	生体：1	Kentucky州Lexington（アメリカ）	飼料用粉末リン酸Ca
成田国際空港	外航コンテナ内	クマネズミ	死鼠：1	British Columbia州Richmond（カナダ）	乗客手荷物

※ 外来種

5　リスク評価とまとめ（2025 年）

Risk assessment of vector- borne diseases in 2025

5.1　蚊媒介感染症

Mosquito-borne diseases

各検疫港・検疫飛行場について、「衛生管理業務の手引き」に基づき、調査結果から検疫感染症等の侵入リスクをA～Dで評価した。調査を実施した月ごとに侵入リスクを評価し、最も高い侵入リスクを年間の評価とした（表８）。

A（非常に低い）：政令区域での基礎的調査等において捕集されるが媒介蚊（優先種、従属的種、注意すべき種）ではない。又は蚊が捕集されない。

B（低　　い）：政令区域での基礎的調査等において検疫感染症等を媒介する媒介蚊（優先種、従属的種、注意すべき種）が捕集された。検疫感染症等の病原体若しくは病原体遺伝子等の保有は確認されない。

C（中　程 度）：政令区域での基礎的調査等において検疫感染症等を媒介する成虫又は幼虫の外来媒介蚊（優先種）が捕集された。検疫感染症等の病原体若しくは病原遺伝子の保有は確認されない。

D（高　　い）：政令区域での基礎的調査等において検疫感染症等を媒介する媒介蚊の成虫（優先種、従属的種、注意すべき種）が捕集された。検疫感染症等の病原体又は病原体遺伝子の保有が確認された。

○ デング熱

Dengue fever

23 海港及び空港（18.5%）は侵入リスクが非常に低いA評価、98 海港及び空港（79.0%）は侵入リスクが低いB評価であった。3 空港（2.4%）では、外来種かつ優先種であるネッタイシマカの成虫又は幼虫（採集した卵から孵化した幼虫を含む。）を採集したため、侵入リスクが中程度のC評価であった。

○ マラリア

Malaria

111 海港及び空港（89.5%）は侵入リスクが非常に低いA評価、13 海港及び空港（10.5%）は侵入リスクが低いB評価であった。

○ チクングニア熱

Chikungunya fever

30 海港及び空港（24.2%）は侵入リスクが非常に低いA評価、91 海港及び空港（73.4%）は侵入リスクが低いB評価であった。 3 空港（2.4%）では、外来種かつ優先種であるネッタイシマカの成虫又は幼虫（採集した卵から孵化した幼虫を含む。）を採集したため、侵入リスクが中程度のC評価であった。

○ ジカウイルス感染症

Zika virus infection

30 海港及び空港（24.2%）は侵入リスクが非常に低いA評価、91 海港及び空港（73.4%）は侵入リスクが低いB評価であった。3 空港（2.4%）では、外来種かつ優先種であるネッタイシマカの成虫又は幼虫（採集した卵から孵化した幼虫を含む。）を採集したため、侵入リスクが中程度のC評価であった。

○ 日本脳炎

Japanese encephalitis

5 海港及び空港（4.0%）は侵入リスクが非常に低いA評価、118 海港及び空港（95.2%）は侵入リスクが低いB評価であった。1 空港（0.8%）では、コガタアカイエカから日本脳炎ウイルス（遺伝子型Ⅰ型）を検出したため、侵入リスクが高いD評価であった。

○ ウエストナイル熱

West Nile fever

5 海港及び空港（4.0%）は侵入リスクが非常に低いA評価、119 海港及び空港（96.0%）は侵入リスクが低いB評価であった。

5.2 ねずみ媒介感染症

Rodent-borne diseases

蚊族調査同様に、調査結果から検疫感染症等の侵入リスク（A～D）で評価した。調査を実施した月ごとに侵入リスクを評価し、最も高い侵入リスクを年間の評価とした（表８）。

A（非常に低い）：政令区域での基礎的調査等においてねずみが捕獲されない（媒介種のねずみが捕獲されない場合も含まれる）。

B（低　　い）：政令区域での基礎的調査等において検疫感染症等を媒介する在来種のねずみ（優先種、従属的種）又はノミ、ダニ（優先種、従属的種）が捕獲された。検疫感染症等の抗体又は病原体若しくは病原体を疑う遺伝子等の保有は確認されない。

C（中　程　度）：政令区域での基礎的調査等において検疫感染症等を媒介する外来種のねずみ（優先種、従属的種）又はノミ、ダニ（優先種、従属的種）が捕獲された。検疫感染症等の抗体又は病原体若しくは病原体を疑う遺伝子等の保有は確認されない。

D（高　　い）：政令区域での基礎的調査等において捕獲したねずみ（優先種、従属的種）又は検疫感染症等を媒介するノミ、ダニ（優先種、従属的種）から検疫感染症等の抗体又は病原体若しくは 病原体を疑う遺伝子等の保有が確認された。

○ 南米出血熱及びラッサ熱

South America hemorrhagic fever and Lassa fever

124 海港及び空港は侵入リスクが非常に低いA評価であった。

○ ペスト

Plague

38 海港及び空港（30.6%）は侵入リスクが非常に低いA評価、86 海港及び空港（69.4%）は侵入リスクが低いB評価であった。

○ HFRS

41 海港及び空港（33.1%）は侵入リスクが非常に低いA評価、83 海港及び空港（66.9%）は侵入リスクが低いB評価であった。

○ HPS

124 海港及び空港は侵入リスクが非常に低いA評価であった。

5.3 考察

Discussion

2025 年の航空機調査は、32 検疫飛行場で 18 か国・地域、41 路線（2024 年：31 検疫飛行場で 20 か国・地域、46 路線）について実施され、2024 年と比較すると概ね同水準であった。

2025 年の蚊族調査のうち、成虫調査は 124 海港及び空港（2024 年：成虫調査は 123 海港及び空港)、幼虫調査は 123 海港及び空港（2024 年：122 海港及び空港）で実施し、いずれも 2024 年と同水準であった。また、実施調査区数について、成虫調査は延べ 1,669 調査区（2024 年：延べ 1,491 調査区）で実施、幼虫調査は延べ 1,544 調査区（2024 年：延べ 1,447 調査区）で実施し、どちらも 2024 年の実施数を上回っていた。

2025 年のねずみ族調査は、124 海港及び空港（2024 年：123 海港及び空港）で実施し、2024 年と概ね同水準であった。また、延べ実施調査区数は、987 調査区（2024 年：927 調査区）で、2024 年の実施数を上回っていた。

2025 年の港湾衛生調査は、各検疫所が策定した港湾衛生調査計画に基づき、概ね計画どおりの調査区数及び航空機数で実施されたことから、「港湾衛生管理ガイドライン」に基づく検疫感染症等の侵入リスクを明らかにすることができたと考える。

航空機調査は、蚊媒介感染症の流行地域を発航する航空機を対象として、アジア地域から来航する航空機を中心に実施し、32 機から雄 1 個体を含む 73 個体の蚊族を採集した（2024 年：25 機、62 個体)。2024 年の採集状況と比較すると、採集した航空機数は 1.3 倍、採集した個体数は 1.2 倍と増加した。2024 年に引き続き、ハズラット・シャージャラール国際空港からの航空機では、31 機中 17 機から 38 個体（雄 1 個体含む）のアカイエカ群が採集されるなど、54.8%と高い採集率であった。さらに、メキシコシティ国際空港からの航空機では、20 機中 10 機から 25 個体のアカイエカ群、 1 機から 3 個体の不明種が採集されるなど、55.0%と高い採集率であった。採集されたアカイエカ群は、アジア地域で流行しているデング熱などを媒介する種でなかったものの、航空機内に蚊族が侵入している現状から、デング熱などを媒介するネッタイシマカの侵入が危惧された。

採集した蚊族の病原体検査の結果、全てが陰性であったが、特定の地域から来航する航空機については高い採集率が認められるため、引き続き、航空会社への蚊族の航空機内への侵入防止策の指導や、海外での蚊媒介感染症の発生状況を踏まえた航空機調査を実施することが必要である。

成虫調査では、6 属 1 亜属 30 種群及び不明種、17,753 個体を採集した。採集した蚊族のうち

98.7%が検疫感染症等の媒介種であった。成田国際空港では、6 月と 7 月の成虫調査で外来種かつデング熱、チクングニア熱、ジカウイルス感染症の媒介種（優先種）であるネッタイシマカが採集された。また、佐賀空港では、日本脳炎の媒介種（優先種）であるコガタアカイエカから日本脳炎ウイルス（遺伝子型Ⅰ型）を検出したことで、自治体に情報提供しつつ非常時調査を実施した。2025 年には、佐賀県及び近隣の福岡県などにおいてブタの日本脳炎抗体保有率が 100%であったことから[8,9]、病原体の検出について引き続き注視する必要がある。外来種の侵入事例のなかった海港及び空港でも同様の事案が発生する可能性は十分に考えられることから、海港及び空港での定期調査を継続し、外来種の侵入監視及び病原体保有状況を把握することが必要である。

幼虫調査では、7 属 23 種群及び不明種を採集し、このうち検疫感染症等の媒介種は、3 属 14 種群（2024 年：3 属 11 種群）で、2024 年と比較して大きな変化はなかった。福岡空港では 7 月、中部国際空港では 8 月の幼虫調査で外来種であるネッタイシマカをそれぞれ採集していたことから、引き続き、航空機や船舶へ蚊侵入防止対策の指導を徹底し、海港及び空港での外来種の定着防止のための環境整備を含む対策を継続することが必要である。

ねずみ族調査は、5 属 8 種 451 頭（2024 年：5 属 8 種及び不明種（同定不能）、468 頭）のねずみ族を捕獲した。捕獲したねずみ族は、ドブネズミ、ハツカネズミ、クマネズミ、アカネズミ、エゾアカネズミ等で外来種の捕獲はなかった。捕獲数は、2024 年と比較して同水準であり、1 調査区あたりの捕獲率は、0.46 頭（2024 年：0.50 頭）とやや減少した。病原体検査では、全て陰性であった。一方、外部寄生虫の調査では、ペストの優先種であるケオプスネズミノミ（*Xenopsylla cheopis*）は採取されなかったものの、従属的種であるヨーロッパネズミノミ（5 個体）を採取している。引き続き、海港及び空港での定期調査を継続し、外来種の侵入監視及び病原体保有状況を把握することが必要である。また、2025 年には、関係機関からねずみ族の海外からの侵入が疑われる 23 事例（2024 年：19 事例）の通報があり、1 事例で外来種であるサンガクハタネズミ 1 頭（*Microtus montanus*）を捕獲した。発見時には死亡していたため、病原体検査は実施できなかったが、今後も、外来種の侵入及び定着を防止する観点から通報事例への適切な対応を実施するための綿密な連携が必要である。

海外での蚊媒介感染症の発生状況をみると、デング熱が依然として世界的な公衆衛生上の脅威であり、マラリアの報告症例は増加傾向にある。また、チクングニア熱についても、媒介蚊の生息域に関連した国内感染事例が報告されている。さらに、ねずみ媒介感染症では、ハンタウイルス感染症やラッサ熱などが特定の国・地域を中心に報告されており、高い致死率を示している。

検疫所が実施した 2025 年の港湾衛生調査においては、海外で発生している蚊媒介感染症やねずみ媒介感染症の病原体の侵入は確認されなかった。しかしながら、これまでの港湾衛生調査において、主要国際空港で外来種であるネッタイシマカの侵入事例や、ベクターとなり得る蚊族及びねずみ族の生息が確認されており、ベクター媒介感染症の侵入リスクは、引き続き存在すると考えられる。

したがって、入域地点（Points of entry）である検疫港及び検疫飛行場においては、ベクター媒介感染症の国内への侵入及び定着を防止するため、リスク評価に基づいた効果的な港湾衛生調査を継続して実施していくことが重要である。

6　情報提供事業

Informing activities

全国の検疫所が実施した港湾衛生調査の実績（データ）については、四半期ごとに取りまとめるとともに、「ベクターサーベイランス情報通信」として、各検疫所へ情報提供を行った（第 88～91 号）。その中で重点調査等を行った事例を以下に記載した。

【成虫調査におけるネッタイシマカ発見事例（成田国際空港）】

6 月 30 日、成田空港検疫所が実施した成虫調査において、2025 年日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）開催に伴う臨時調査として設置していた、ヒトの呼気や体臭を模した誘引剤を用いてヤブカ類成虫を捕集する BG センチネルトラップ 4 か所のうち 1 か所で、採集した成虫 1 個体をネッタイシマカ（雌）と同定した。採集したネッタイシマカ（1 個体）の病原体検査（フラビウイルス、チクングニアウイルス）を実施した結果、陰性であった。

外来種であるネッタイシマカが採集されたことから、以下の重点調査を実施した。

【成虫調査】

7 月 1 日から 7 月 9 日までの期間、ドライアイスを誘引源としたライトトラップ（以下「CO_2 ライトトラップ」という。）による定期成虫調査（8 か所）、臨時調査として設置した BG センチネルトラップ（4 か所）に加えて、採集地点を中心に 100m 範囲内の施設屋外 7～11 か所（重点調査）に CO_2 ライトトラップを設置した。また、7 月 2 日に採集地点のあるサテライト屋内到着スポット 13 か所（重点調査）に BG センチネルトラップを設置し調査を実施した。調査期間中、ネッタイシマカの採集はなかったため、施設屋外の重点調査（11 か所）を終了し、定期調査、臨時調査及び施設屋内の重点調査（13 か所）の体制とした。

7 月 16 日、施設屋内の重点調査（13 か所）のうち 1 か所で採集した成虫 1 個体をネッタイシマカ（雌）と同定した。採集したネッタイシマカ（1 個体）の病原体検査（フラビウイルス、チクングニアウイルス）を実施した結果、陰性であった。

新たにネッタイシマカを採集したことから、7 月 18 日から 7 月 24 日までの期間、継続中の定期調査、臨時調査及び施設屋内の重点調査（13 か所）に加え、再度、施設屋外の重点調査として 10 か所に CO_2 ライトトラップを設置し調査を実施した。調査期間中に、ネッタイシマカの採集はなかった。このため、施設屋外の重点調査（10 か所）は終了し、定期調査、臨時調査及び施設屋内の重点調査（13 か所）の体制とした。

【幼虫調査】

7 月 2 日から 8 月 13 日までの期間、定期調査（オビトラップ：33 定点、水域：15 定点）に加え、重点調査として、ネッタイシマカの採集地点を中心として、新たに産卵台付オビトラップ 15 個を設置し、1 週間ごとに産卵台の回収と設置並びに水の補充を行った。また、臨時調査として、施設屋内に設置されている観葉植物等の水受け皿の目視確認を実施した。

その他、2 回目のネッタイシマカ採集が確認された際は、採集地点周辺の施設屋内や地下施設について、発生源調査を実施した。

調査期間中にネッタイシマカの卵及び幼虫の採集はなかったため、重点調査を終了し、定期調査及び臨時調査の体制とした。

【航空機調査】

7 月 10 日から 9 月 5 日までの期間、ネッタイシマカの採集地点付近の到着スポットを使用する航空

機に対する調査として、3 か国・地域のネッタイシマカ生息地域から来航した 13 機について、機内調査を実施したが蚊族の採集はなかった。

【ネッタイシマカ拡散・定着防止策】

7 月 4 日、ネッタイシマカの採集地点を中心とした半径 400m の範囲内にある雨水枡等 70 か所、マンホールタイプの雨水枡 126 か所の合計 196 か所に、スミチオン乳剤を投入した。さらに、7 月 17 日にスミラブ粒剤（昆虫成長制御剤：IGR）を 234 か所に投入し、翌 18 日に到着スポットの地下排水溝にも投入した。

また、7 月 24 日、NAA（成田国際空港株式会社）が委託した業者による IGR の投与が実施された。

7 月 24 日にネッタイシマカの採集地点と異なる場所で蚊族の目撃情報があったため、7 月 26 日に現場検査を実施後、スミチオン乳剤を投入した。

7 月 31 日にネッタイシマカの採集地点付近の機械室内の計 19 か所の排水枡に IGR を投入した。
8 月 14 日に半径 400m以内、雨水枡、雨水マンホール及び地下雨水枡などの 244 か所に IGR を投入した。

【関係機関への情報提供等】

NAA、施設内店舗及び関係機関に対して、事務連絡の発出により情報共有を行うとともに、蚊族の目撃情報提供等について協力依頼を行った。

【幼虫調査におけるネッタイシマカ発見事例（福岡空港)】

7 月 18 日に福岡空港検疫所支所が実施した定期の幼虫調査において、オビトラップで卵及び幼虫（1 個体）を採集し、7 月 23 日に羽化した成虫を外来種であるネッタイシマカ（雌）と同定した。このため、以下の重点調査を実施した。

なお、羽化したネッタイシマカの病原体検査（フラビウイルス、チクングニアウイルス）を実施した結果、陰性であった。

【成虫調査】

7 月 25 日から 8 月 1 日までの期間、ネッタイシマカの幼虫を採集した定点から半径 100m の範囲内の 5 か所（調査定点 1 か所を含む）に、CO_2 ライトトラップを各 1 台設置した。8 月 4 日から 8 月 10 日までの期間は、5 か所の調査点に CO_2 ライトトラップ及び BG センチネルトラップを各 1 台設置した。9 月 1 日から 9 月 7 日までの期間は、5 か所の調査点に BG センチネルトラップのみを各 1 台設置し調査を実施した。上記の調査期間中、ネッタイシマカの採集はなかったため、重点調査を終了し、定期調査の体制とした。

【幼虫調査】

7 月 26 日から 10 月 3 日までの期間、半径 400m の範囲内の 30 か所に、オビトラップを設置し、週 3 回の頻度で水及び産卵台を入れ替えた。また、施設内の調査として、設置されている観葉植物等の水受け皿の目視確認を実施した。調査期間中、ネッタイシマカの卵及び幼虫の採集はなかったため、重点調査を終了し、定期調査及び臨時調査の体制とした。

【航空機調査】

8 月 1 日から 8 月 29 日までの期間、6 か国・地域のネッタイシマカ生息地域から来航する 20 機に対して機内調査を実施した。調査期間中、ネッタイシマカを含む蚊族の採集はなかったため、重点調査を終了し、定期調査の体制とした。

【ネッタイシマカ拡散・定着防止策】
8月1日にスミチオン粉剤、8月8日に1回目、8月27日に2回目、9月24日に3回目のスミラブ粒剤（幼虫成長抑制剤）※を半径100mの範囲内にある89か所の雨水枡に投入した。
※8月10日に線状降水帯による大雨が発生したことから、8月13日にスミラブ粒剤（幼虫成長抑制剤）を再投入した。
【関係機関への情報提供等】
福岡国際空港株式会社、福岡エアカーゴターミナル株式会社、福岡空港衛生管理運営協議会及びAOC国際旅客分科会に対して、事務連絡の発出による情報提供を行うとともに、調査への協力依頼をした。

【幼虫調査におけるネッタイシマカ発見事例（中部国際空港）】
8月21日に中部空港検疫所支所が実施した定期の幼虫調査において、オビトラップで蚊族の卵（10個）を採集し、孵化した幼虫を9月7日にネッタイシマカと同定した。外来媒介種であるネッタイシマカであったことから、以下の重点調査を実施した。
【成虫調査】
ネッタイシマカの卵を採集した定点から半径400ｍを目安とした範囲内で、9月7日から9月14日までの期間、連日、CO_2ライトトラップを7か所に、またそのうちの2か所にBGセンチネルトラップを併設し調査を実施した。調査期間中、ネッタイシマカの採集はなかったため、重点調査での成虫調査を暫定的に終了した。
【幼虫調査】
ネッタイシマカの卵を採集した定点から半径400ｍを目安とした範囲内で、9月7日から10月12日までの期間、週に1度、オビトラップを18か所に設置し目視確認を実施した。調査期間中、ネッタイシマカの卵及び幼虫の採集はなかったため、重点調査を終了し、定期調査の体制とした。
【関係機関への情報提供等】
中部空港国際就航航空会社に対して、当該事例の情報提供と航空機内の殺虫措置の徹底等を依頼する事務連絡を発出した。中部国際空港保健衛生管理運営協議会及び空港島内の関係事業所に対して、当該事例の情報提供と忌避剤の使用等による虫除け対策等を依頼する事務連絡を発出した。

【コガタアカイエカからの日本脳炎ウイルス遺伝子検出事例：佐賀空港】
8月7日に実施したCO_2ライトトラップによる2定点の成虫調査で採集したコガタアカイエカ（合計1,630個体（33プール））の病原体検査（フラビウイルス）を実施した結果、2定点の4プールから日本脳炎ウイルス（遺伝子型Ⅰ型）を検出した。さらに、8月21日に実施した定期のCO_2ライトトラップを設置した成虫調査の2定点のうち、1定点で採集したコガタアカイエカ（462個体（10プール））の病原体検査（フラビウイルス）を実施した結果、1プールから日本脳炎ウイルス（遺伝子型Ⅰ型）を検出したため、以下の非常時対策を実施した。
【非常時調査】
9月4日から11月27日までの期間、CO_2ライトトラップ設置による非常時調査（2定点で合計10回実施）及び定期調査（2定点で合計4回実施）を実施した。調査期間中、採集した日本脳炎媒介種であるコガタアカイエカ（191個体、10プール）、アカイエカ群（3個体、3プール）、オオクロヤブカ（1個体、1プール）について、病原体検査（フラビウイルス）を実施した結果、すべて陰性であっ

た。このため、非常時調査を終了し、定期調査の体制とした。

【関係機関への情報提供等】

佐賀県、佐賀県空港事務所及び九州佐賀国際空港ビル(株)に対して情報提供した。また、佐賀空港保安委員会・佐賀空港緊急計画連絡協議会、佐賀空港委員会においても情報提供した。

【関連情報】

佐賀空港では、2017 年及び 2023 年の定期調査において、コガタアカイエカから日本脳炎ウイルス（遺伝子型Ⅰ型）が検出されているが、いずれも同一の定点であった。一方、2025 年の調査では、これまで検出実績のあった定点に加え、検出実績のなかった定点で採集したコガタアカイエカからも日本脳炎ウイルス（遺伝子型Ⅰ型）が検出された。

佐賀県の感染症流行予測調査事業で実施した 2025 年 7 月及び 8 月におけるブタの日本脳炎抗体保有状況（最高抗体保有率）は、100%（10/10）であった[9]。また、2025 年の動向調査では、国内での日本脳炎症例として、長野県、愛媛県、長崎県で各 1 例報告された他、感染地域不明の 1 例が報告された[7]。

7　添付資料

Appendix

平成 26 年 3 月 24 日付け食安検発 0324 第 3 号「港湾区域等衛生管理業務の手引きについて」（令和 4 年 12 月 26 日一部改正）（各検疫所長宛　検疫所業務課長通知）

（本文抜粋）

別添 1「港湾衛生管理ガイドライン」

別添 2「ねずみ族調査マニュアル」

別添 3「蚊族調査マニュアル」

別添 4「媒介動物等を介して侵入する検疫感染症等のリスク評価マニュアル」

8　参考文献

References

1. WHO, Vector-borne diseases（アクセス 20260723）
https://www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/vector-borne-diseases

2. WHO, Rapid Risk Assessment - Chikungunya virus disease, Global v.2（アクセス 20260501）
https://www.who.int/publications/m/item/who-rapid-risk-assessment---chikungunya-virus-disease--global-v.2

3. ECDC, Seasonal surveillance of chikungunya virus disease in the EU/EEA, weekly report Week 1, 2026 Based on data submitted up to 31 December 2025（アクセス 20260723）
https://chik-weekly.ecdc.europa.eu//archive/chik-2025.html

4. ECDC, Chikungunya virus disease risk assessment for mainland EU/EEA（アクセス 20260723）
https://www.ecdc.europa.eu/en/chikungunya/surveillance-and-updates/risk-assessment

5. 国立健康危機管理研究機構，感染症情報提供サイト，日本の輸入感染症例の動向について（2026 年 9 月 2 日更新版）（アクセス 20261002）
https://id-info.jihs.go.jp/relevant-information/imported/20260902_WebupImported_IDs.pdf

6. 国立健康危機管理研究機構，感染症情報提供サイト，日本の輸入デング熱症例の動向について（2026 年 5 月 29 日更新版）（アクセス 20260723）
https://id-info.jihs.go.jp/surveillance/idss/target-diseases/dengue-fever/imported/Dengue_imported_202605.pdf

7. 国立健康危機管理研究機構，感染症情報提供サイト，感染症発生動向調査感染症週報（IDWR）ダウンロード 2025 年第 1〜52 週（アクセス 20260723）
https://id-info.jihs.go.jp/surveillance/idwr/idwr/2025/index.html

8. 国立健康危機管理研究機構，感染症情報提供サイト，感染症発生動向調査感染症週報（IDWR）ダウンロード 2024 年第 1〜52 週（アクセス 20260723）
https://id-info.jihs.go.jp/surveillance/idwr/idwr/2024/index.html

9. 国立健康危機管理研究機構，感染症情報提供サイト，ブタの日本脳炎抗体保有状況－2025 年度速報第 14 報（公開日：2025 年 10 月 24 日）（アクセス 20260723）
https://id-info.jihs.go.jp/surveillance/nesvpd/rapid/japanese-encephalitis/2025/1024/index.html

10. 国立健康危機管理研究機構，感染症情報提供サイト，ブタの日本脳炎抗体保有状況－2025 年度速報第 14 報（公開日：2025 年 10 月 24 日）抗体保有状況（月別推移）（アクセス 20260723）
https://id-info.jihs.go.jp/surveillance/nesvpd/rapid/japanese-encephalitis/2025/1024/JE_2025tab-14.pdf

11. 国立健康危機管理研究機構，感染症情報提供サイト，ブタの日本脳炎抗体保有状況－2024 年度ブタの日本脳炎抗体保有状況－2024 速報第 11 報（公開日：2024 年 10 月 29 日）抗体保有状況（月別推移）（アクセス 20260723）
https://id-info.jihs.go.jp/surveillance/nesvpd/rapid/japanese-encephalitis/2024/1029/JE_2024tab-11.png

12. WHO, PAHO updates dengue situation in the Americas, recommends strengthened surveillance and health system preparedness（アクセス 20260723）
https://www.paho.org/en/news/20-2-2026-paho-updates-dengue-situation-americas-recommends-

strengthened-surveillance-and
13. WHO, PAHO, Epidemiological Update Dengue in the Americas Region-18 February 2026（アクセス20260723）
https://www.paho.org/en/documents/epidemiological-update-dengue-americas-region-18-february-2026
14. WHO, Dengue in the South-East Asia Region, Dashiboard（アクセス 20260603）
https://worldhealthorg.shinyapps.io/searo-dengue-dashboard/
15. WHO, Western Pacific Dengue Situation Update # 737: 08 January 2026（アクセス 20260727）
https://www.who.int/westernpacific/publications/m/item/dengue-situation-update---737--08-january-2026
16. WHO, Western Pacific Dengue Situation Update # 714: 09 January 2025（アクセス 20260903）
https://www.who.int/westernpacific/publications/m/item/dengue-situation-update---714--09-january-2025
17. ECDC,Communicable disease threats report, 13-19 December 2025, week 51（アクセス 20260903）
https://www.ecdc.europa.eu/en/publications-data/communicable-disease-threats-report-13-19-december-2025-week-51
18. WHO, World malaria report 2025（アクセス 20260727）
https://www.who.int/publications/i/item/9789240117822
19. WHO, PAHO Chikungunya cases increasing in several countries in the Americas; PAHO recommends preparedness（アクセス 20260727）
https://www.paho.org/en/news/11-2-2026-chikungunya-cases-increasing-several-countries-americas-paho-recommends-preparedness
20. WHO, PAHO, Epidemiological Update for Dengue, Chikungunya and Zika in 2024（アクセス 20260727）
https://www.paho.org/en/arbo-portal/arbo-bulletins
21. ECDC, Seasonal surveillance of chikungunya virus disease in the EU/EEA, weekly report (Week 1, 2026)（アクセス 20260727）
https://chik-weekly.ecdc.europa.eu/archive/chik-2025.html
22. WHO, Zika epidemiology update - May 2026（アクセス 20260727）
https://www.who.int/publications/m/item/zika-epidemiology-update-may-2026
23. CDC, West Nile Virus, Historic Data (1999-2025)（アクセス 20260727）
https://www.cdc.gov/west-nile-virus/data-maps/historic-data.html
24. ECDC, Historical data on local transmission in Europe for West Nile virus（アクセス 20260727）
https://www.ecdc.europa.eu/en/west-nile-fever/surveillance-and-disease-data/historical
25. CDC, Lassa Fever, About Lassa Fever（アクセス 20260727）
https://www.cdc.gov/lassa-fever/about/
26. NCDC, LASSA FEVER（アクセス 20260727）
https://ncdc.gov.ng/diseases/factsheet/47
27. NCDC, An update of Lassa fever outbreak in Nigeria for Week 52（アクセス 20260727）
https://ncdc.gov.ng/diseases/sitreps/?cat=5&name=An%20update%20of%20Lassa%20fever%20outbreak%20in%20Nigeria

28. WHO, Health Topics-Plague（アクセス 20260727）
https://www.who.int/health-topics/plague#tab=tab_1
29. WHO, Plague -Madagascar（アクセス 20260727）
https://www.who.int/emergencies/disease-outbreak-news/item/plague---madagascar
30. CDC, About Plague（アクセス 20260727）
https://www.cdc.gov/plague/about/
31. CDC, Maps and Statistics（アクセス 20260727）
https://www.cdc.gov/plague/maps-statistics/index.html
32. CDC, Early-Season Human Plague Transmitted from an Infected Cat -Oregon, January 2024（アクセス 20260727）
https://www.cdc.gov/mmwr/volumes/74/wr/mm7426a2.htm
33. 外務省 海外安全ホームページ，フブスグル県（ツァガーンオール郡及びムルン郡）でのペスト感染者の発生及び対象地域での移動制限措置について（アクセス 20260727）
https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=159815
34. NMHealth, Hantavirus Pulmonary Syndrome（アクセス 20260727）
https://www.nmhealth.org/about/erd/ideb/zdp/hps/
35. WHO, PAHO Epidemiological Alert Hantavirus Pulmonary Syndrome in Americas Region-19 December 2025（アクセス 20260727）
https://www.paho.org/en/documents/epidemiological-alert-hantavirus-pulmonary-syndrome-americas-region-19-december-2025
36. CDC, EMERGING INFECTIOUS DISEASES, Seoul Virus Infection Acquired at Private Pet Rat Breeding Facility, Germany, 2024（アクセス 20260727）
https://wwwnc.cdc.gov/eid/article/31/10/25-0362_article
37. ECDC, Seasonal surveillance of Crimean-Congo haemorrhagic fever (CCHF) in the EU/EEA, weekly report week 41, 2025（アクセス 20260727）
https://cchf-weekly.ecdc.europa.eu/archive/cchf-2025.html
38. WHO EMRO, AFGHANISTAN INFECTIOUS DISEASE OUTBREAKS SITUATION REPORT | Epidemiological week #50-2025（アクセス 20260727）
https://www.emro.who.int/afg/information-resources/infectious-disease-outbreak-situation-reports.html
39. RKI-ZIG news, Namibia and Germany Strengthen Collaboration to Address Mpox and CCHF Outbreaks（アクセス 20260727）
https://www.rki.de/EN/Institute/International-activities/ZIG-news/news/Draft-press-release-Mpox-and-CCHF-training-Dec2025_CW_MJ_AM-AS_CW_AJ.html
40. Africa CDC Epidemic Intelligence Weekly Report, 15 April 2025（アクセス 20260727）
https://africacdc.org/download/africa-cdc-epidemic-intelligence-weekly-report-april-2025/

9　表・図
Tables and Figures

表1　検疫港及び検疫飛行場（配置）検疫コード（2025年）

Table 1. A list of code number, name and location of quarantine ports and quarantine airports investigated in 2025

検疫港・検疫飛行場	都道府県	検疫港・検疫飛行場	都道府県	検疫港・検疫飛行場	都道府県
001 小樽港	北海道	045 三河港	愛知県	089 志布志港	鹿児島県
002 石狩湾港	北海道	047 衣浦港	愛知県	090 鹿児島港	鹿児島県
003 稚内港	北海道	048 名古屋港	愛知県	091 喜入港	鹿児島県
004 留萌港	北海道	049 四日市港	三重県	092 串木野港	鹿児島県
005 紋別港	北海道	050 尾鷲港	三重県	093 金武中城港	沖縄県
006 網走港	北海道	051 舞鶴港	京都府	094 那覇港	沖縄県
007 花咲港	北海道	053 勝浦港	和歌山県	095 平良港	沖縄県
008 釧路港	北海道	054 和歌山下津港	和歌山県	096 石垣港	沖縄県
009 苫小牧港	北海道	055 阪神港（大阪港）	大阪府	193 新千歳空港	北海道
010 室蘭港	北海道	056 阪南港	大阪府	194 旭川空港	北海道
011 函館港	北海道	057 阪神港（神戸港）	兵庫県	195 函館空港	北海道
012 青森港	青森県	058 水島港	岡山県	196 青森空港	青森県
013 八戸港	青森県	059 境港	鳥取県/島根県	197 仙台空港	宮城県
014 宮古港	岩手県	060 浜田港	島根県	198 秋田空港	秋田県
015 釜石港	岩手県	061 福山港	広島県	199 福島空港	福島県
016 大船渡港	岩手県	062 呉港	広島県	200 成田国際空港	千葉県
017 気仙沼港	宮城県	063 広島港	広島県	201 東京国際空港	東京都
018 石巻港	宮城県	064 岩国港	山口県	202 新潟空港	新潟県
019 仙台塩釜港	宮城県	065 徳山下松港	山口県	203 富山空港	富山県
020 秋田船川港	秋田県	066 宇部港	山口県	204 小松飛行場	石川県
021 酒田港	山形県	067 徳島小松島港	徳島県	205 中部国際空港	愛知県
022 小名浜港	福島県	068 坂出港	香川県	206 関西国際空港	大阪府
023 日立港	茨城県	069 松山港	愛媛県	207 岡山空港	岡山県
024 鹿島港	茨城県	070 新居浜港	愛媛県	208 美保飛行場（米子空港）	鳥取県
025 木更津港	千葉県	071 三島川之江港	愛媛県	209 広島空港	広島県
026 千葉港	千葉県	072 高知港	高知県	211 松山空港	愛媛県
027 二見港	東京都	073 関門港	山口県/福岡県	212 福岡空港	福岡県
028 京浜港（東京港）	東京都	074 博多港	福岡県	213 北九州空港	福岡県
029 京浜港（川崎港）	神奈川県	075 三池港	福岡県	214 大分空港	大分県
030 京浜港（横浜港）	神奈川県	076 唐津港	佐賀県	215 長崎空港	長崎県
031 横須賀港	神奈川県	077 伊万里港	佐賀県/長崎県	216 熊本空港	熊本県
032 三崎港	神奈川県	078 佐世保港	長崎県	217 宮崎空港	宮崎県
033 直江津港	新潟県	079 長崎港	長崎県	218 鹿児島空港	鹿児島県
034 新潟港	新潟県	080 比田勝港	長崎県	219 那覇空港	沖縄県
035 伏木富山港	富山県	081 厳原港	長崎県	222 静岡空港	静岡県
036 金沢港	石川県	082 大分港	大分県	223 百里飛行場（茨城空港）	茨城県
037 七尾港	石川県	083 佐賀関港	大分県	225 佐賀空港	佐賀県
038 内浦港	福井県	084 佐伯港	大分県	226 高松空港	香川県
039 敦賀港	福井県	085 水俣港	熊本県	227 花巻空港	岩手県
041 清水港	静岡県	086 八代港	熊本県	228 石垣空港	沖縄県
042 焼津港	静岡県	087 三角港	熊本県		
044 福江港	愛知県	088 細島港	宮崎県		

表2　検疫港・検疫飛行場別のベクターサーベイランス月別実施状況 (2025年)

Table 2. Monthly investigation for vector surveillance at quarantine ports and quarantine airports in 2025

海港（1）　Seaport（1）

月/検疫	小樽検疫所																			
	001 小樽港				002 石狩湾港				003 稚内港				004 留萌港				005 紋別港			
調査	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数
1月																				
2月																				
3月																				
4月																				
5月																				
6月						2	2	2				2		1	1	1				
7月		1	1	1		2	2	1		2	2	1						1		1
8月		2	2	2						2	2									
9月		2	2	2		1	1	2		1	1	2		1	1	1		1	1	
10月																				
11月																				
12月																				
合計		5	5	5		5	5	5		5	5	5		2	2	2		2	1	1

月/検疫	小樽検疫所																			
	006 網走港				007 花咲港				008 釧路港				009 苫小牧港				010 室蘭港			
調査	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数
1月																				
2月																				
3月																				
4月																				
5月																				
6月						1	1	1		2	2	2		2	2	2				
7月		1	1	1																
8月						1	1	1		2	2	2						1	1	1
9月														1	1	1				
10月																				
11月																				
12月																				
合計		1	1	1		2	2	2		4	4	4		3	3	3		1	1	1

月/検疫	小樽検疫所				仙台検疫所															
	011 函館港				012 青森港				013 八戸港				014 宮古港				015 釜石港			
調査	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数
1月																				
2月																				
3月																				
4月																				
5月				2																
6月		1	1							1		1								
7月		1	1	2		1	1	1		1	2	1		1	1	1		1	1	1
8月		1	1							2	2	2								
9月		1	1	2						1	1	1								
10月		1	1																	
11月																				
12月																				
合計		5	5	6		1	1	1		5	5	5		1	1	1		1	1	1

月/検疫	仙台検疫所																			
	016 大船渡港				017 気仙沼港				018 石巻港				019 仙台塩釜港				020 秋田船川港			
調査	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数
1月																				
2月																				
3月																				
4月																				
5月										2		2		2		2		2		2
6月		1	1	1						2	2	2			2			2	4	2
7月		1		1							2			2		2		2	2	2
8月		1	1	1		1		1						2	2	2		2	2	2
9月		1	1	1			1							2	2	2		2	2	2
10月		1	2	1						2		2		2	2	2				
11月											2				2					
12月																				
合計		5	5	5		1	1	1		6	6	6		10	10	10		10	10	10

海港（2）　Seaport（2）

月/検疫	仙台検疫所								東京検疫所											
	021 酒田港				022小名浜港				023 日立港				024 鹿島港				025 木更津港			
調査	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数
1月																				
2月																				3
3月																				
4月																				
5月		3		3						3	3	3						3	3	
6月		3	3	3		1	1	1		3	3	3		3	3	3				3
7月		3	6	3		1	1	1						3	3	3		3	3	
8月		3	3	3		1	1	1												3
9月		3	3	3		1	1	1						3	3	3		3	3	
10月						1	1	1						3	3	3		3	3	
11月																				3
12月																				
合計		15	15	15		5	5	5		6	6	6		12	12	12		12	12	12

月/検疫	東京検疫所																横浜検疫所			
	026 千葉港				027 二見港				028 京浜港（東京港）				029 京浜港（川崎港）				030 京浜港（横浜港）			
調査	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数
1月				3												1				
2月																				
3月												2								1
4月		3	3							3	3	2								1
5月				3						3	3	2				3		3		3
6月		3	3							3	3	2				3		2	2	2
7月				3						3	3	2		3	3			3	3	
8月		3	3							3	3	2		3	3			3		
9月		3	3							3	3	2		3	3			3	9	2
10月				3		2	2	2		3	3	2		3	3	3		3	3	2
11月										3	3	2				3				3
12月																				1
合計		12	12	12		2	2	2		24	24	18		12	12	13		17	17	15

月/検疫	横浜検疫所								新潟検疫所											
	031 横須賀港				032 三崎港				033 直江津港				034 新潟港				035 伏木富山港			
調査	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数
1月																				
2月																				
3月																				
4月				1																
5月				1						2	2	2						3	3	3
6月		1	1	1		1	1	1						4	4	5		3	3	3
7月		1	1			1	1			2	2	2								
8月		1	1											8	8	5				
9月		1	2	1						2	2	2						3	3	3
10月		1	2	1				1										1	1	1
11月				1				1												
12月																				
合計		5	7	6		2	2	3		6	6	6		12	12	10		10	10	10

月/検疫	新潟検疫所								名古屋検疫所											
	036 金沢港				037 七尾港				041 清水港				042 焼津港				044 福江港			
調査	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数
1月																				
2月																				
3月												3								
4月												3								
5月		2	2	2						2	2			2	2	2				
6月						2	2	2		2	2	3								
7月						2	2	2		2	2			2	2	2				
8月										2	2	3								
9月		2	2	2						2	2			2	2	2		2	1	2
10月		2	2	2		2	2	2												
11月																				
12月																				
合計		6	6	6		6	6	6		10	10	12		6	6	6		2	1	2

海港（3）　Seaport（3）

月/検疫	名古屋検疫所															
	045 三河港				047 衣浦港				048 名古屋港				049 四日市港			
調査	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数
1月																
2月																
3月												2				
4月										1	1	1				
5月						4	4	4		2	2	1		3	3	3
6月		2	2	2						2	2	2				
7月						4	4	4		3	3	3		3	3	3
8月		4	4	4						2	2					
9月										2	2	2		3	3	3
10月						2	2	2		2	2	3				
11月		4	4	4						3	3	3		3	3	3
12月												2				
合計		10	10	10		10	10	10		17	17	19		12	12	12

月/検疫	名古屋検疫所				大阪検疫所											
	053 勝浦港				038 内浦港				039 敦賀港				051 舞鶴港			
調査	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数
1月																
2月																
3月																
4月																
5月																
6月						1	1	1		2	2	2		2	2	2
7月																
8月						1	1	1		2	2	2		2	2	2
9月																
10月		1		1		1	1	1		2	2	2		2	2	2
11月																
12月																
合計		1		1		3	3	3		6	6	6		6	6	6

月/検疫	大阪検疫所								神戸検疫所				広島検疫所			
	055 阪神港（大阪港）				056 阪南港				057 阪神港（神戸港）				058 水島港			
調査	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数
1月												3				
2月				1				1				4				
3月												3				
4月				4				1				3				
5月		5	10			1	1			6	6	3		1	1	1
6月				1		1	1	1		11	7	6		2	2	2
7月		5	10	4		1	1			10	6			2	2	2
8月						1	1			10	6	4		1	1	
9月		5	10	1		1	1			11	7	3		2	2	2
10月				1				1		6	6	3		2	2	2
11月				4								3				1
12月								1				3				
合計		15	30	16		5	5	5		54	38	38		10	10	10

月/検疫	広島検疫所															
	060 浜田港				061 福山港				062 呉港				063 広島港			
調査	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数
1月																
2月																
3月																
4月																3
5月						2	2			3	3			3	3	
6月				2		2	2			2	2	2		2	2	2
7月		2	2			1	1									
8月						2	2									
9月						2	2	2				3				
10月						2	2	2						5	5	
11月																5
12月																
合計		2	2	2		11	11	4		5	5	5		10	10	10

海港（4） Seaport（4）

月/検疫	広島検疫所																			
	065 徳山下松港				066 宇部港				067 徳島小松島港				068 坂出港				069 松山港			
調査	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数
1月																				
2月																				
3月																				2
4月		2	1	2																
5月		1	2	1						1	1	1						2	2	
6月		1	1	1		2	2	1		1	1	1		2	2	2				
7月		2	2	2		2		1		1	2	1						2	2	2
8月		2	1	2			2							2	2	2				
9月			1			4	4	2		1	1	1		1	1	1		2	2	
10月		1	1	1				1		1	1	1								
11月		1	1	1		2	2													2
12月																				
合計		10	10	10		10	10	5		5	6	5		5	5	5		6	6	6

月/検疫	広島検疫所								福岡検疫所											
	070 新居浜港				071 三島川之江港				072 高知港				073 関門港				074 博多港			
調査	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数
1月																				
2月				2				2												
3月																				
4月		2	2	2		2	2			1	1	1		3	3	3				
5月										1	1	1		2	2	2		5	5	5
6月		2	2	2		2	2	2						2	2	2				
7月		2	2							1	1	1		2	2	2				
8月		2	2	2																
9月										1	1	1		2	2	2				
10月		2	2	2		2	2	2		1	1	1		2	2	2		5	5	5
11月														2	2	2				
12月																				
合計		10	10	10		6	6	6		5	5	5		15	15	15		10	10	10

月/検疫	福岡検疫所																			
	075 三池港				076 唐津港				077 伊万里港				078 佐世保港				079 長崎港			
調査	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数
1月																				
2月																				
3月																				
4月		1	1	1																
5月						1	1	1						1	1	1		2	2	2
6月						2	2	2		4	4	6		1	1	1		2	2	2
7月		1	1	1		1	1	1		4	4	2		1	1			2	2	2
8月		2	2	2										1	1			2	2	
9月						1	1	1		2	2	2		1	1	1		2	2	
10月								1								1				2
11月		1	1	1												1				2
12月																				
合計		5	5	5		5	5	6		10	10	10		5	5	5		10	10	10

月/検疫	福岡検疫所																			
	080 比田勝港				081 厳原港				082 大分港				083 佐賀関港				084 佐伯港			
調査	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数
1月																				
2月																				
3月																				
4月																				
5月		1	2	1		2	2	2		3	3	3		1	1	1		1	1	1
6月		2	1	2		2	2	2		3	3	3								
7月		1	1	1										1	1	1		1	1	1
8月		2	2	2																
9月		1	2	1						3	3	3								
10月		2	1	2		2	2	2						1	1	1		1	1	1
11月		1	1	1																
12月																				
合計		10	10	10		6	6	6		9	9	9		3	3	3		3	3	3

海港（5）　Seaport（5）

月/検疫	福岡検疫所																			
	085 水俣港				086 八代港				087 三角港				088 細島港				089 志布志港			
調査	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数
1月																				
2月																				
3月																				
4月																				
5月										1	1	1		1	1	1		3	6	3
6月						1	1	1						1	1	1		3	3	3
7月		2	2	1		1	1	1						1	1	1		1	1	1
8月		1	1			1	1	1												
9月		1	1	1		1	1							1	1	1		3	3	3
10月		1	1	1		1	1	1						1	1	1				
11月				1				1												
12月				1																
合計		5	5	5		5	5	5		1	1	1		5	5	5		10	13	10

月/検疫	福岡検疫所												那覇検疫所							
	090 鹿児島港				091 喜入港				092 串木野港				093 金武中城港				094 那覇港			
調査	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数
1月																				
2月																				
3月																				
4月																				
5月						1	1	1						2	2	2		2	2	2
6月		2	2	2		1	1	1						2	2	2		2	2	2
7月						1	1	1										2	2	2
8月		2	2	2		1	1	1						1	1	1		2	2	2
9月										1	1	1		2	2	2		2	2	2
10月		1	1	1		1	1	1						2	2	2				
11月																				
12月														1	1	1		2	2	2
合計		5	5	5		5	5	5		1	1	1		10	10	10		12	12	12

月/検疫	那覇検疫所							
	095 平良港				096 石垣港			
調査	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数
1月								
2月								
3月								
4月								
5月		2	2	2		2	2	2
6月						1	1	1
7月		2	2	2				
8月								
9月								
10月						2	2	2
11月		2	2	2				
12月								
合計		6	6	6		5	5	5

空港（1）　Airport（1）

月/検疫	小樽検疫所												仙台検疫所							
	193 新千歳空港				194 旭川空港				195 函館空港				196 青森空港				197 仙台空港			
調査	航空機	蚊成虫	蚊幼虫	ねずみ	航空機	蚊成虫	蚊幼虫	ねずみ	航空機	蚊成虫	蚊幼虫	ねずみ	航空機	蚊成虫	蚊幼虫	ねずみ	航空機	蚊成虫	蚊幼虫	ねずみ
	調査機数	調査区数	調査区数	調査区数	調査機数	調査区数	調査区数	調査区数	調査機数	調査区数	調査区数	調査区数	調査機数	調査区数	調査区数	調査区数	調査機数	調査区数	調査区数	調査区数
1月		1															3			1
2月	1	1															3			1
3月		1															4			1
4月		1															5			1
5月		1		3								2					5	3	3	1
6月	8	5	4	4		1	1		2	2	2	2		1	1	1	11	3	6	1
7月	7	5	4	2	4	1	1	1	2	2	2	2		1	1	1	11	3	6	2
8月	8	5	4	3	4	1	1		2	2	2	2		1	1	1	10	3	6	3
9月	2	5	4	3	1	1	1	1	2	2	2	2		1	1	1	5	3	6	3
10月		1							2	2	2		5	1	1	1	4	3	6	2
11月		1															3			3
12月		1		1						1							3			1
合計	26	28	16	16	9	4	4	2	10	11	10	10	5	5	5	5	67	18	33	20

月/検疫	仙台検疫所								成田空港検疫所				東京検疫所							
	198 秋田空港				199 福島空港				227花巻空港				200 成田国際空港				201 東京国際空港			
調査	航空機	蚊成虫	蚊幼虫	ねずみ	航空機	蚊成虫	蚊幼虫	ねずみ	航空機	蚊成虫	蚊幼虫	ねずみ	航空機	蚊成虫	蚊幼虫	ねずみ	航空機	蚊成虫	蚊幼虫	ねずみ
	調査機数	調査区数	調査区数	調査区数	調査機数	調査区数	調査区数	調査区数	調査機数	調査区数	調査区数	調査区数	調査機数	調査区数	調査区数	調査区数	調査機数	調査区数	調査区数	調査区数
1月													12	16	2		2	2	2	1
2月									1				24	16	2			2	4	
3月									1				24	16	2	5	4	2	6	2
4月													24	41	2		3	5	8	3
5月	1	1		1									20	57	39	2	3	8	8	2
6月	1	1	2	1	1	2	1	2		2	2	2	23	47	47	6	6	7	8	3
7月	1	1	1	1	1	1	1	1		2	2	2	8	80	50		8	11	12	2
8月	1	1	1	1	1		1			2	2	2	19	60	47		6	7	8	3
9月	1	1	1	1	1	2	1	2					17	67	46	5	5	7	8	2
10月					1		1						23	51	39		5	7	8	3
11月													16	50	23	3		2	8	2
12月													22	12	2	5	1			
合計	5	5	5	5	5	5	5	5	2	6	6	6	232	513	301	26	43	60	80	23

月/検疫	東京検疫所				新潟検疫所												名古屋検疫所			
	223 百里飛行場（茨城空港）				202 新潟空港				203 富山空港				204 小松飛行場				205 中部国際空港			
調査	航空機	蚊成虫	蚊幼虫	ねずみ	航空機	蚊成虫	蚊幼虫	ねずみ	航空機	蚊成虫	蚊幼虫	ねずみ	航空機	蚊成虫	蚊幼虫	ねずみ	航空機	蚊成虫	蚊幼虫	ねずみ
	調査機数	調査区数	調査区数	調査区数	調査機数	調査区数	調査区数	調査区数	調査機数	調査区数	調査区数	調査区数	調査機数	調査区数	調査区数	調査区数	調査機数	調査区数	調査区数	調査区数
1月																	3			1
2月																	4			
3月																	3			1
4月																	3	4	12	
5月		2	2	2	1								2	2	2	2	5	5	12	2
6月		2	2	2	2	2	2	4		2	2	3	2	2	2	2	3	6	13	2
7月	1	2	2	2	2	2	2		3	2	2	3	2				4	6	6	2
8月	4	1	1	1	2	2	2	2					2	2	2	2	5	4	6	2
9月	2	1	1	1	2			2	3	2	2	6	2	2	2	2	3	8	3	1
10月	2	1	1	1	1	4	4	2	4	4	4			2	2	2	3	6	8	2
11月		1	1	1				1									4			2
12月																	2	1		
合計	9	10	10	10	10	10	10	11	10	10	10	12	10	10	10	10	42	40	60	15

月/検疫	名古屋検疫所				関西空港検疫所				広島検疫所											
	222 静岡空港				206 関西国際空港				207 岡山空港				208 美保飛行場（米子空港）				209 広島空港			
調査	航空機	蚊成虫	蚊幼虫	ねずみ	航空機	蚊成虫	蚊幼虫	ねずみ	航空機	蚊成虫	蚊幼虫	ねずみ	航空機	蚊成虫	蚊幼虫	ねずみ	航空機	蚊成虫	蚊幼虫	ねずみ
	調査機数	調査区数	調査区数	調査区数	調査機数	調査区数	調査区数	調査区数	調査機数	調査区数	調査区数	調査区数	調査機数	調査区数	調査区数	調査区数	調査機数	調査区数	調査区数	調査区数
1月																				
2月																				
3月					3	1														
4月					3	10	7	4								1				
5月	2	1	1	1	4	9	7	3	2	2	2	2	1	1	1	1				2
6月	2	2	2	2	8	16	14	4	2	2	2	2	1	1	1	1	2	2	2	3
7月	2	2	2	2	8	14	28		2	2	2	2	1	1	1		2	2	2	3
8月	2	2	2	2	6	14	28						1	1	1		3	2	2	
9月	2	2	2	3	6	14	28		2	2	2	2	1	1	1		2	2	2	2
10月		1	1		6	10	14	3	2	2	2	2				1	2	2	2	3
11月					3	9	7	4								1				
12月					3			3												
合計	10	10	10	10	50	97	133	21	10	10	10	10	5	5	5	5	11	10	10	13

空港（2）　Airport（2）

月/検疫	広島検疫所								福岡検疫所											
	211 松山空港				226 高松空港				212 福岡空港				213 北九州空港				214 大分空港			
調査	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数
1月									4			3								
2月									2			2								
3月				2					2			2								
4月									2	2	4	2						1	1	1
5月	2	2	1	2	1	1	1	1	3	2	3	2	2	2	2	2				
6月	2	2	2		2	2	2	2	3	2	4	2	2	2	2	2				
7月	2	2	2	2	2	2	2	1	3	9	8		2	2	2	2	1			
8月	2	2	2		2	2	2	1	23	8	16						2	1	1	1
9月		1	1	2	2	2	2	1	3	8	13		2	2	2	2	2			
10月	2	2	2		1	1	1	2	2	2	4	3		2	2	2				
11月				2	1			2	2			3	2							
12月									2			2								
合計	10	11	10	10	11	10	10	10	51	33	52	21	10	10	10	10	5	2	2	2

月/検疫	福岡検疫所																			
	215 長崎空港				216 熊本空港				217 宮崎空港				218 鹿児島空港				225 佐賀空港			
調査	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数
1月								1				1								
2月								1												
3月								1												
4月								1									3			4
5月	1	1	1	1	2	2	2	1		1	1	1		2	2	2	1			
6月	1	1	1	1	3	2	2	1	2	1	1	1		2	2	2	2			
7月	1	1	1	1	2	1	1		2	1	1	1	5	2	2	2		2	2	
8月	1	1	1		1	1	1	1	2				6	2	2	2	2	4	4	
9月	1	1	1		2	2	2	1	2	1	1	1		2	2	2		4	2	2
10月				1		2	2	1	2	1	1	1					2	6	2	
11月				1				1										4		4
12月																				
合計	5	5	5	5	10	10	10	10	10	5	5	6	11	10	10	10	10	20	10	10

月/検疫	那覇検疫所							
	219 那覇空港				228 石垣空港			
調査	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数	航空機調査機数	蚊成虫調査区数	蚊幼虫調査区数	ねずみ調査区数
1月	2	1	1	1				
2月	1	2	2	2				
3月	1	1	1	1				
4月	1	2	2	2				
5月	2	1	1	2				
6月	1	1	1	1	2	1	1	1
7月	1	1	1	1				
8月	1	1	1	1				
9月	1	1	1	1				
10月	1	2	2	2	3			
11月		1	1	1				
12月	3	1	1	2				
合計	15	15	15	17	5	1	1	1

表3　月別航空機調査結果（2025年）

Table 3. Results of mosquitoes survey on international aircraft at quarantine airports in 2025

検疫飛行場			調査実施航空機数(採集航空機数)												病原体検査（フラビウイルス，チクングニアウイルス、マラリア原虫）				
飛行場名	IATA空港コード	検疫コード	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	陽性プール数	検体プール数	検査実施個体数	最終発航地（機数）
新千歳空港	CTS	193	()	1 (0)	()	()	()	8 (0)	7 (0)	8 (0)	2 (0)	()	()	()	26 (0)				
旭川空港	AKJ	194	()	()	()	()	()	()	4 (0)	4 (0)	1 (0)	()	()	()	9 (0)				
函館空港	HKD	195	()	()	()	()	()	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	()	()	10 (0)				
青森空港	AOJ	196	()	()	()	()	()	()	()	()	()	5 (0)	()	()	5 (0)				
仙台空港	SDJ	197	3 (0)	3 (0)	4 (0)	5 (0)	5 (0)	11 (0)	11 (0)	10 (0)	5 (0)	4 (0)	3 (0)	3 (0)	67 (0)				
秋田空港	AXT	198	()	()	()	()	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	()	()	()	5 (0)				
福島空港	FKS	199	()	()	()	()	()	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	()	()	5 (0)				
成田国際空港	NRT	200	12 (0)	24 (3)	24 (4)	24 (5)	20 (5)	23 (0)	8 (0)	19 (2)	17 (6)	23 (2)	16 (0)	22 (0)	232 (27)	0	28	65	DAC（17）、 MEX（10）
東京国際空港	HND	201	2 (0)	()	4 (3)	3 (0)	3 (0)	6 (0)	8 (0)	6 (0)	5 (0)	5 (0)	()	1 (0)	43 (3)	0	6	7	DEL（2）、HNL（1）
新潟空港	KIJ	202	()	()	()	()	1 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	()	()	10 (0)				
富山空港	TOY	203	()	()	()	()	()	()	3 (0)	()	3 (0)	4 (0)	()	()	10 (0)				
小松飛行場	KMQ	204	()	()	()	()	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	()	()	()	10 (0)				
中部国際空港	NGO	205	3 (0)	4 (0)	3 (0)	3 (0)	5 (0)	3 (0)	4 (0)	5 (0)	3 (0)	3 (0)	4 (0)	2 (0)	42 (0)				
関西国際空港	KIX	206	()	()	3 (0)	3 (0)	4 (0)	8 (0)	8 (0)	6 (0)	6 (0)	6 (0)	3 (0)	3 (0)	50 (0)				
岡山空港	OKJ	207	()	()	()	()	2 (0)	2 (0)	2 (0)	()	2 (0)	2 (0)	()	()	10 (0)				
美保飛行場（米子空港）	YGJ	208	()	()	()	()	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	()	()	()	5 (0)				
広島空港	HIJ	209	()	()	()	()	()	2 (0)	2 (0)	3 (0)	2 (0)	2 (0)	()	()	11 (0)				
松山空港	MYJ	211	()	()	()	()	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	()	2 (0)	()	()	10 (0)				
福岡空港	FUK	212	4 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)	23 (0)	3 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	51 (0)				
北九州空港	KKJ	213	()	()	()	()	2 (0)	2 (0)	2 (0)	()	2 (0)	()	2 (0)	()	10 (0)				
大分空港	OIT	214	()	()	()	()	()	()	1 (0)	2 (0)	2 (0)	()	()	()	5 (0)				
長崎空港	NGS	215	()	()	()	()	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	()	()	()	5 (0)				
熊本空港	KMJ	216	()	()	()	()	2 (0)	3 (0)	2 (0)	1 (0)	2 (0)	()	()	()	10 (0)				
宮崎空港	KMI	217	()	()	()	()	()	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	()	()	10 (0)				
鹿児島空港	KOJ	218	()	()	()	()	()	()	5 (0)	6 (0)	()	()	()	()	11 (0)				
那覇空港	OKA	219	2 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	()	3 (0)	15 (0)				
静岡空港	FSZ	222	()	()	()	()	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	()	()	()	10 (0)				
百里飛行場（茨城空港）	IBR	223	()	()	()	()	()	()	1 (0)	4 (0)	2 (0)	2 (0)	()	()	9 (0)				
佐賀空港	HSG	225	()	()	()	3 (0)	1 (0)	2 (0)	()	2 (0)	()	2 (0)	()	()	10 (0)				
高松空港	TAK	226	()	()	()	()	1 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	()	11 (0)				
花巻空港	HNA	227	()	1 (0)	1 (0)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	2 (0)				
石垣空港	ISG	228	()	()	()	()	()	2 (0)	()	()	()	3 (0)	()	()	5 (0)				
合計			26 (0)	36 (3)	42 (7)	44 (5)	60 (5)	94 (0)	90 (0)	118 (2)	74 (6)	73 (2)	31 (0)	36 (0)	724 (30)	0	34	72	

表4－1　発航空港別の航空機調査結果（2025年）

Table 4－1. Results of mosquitoes survey on international aircraft in 2025

最終発航空港				調査機数													採集実績				
																	個体数 / 機数				
発航国	飛行場名	IATA空港コード		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合　計	ネッタイシマカ *Aedes aegypti* ● C,D,Z W	アカイエカ群 *Culex pipiens complex* W J	ナミカ亜科 Culicinae	不明種 Unidentified species	合　計
			外来種 優先種 従属的種 注意すべき種																		
インドネシア	イ・グスティ・ングラ・ライ国際空港	DPS			3	1	2	1								7					
インドネシア	ジャカルタ・スカルノ・ハッタ国際空港	CGK				1		1	1	1	1		1			6					
シンガポール	シンガポール・チャンギ国際空港	SIN		4	1	3	3	3	5	4	3	1	4	4	4	39					
タイ	スワンナプーム空港	BKK		1	2	1	1	6	3	2	5	5	1	1	1	29					
タイ	ドン・ムアン空港	DMK		3	2	3	3			2	4		2		2	21					
タイ	チェンマイ国際空港	CNX									1					1					
フィリピン	ニノイ・アキノ国際空港	MNL		3	4	4	3	6	8	7	11	5	10	7	10	78					
フィリピン	マクタン・セブ国際空港	CEB			2	1	1	3	5	3	1	3	2	3	5	29					
フィリピン	クラーク国際空港	CRK		2	3	2	1			1	2	5		2	4	22					
ベトナム	タン・ソン・ニャット国際空港	SGN			2		2		2	4	3	1	1	1		16					
ベトナム	ノイ・バイ国際空港	HAN		1	1	1	4	3	7	2	3		4	2	1	29					
ベトナム	ダナン国際空港	DAD		1					1							2					
マレーシア	クアラルンプール国際空港	KUL		1		1	1	1		1		3			1	9					
韓国	仁川空港（インチョン）	ICN					1	9	15	18	13	10	9	1		76					
韓国	金海国際空港（キメ）	PUS							2	3	1	2				8					
韓国	清州国際空港（チョンジュ）	CJJ							1	1	1		1	2		6					
韓国	金浦国際空港（キンポ）	GMP											1			1					
韓国	大邱国際空港（テグ）	TAE								1						1					
台湾	桃園国際空港（トウエン）	TPE		3	4	5	5	9	17	16	20	14	12	1	3	109					
台湾	高雄国際空港（タカオ）	KHH		1				2			4	2	2			11					
台湾	台中空港	RMQ									1				1	2					
台湾	台北松山空港（タイペイショウザン）	TSA								1			1			2					
中国	上海浦東国際空港（シャンハイプードン）	PVG					3	4	7	10	13	10	8			55					
中国	深圳宝安国際空港	SZX							1		1					2					
中国	北京首都国際空港（ペキンシュト）	PEK					1		2	1	3					7					
中国	広州白雲国際空港（コウシュウハクウン）	CAN					1	1			11	2	1			16					
中国	大連周水子国際空港（ダイレンシュウスイシ）	DLC								3						3					
中国	ハルビン太平国際空港	HRB								1	1					2					
中国	西安咸陽国際空港（セイアンカンヨウ）	XIY								1						1					
中国	天津浜海国際空港	TSN								1						1					
中国（香港）	香港国際空港（ホンコン）	HKG			1	2	1	2	9	6	6	3	5	3	1	39					
インド	インディラ・ガンディー国際空港	DEL		5	4	6	3		1		1					20		5 / 2	1 / 1		6 / 3
インド	ケンペゴウダ国際空港	BLR			1	3			1		2		1	2	2	12					
バングラデシュ	ハズラット・シャージャラール国際空港	DAC			5	7	8	7	4							31		38 / 17			38 / 17
アラブ首長国連邦	ザイード国際空港	AUH									1					1					
アメリカ	ダニエル・K・イノウエ国際空港	HNL		1		1		1	1							4		1 / 1			1 / 1
アメリカ	ダラス・フォート・ワース国際空港	DFW									1					1					
グアム	アントニオ・B・ウォン・パット国際空港	GUM			1			1				1				3					
オーストラリア	シドニー国際空港	SYD													1	1					
ルクセンブルグ	ルクセンブルグ・フィンデル国際空港	LUX							1							1					
メキシコ	メキシコシティ国際空港	MEX									4	7	7	2		20		25 / 10		3 / 1	28 / 11
合　計				26	36	42	44	60	94	90	118	74	73	31	36	724	0 / 0	69 / 30	1 / 1	3 / 1	73 / 32

媒介する感染症：W：ウエストナイル熱，J：日本脳炎，D：デング熱，M：マラリア，C：チクングニア熱，Z：ジカウイルス感染症

表4－2　発航空港別の航空機調査結果（2025年）

Table 4－2. Results of mosquitoes survey on international aircraft by the origin of the flights in 2025

地域	発航国	最終発航空港	IATA空港コード	外来種 優先種 従属的種 注意すべき種	調査実施機数	採集航機数	採集個体数 / 採集航空機数				合　計	病原体検査 陽性プール数 / 検体プール数		
							Aedes	*Culex*		不明種				
							ネッタイシマカ *Aedes aegypti*	アカイエカ群 *Culex pipiens* complex	ナミカ亜科 Culicinae	Unidentified species		フラビウイルス	チクングニアウイルス	マラリア原虫
							● C,D,Z W	W J						
東アジア	韓国	仁川空港（インチョン）	ICN		76									
東アジア	韓国	金海国際空港（キメ）	PUS		8									
東アジア	韓国	清州国際空港（チョンジュ）	CJJ		6									
東アジア	韓国	金浦国際空港（キンポ）	GMP		1									
東アジア	韓国	大邱国際空港（テグ）	TAE		1									
東アジア	台湾	桃園国際空港（トウエン）	TPE		109									
東アジア	台湾	高雄国際空港（タカオ）	KHH		11									
東アジア	台湾	台中空港	RMQ		2									
東アジア	台湾	台北松山空港（タイペイショウザン）	TSA		2									
東アジア	中国	上海浦東国際空港（シャンハイプードン）	PVG		55									
東アジア	中国	深圳宝安国際空港	SZX		2									
東アジア	中国	北京首都国際空港（ペキンシュト）	PEK		7									
東アジア	中国	広州白雲国際空港（コウシュウハクウン）	CAN		16									
東アジア	中国	大連周水子国際空港（ダイレンシュウスイシ）	DLC		3									
東アジア	中国	ハルビン太平国際空港	HRB		2									
東アジア	中国	西安咸陽国際空港（セイアンカンヨウ）	XIY		1									
東アジア	中国	天津浜海国際空港	TSN		1									
東アジア	中国（香港）	香港国際空港（ホンコン）	HKG		39									
南東アジア	インドネシア	イ・グスティ・ングラ・ライ国際空港	DPS		7									
南東アジア	インドネシア	ジャカルタ・スカルノ・ハッタ国際空港	CGK		6									
南東アジア	シンガポール	シンガポール・チャンギ国際空港	SIN		39									
南東アジア	タイ	スワンナプーム空港	BKK		29									
南東アジア	タイ	ドン・ムアン空港	DMK		21									
南東アジア	タイ	チェンマイ国際空港	CNX		1									
南東アジア	フィリピン	ニノイ・アキノ国際空港	MNL		78									
南東アジア	フィリピン	マクタン・セブ国際空港	CEB		29									
南東アジア	フィリピン	クラーク国際空港	CRK		22									

南東アジア	ベトナム	タン・ソン・ニャット国際空港	SGN		16													
南東アジア	ベトナム	ノイ・バイ国際空港	HAN		29													
南東アジア	ベトナム	ダナン国際空港	DAD		2													
南東アジア	マレーシア	クアラルンプール国際空港	KUL		9													
南アジア	インド	インディラ・ガンディー国際空港	DEL		20	3			5 / 2		1 / 1			6 /3	0 /4	0 / 1		
南アジア	インド	ケンペゴウダ国際空港	BLR		12													
南アジア	バングラデシュ	ハズラット・シャージャラル国際空港	DAC		31	17			38 / 17					38 /17	0 /17			※
中東	アラブ首長国連邦	ザイード国際空港	AUH		1													
北米	アメリカ	ダニエル・K・イノウエ国際空港	HNL		4	1			1 / 1					1 /1	0 /1			
北米	アメリカ	ダラス・フォート・ワース国際空港	DFW		1													
南太平洋	グアム	アントニオ・B・ウォン・パット国際空港	GUM		3													
オセアニア	オーストラリア	シドニー国際空港	SYD		1													
欧州	ルクセンブルグ	ルクセンブルグ・フィンデル国際空港	LUX		1													
中米	メキシコ	メキシコシティ国際空港	MEX		20	11			25 / 10			3 / 1		28 /11	0 /11			
		合　　計			724	32	0 / 0		69 / 30		1 / 1	3 / 1		73 /32	0 / 33	0 / 1	0 / 0	

媒介する感染症： W：ウエストナイル熱，J：日本脳炎，D：デング熱，M：マラリア，C：チクングニア熱，Z：ジカウイルス感染症

※ ♂1個体含む

表5－1　検疫港別の蚊族成虫調査結果 （2025年）

Table 5－1. Results of adult mosquitoes survey at quarantine ports in 2025

| 検疫港 | 国連LOCODE | 検疫コード | | 延べ調査区数（1kmメッシュ） | 属，亜属及び種 | | |

| | | |

表5－2　検疫飛行場別の蚊族成虫調査結果（2025年）

Table 5－2.　Results of adult mosquitoes survey at quarantine airports in 2025

| 検疫港 | IATA空港コード | 検疫コード | | 延べ調査区数（1kmメッシュ） | 属，亜属及び種 | | |

表5－3　検疫港及び検疫飛行場の蚊族成虫調査結果（2025年）

Table 5－3.　Results of adult mosquitoes survey at quarantine ports and quarantine airports in 2025

| | 延べ調査区数（1kmメッシュ） | 属，亜属及び種 | | |

表6－1　検疫港別の蚊族幼虫調査結果（2025年）

Table 6－1. Results of mosquitoes larvae survey at quarantine ports in 2025

| 検疫港 | 国連LOCODE | 検疫コード | | 延べ調査区数（1kmメッシュ） | 属，亜属及び種 | | |

| | | |

関門港	MOJ	73		15			◎																						
博多港	HKT	74		10			◎					◎																	
三池港	MII	75		5			◎		◎																				
唐津港	KAR	76		5			◎																						
伊万里港	IMI	77		10			◎		◎																		◎		
佐世保港	SSB	78		5			◎																						
長崎港	NMX	79		10			◎					◎															◎		
比田勝港	HTK	80		10			◎		◎																				
厳原港	IZH	81		6			◎		◎																				
大分港	OIP	82		9																									
佐賀関港	SAG	83		3																									
佐伯港	SAE	84		3																									
水俣港	MIN	85		5					◎													◎							
八代港	YAT	86		5			◎																						
三角港	MIS	87		1																									
細島港	HSM	88		5			◎		◎				◎																
志布志港	SBS	89		13								◎																	
鹿児島港	KOJ	90		5			◎					◎																	
喜入港	KII	91		5			◎		◎			◎																	
串木野港	KSO	92		1								◎																	
金武中城港	KNX	93		10			◎				◎						◎				◎								
那覇港	NAH	94		12			◎				◎																◎		
平良港	HRR	95		6			◎																						
石垣港	ISG	96		5								◎																	
合計				671	0	0	61	1	15	3	3	2	26	2	0	0	0	1	1	1	1	1	1	6	2	1	3	0	0

媒介する感染症： C；チクングニア熱，D；デング熱，J；日本脳炎，M；マラリア，W；ウエストナイル熱，Z；ジカウイルス感染症

表6－2　検疫飛行場別の蚊族幼虫調査結果（2025年）

Table 6－2 Results of mosquitoes larvae survey at quarantine airports in 2025

| 検疫港 | IATA空港コード | 検疫コード | | 延べ調査区数（1kmメッシュ） | 属，亜属及び種 | | |

広島空港	HIJ	209		10	◎		◎		◎						◎										◎				
松山空港	MYJ	211		10			◎						◎																
福岡空港	FUK	212		52		◎	◎						◎																
北九州空港	KKJ	213		10			◎																						
大分空港	OIT	214		2																									
長崎空港	NGS	215		5			◎																						
熊本空港	KMJ	216		10			◎		◎	◎															◎		◎		
宮崎空港	KMI	217		5			◎																						
鹿児島空港	KOJ	218		10																									
那覇空港	OKA	219		15			◎																						
静岡空港	FSZ	222		10			◎		◎					◎															
百里飛行場（茨城空港）	IBR	223		10			◎																						
佐賀空港	HSG	225		10			◎																						
高松空港	TAK	226		10			◎		◎														◎						
花巻空港	HNA	227		6			◎		◎																				
石垣空港	ISG	228		1																									
合　計				873	2	2	25	0	12	3	0	0	11	5	1	1	1	0	0	3	1	1	0	5	5	0	5	1	1

媒介する感染症： C；チクングニア熱，D；デング熱，J；日本脳炎，M；マラリア，W；ウエストナイル熱，Z；ジカウイルス感染症

表6－3　検疫港及び検疫飛行場の蚊族幼虫調査結果（2025年）

Table 6－3. Results of mosquitoes larvae survey at quarantine ports and quarantine airports in 2025

	延べ調査区数（1kmメッシュ）	属，亜属及び種																														
		Anopheles	*Aedes*						*Culex*														*Tripteroides*	*Lutzia*		*Uranotaenia*	*Toxorhynchites*	Unidentified species				
		シナハマダラカ *Anopheles sinensis*	ネッタイシマカ *Aedes aegypti*	ヒトスジシマカ *Aedes albopictus*	キンイロヤブカ *Aedes vexans nipponi*	ヤマトヤブカ *Aedes japonicus*	ヤマダシマカ *Aedes flavopictus*	トウゴウヤブカ *Aedes togoi*	ネッタイイエカ *Culex quinquefasciatus*	アカイエカ群 *Culex pipiens* complex	コガタアカイエカ *Culex tritaeniorhynchus*	シロハシイエカ *Culex pseudovishnui*	カラツイエカ *Culex bitaeniorhynchus*	ハマダライエカ *Culex orientalis*	ヨツボシイエカ *Culex sitiens*	オガサワライエカ *Culex boninensis*	ヤマトクシヒゲカ *Culex sasai*	アカクシヒゲカ *Culex pallidothorax*	フトシマツノサカ *Culex infantulus*	キョウトクシヒゲカ *Culex kyotoensis*	キンパラナガハシカ *Tripteroides bambusa*	カクイカ属 *Lutzia*	トラフカクイカ *Lutzia vorax*	フタクロホシチビカ *Uranotaenia novobscura*	トワダオオカ *Toxorhynchites towadensis*	不明種 Unidentified species						
外来種			●																													
優先種		M	C,D,Z	C,D,Z					W	W	J	J																				
従属的種		W	W	W	W	W	W	W			W																					
注意すべき種		J		J	J	J	D	J	J	J	D		J	J	J,W																	
合　　計	1,544	2	2	86	1	27	6	3	2	37	7	1	1	1	1	1	4	2	2	1	11	7	1	8	1	1						

媒介する感染症：C；チクングニア熱，D；デング熱，J；日本脳炎，M；マラリア，W；ウエストナイル熱，Z；ジカウイルス感染症

表7－1　検疫港別のねずみ族調査結果（2025年）
Table 7－1 Results of rodents (including flea and tick) survey at quarantine ports in 2025

| 検疫港 | 国連LOCODE | 検疫コード | 延べ調査区数（1kmメッシュ） | 延べ捕そ器数 | | 属，亜属及び種 | | |

| | | |

| | | |

表7－2　検疫飛行場別のねずみ族調査結果（2025年）

Table 7－2. Results of rodents (including flea and tick) survey at quarantine airports in 2025

| 検疫港 | IATA空港コード | 検疫コード | 延べ調査区数（1kmメッシュ） | 延べ捕そ器数 | | 属，亜属及び種 | | |

| | | |

表8　ベクターサーベイランスの結果に基づく媒介種（優先種・従属的種・注意すべき種）捕獲状況と感染症発生のリスク評価（2025年）

Table 8．Summary of risk assessment of vector - borne diseases（Primary species・Secondary species・Possible species） at quarantine ports and quarantine airports in 2025

		デング熱	マラリア	チクングニア熱	ジカウイルス感染症	日本脳炎	ウエストナイル熱	南米出血熱	ペスト	ラッサ熱	HFRS	HPS
		海港・空港数										
媒介種が確認された海港・空港数		101	13	94	94	119	119	0	86	0	83	0
リスクレベル	A	23	111	30	30	5	5	124	38	124	41	124
	B	98	13	91	91	118	119	0	86	0	83	0
	C	3	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0
	D	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
合　　計		124	124	124	124	124	124	124	124	124	124	124

HFRS；腎症候性出血熱，HPS；ハンタウイルス肺症候群

【参考】検疫感染症等の発生リスクレベル毎の基礎的調査結果

検疫感染症等の発生リスクレベル	基礎的調査の結果	
	蚊族調査	ねずみ族調査
A：非常に低い	政令区域での基礎的調査等において捕集されるが媒介蚊（優先種、従属的種、注意すべき種）ではない又は蚊が捕集されない。	政令区域での基礎的調査等においてねずみが捕獲されない。（媒介種のねずみが捕獲されない場合も含まれる）
B：低い	政令区域での基礎的調査等において検疫感染症等を媒介する媒介蚊（優先種、従属的種、注意すべき種）が捕集された。検疫感染症等の病原体若しくは病原体遺伝子等の保有は確認されない。	政令区域での基礎的調査等において検疫感染症等を媒介する在来種のねずみ（優先種、従属的種）又はノミ、ダニ（優先種、従属的種）が捕獲された。検疫感染症等の抗体又は病原体若しくは病原体を疑う遺伝子等の保有は確認されない。
C：中程度	政令区域での基礎的調査等において検疫感染症等を媒介する成虫又は幼虫の外来媒介蚊（優先種）が捕集された。 検疫感染症等の病原体若しくは病原体遺伝子の保有は確認されない。	政令区域での基礎的調査等において検疫感染症等を媒介する外来種のねずみ（優先種、従属的種）又はノミ、ダニ（優先種、従属的種）が捕獲された。検疫感染症等の抗体又は病原体若しくは病原体を疑う遺伝子等の保有は確認されない。
D：高い	政令区域での基礎的調査等において検疫感染症等を媒介する媒介蚊の成虫（優先種、従属的種、注意すべき種）が捕集された。検疫感染症等の病原体又は病原体遺伝子の保有が確認された。	政令区域での基礎的調査等において捕獲したねずみ（優先種、従属的種）又は検疫感染症等を媒介するノミ、ダニ（優先種、従属的種）から検疫感染症等の抗体又は病原体若しくは病原体を疑う遺伝子等の保有が確認された。

※ 船舶・航空機内で蚊族やねずみ族を捕獲した場合は、政令区域への侵入ではないため、一時的な侵入と見なし、リスク評価の対象とはしない。

図1-1 調査実施検疫港及び検疫飛行場（配置）検疫コード（2025年）
Figure1-1 Quarantine ports and quarantine airports investigated in 2025 (Quarantine CODE)

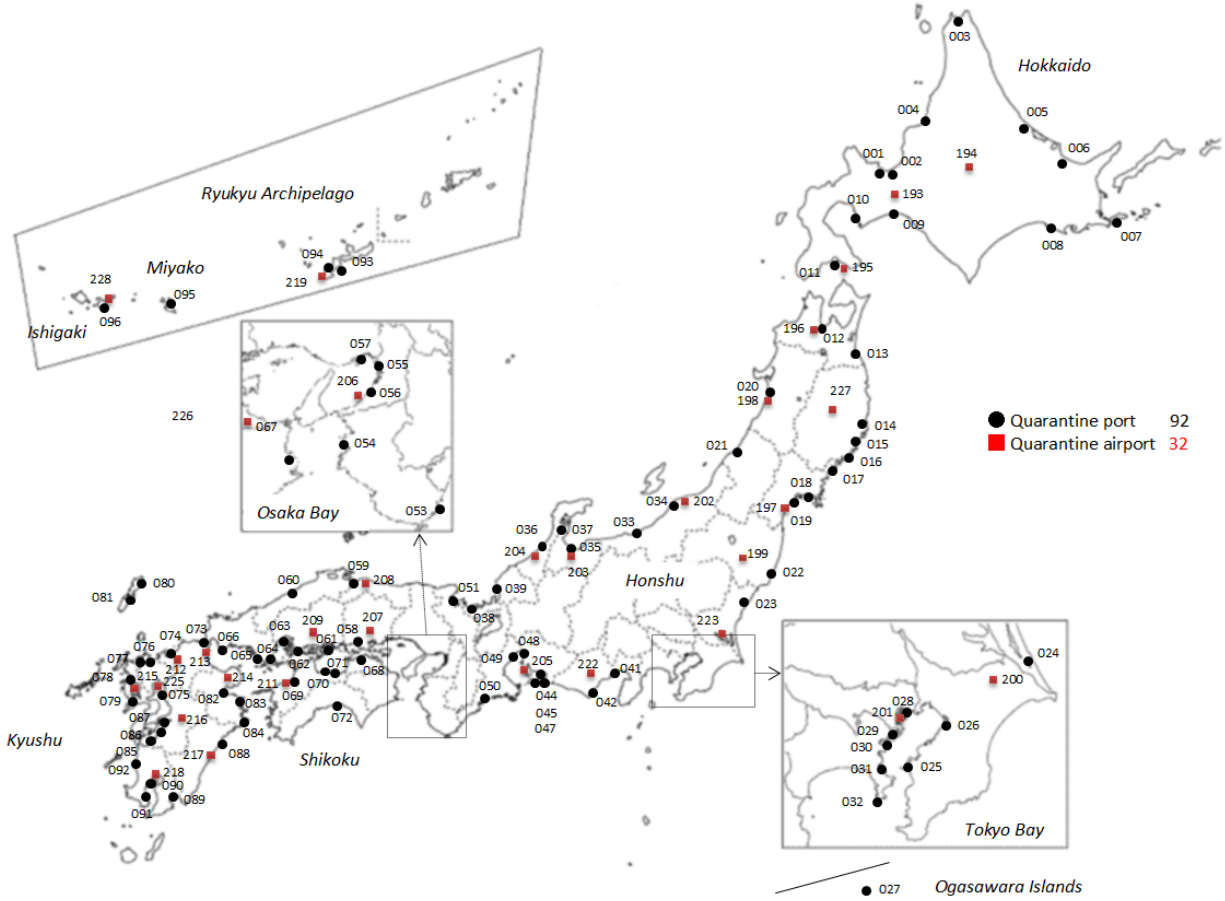


図1-2 調査実施検疫港及び検疫飛行場（配置）国連コード・IATAコード（2025年）
Figure1-2 Quarantine ports and quarantine airports investigated in 2025 (UN/LOCODE, IATA CODE)

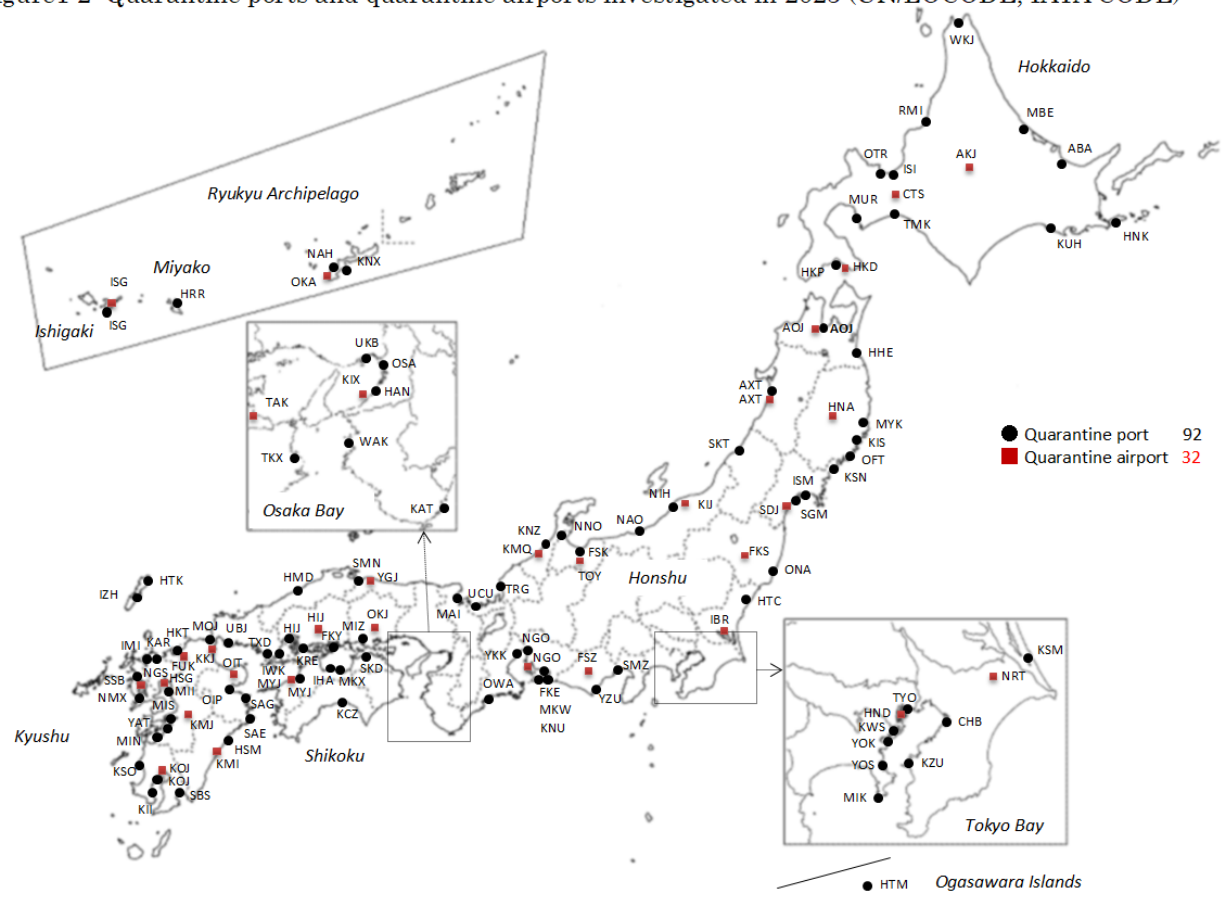


図2 航空機調査で採集された蚊族の種類と最終発航地 （2025年）

Figure2 Invasive mosquitoes found in international aircraft and the origin of the flights in 2025

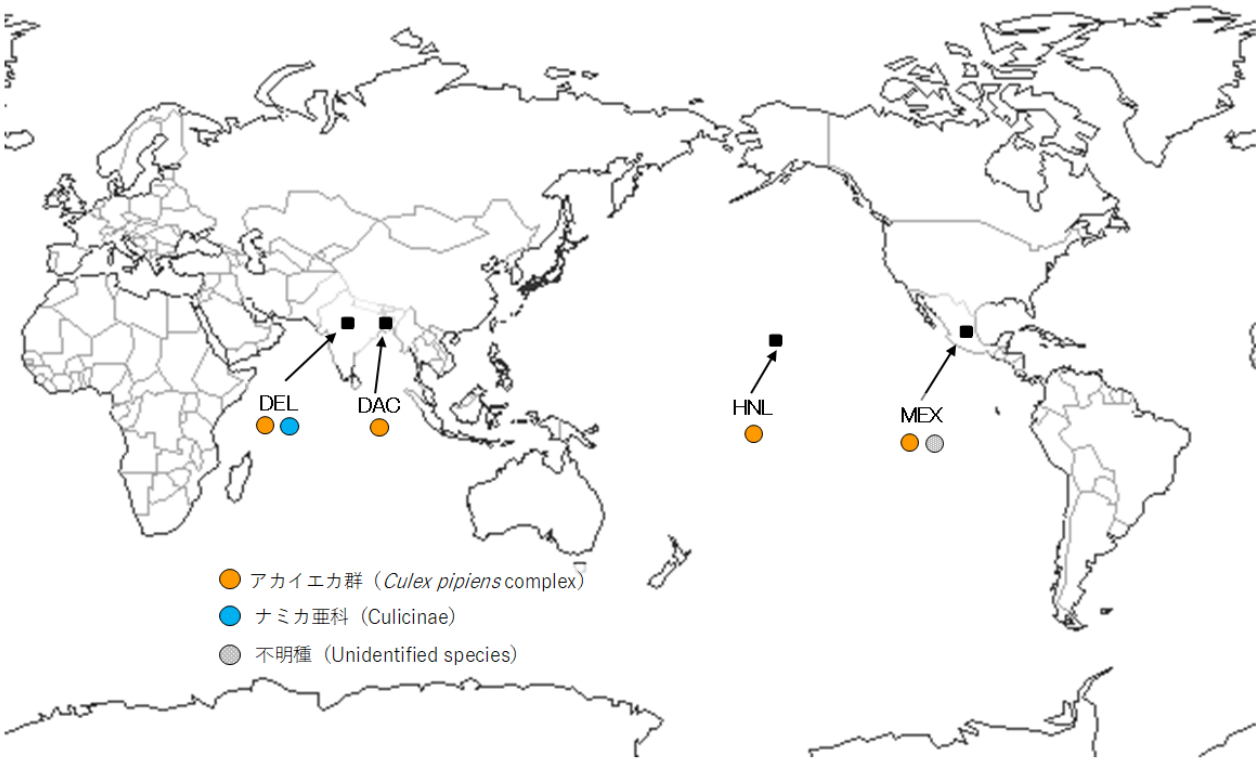


図3 検疫港・検疫飛行場におけるデング熱の媒介種の採集実績（2025年）

Figure3 Vector situations of Dengue fever at quarantine ports and quarantine airports, Japan in 2025

【採集した種】
優先種：ネッタイシマカ（*Aedes aegypti*）、ヒトスジシマカ（*Aedes albopictus*）、
注意すべき種：セスジヤブカ（*Aedes dorsalis*）、ヤマダシマカ（*Aedes flavopictus*）、
リバースシマカ（*Aedes riversi*）、コガタアカイエカ（*Culex tritaeniorhynchus*）

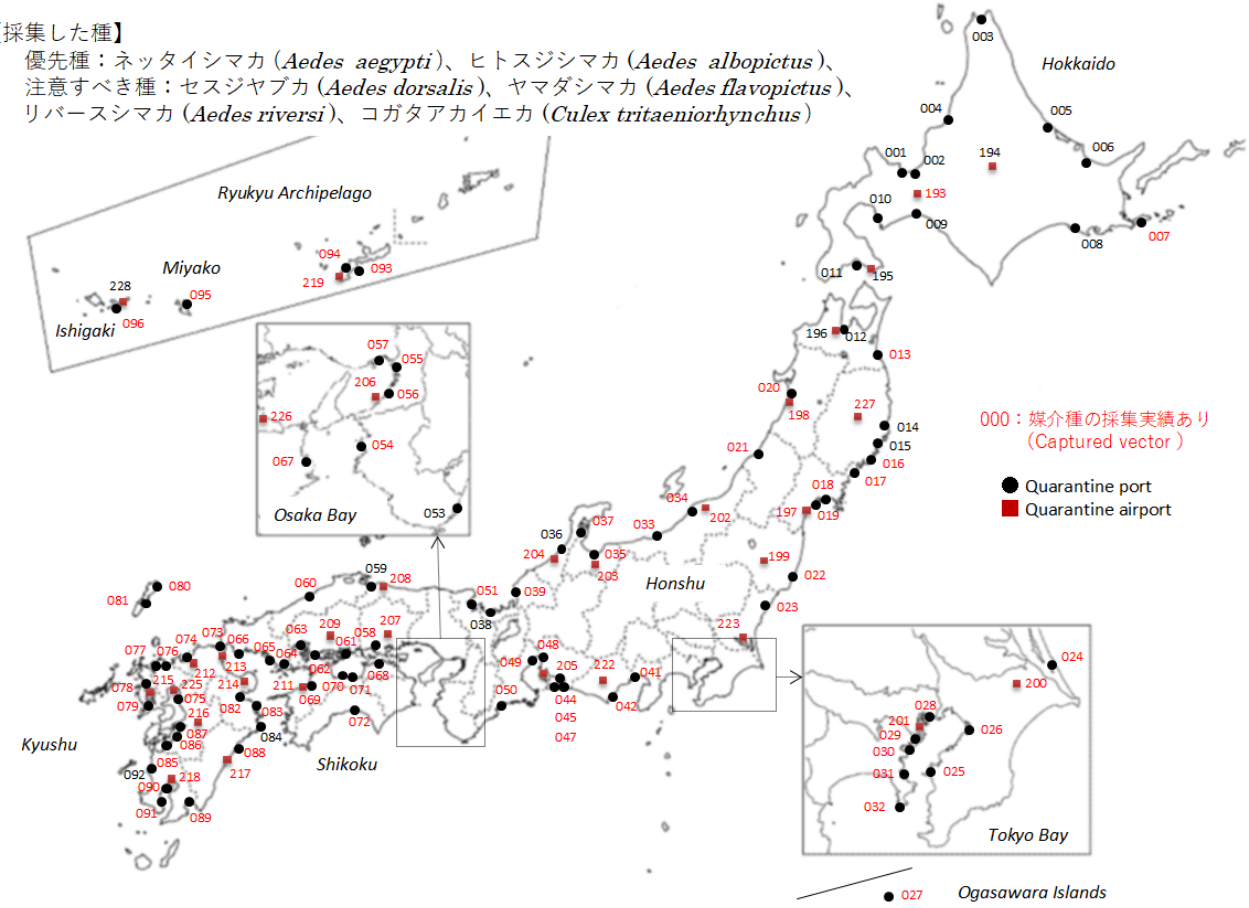


図4 検疫港・検疫飛行場におけるマラリアの媒介種の採集実績（2025年）

Figure4 Vector situations of Malaria at quarantine ports and quarantine airports, Japan in 2025

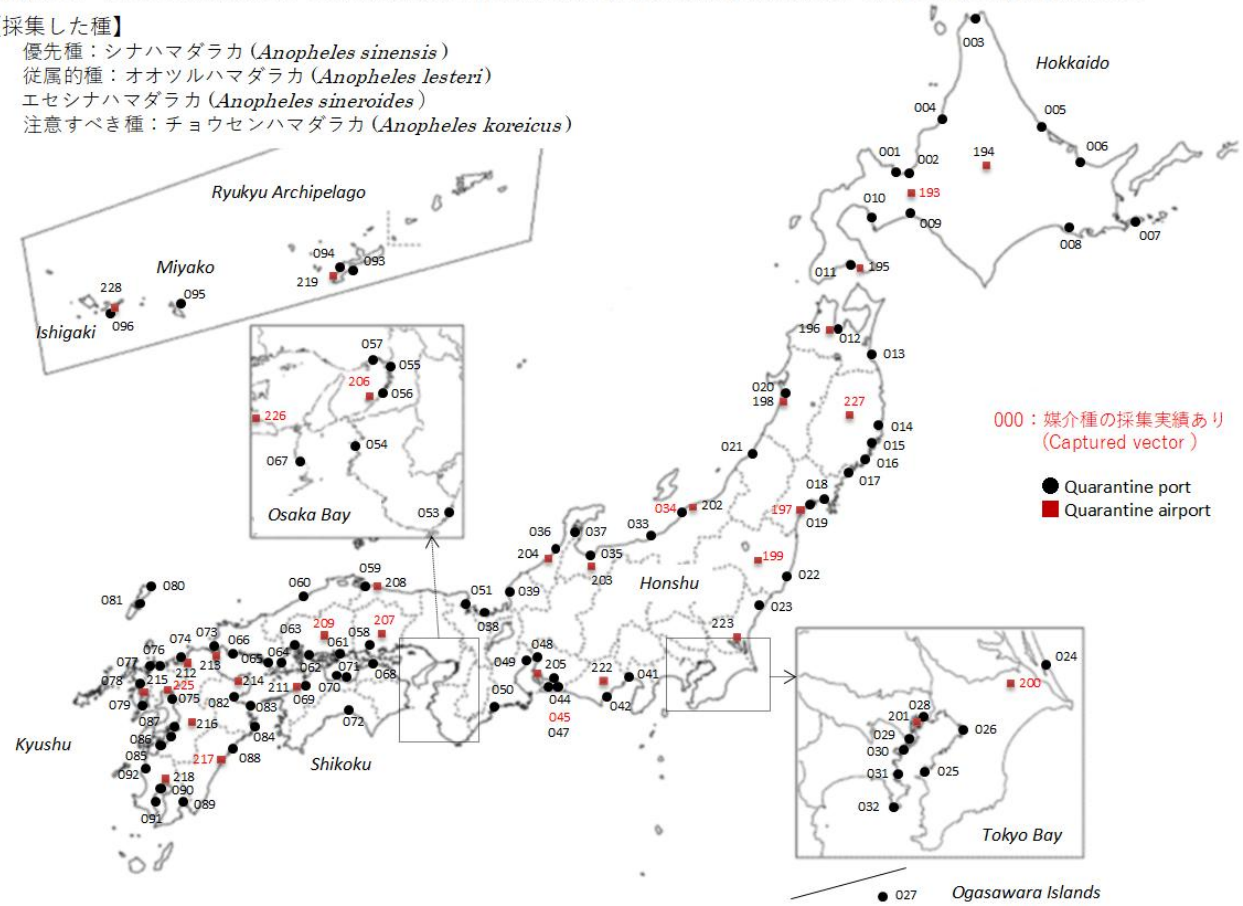


図5 検疫港・検疫飛行場におけるジカウイルス感染症、チクングニア熱の媒介種の採集実績（2025年）

Figure5 Vector situations of Chikungunya fever and Zika virus infection at quarantine ports and quarantine airports, Japan in 2025

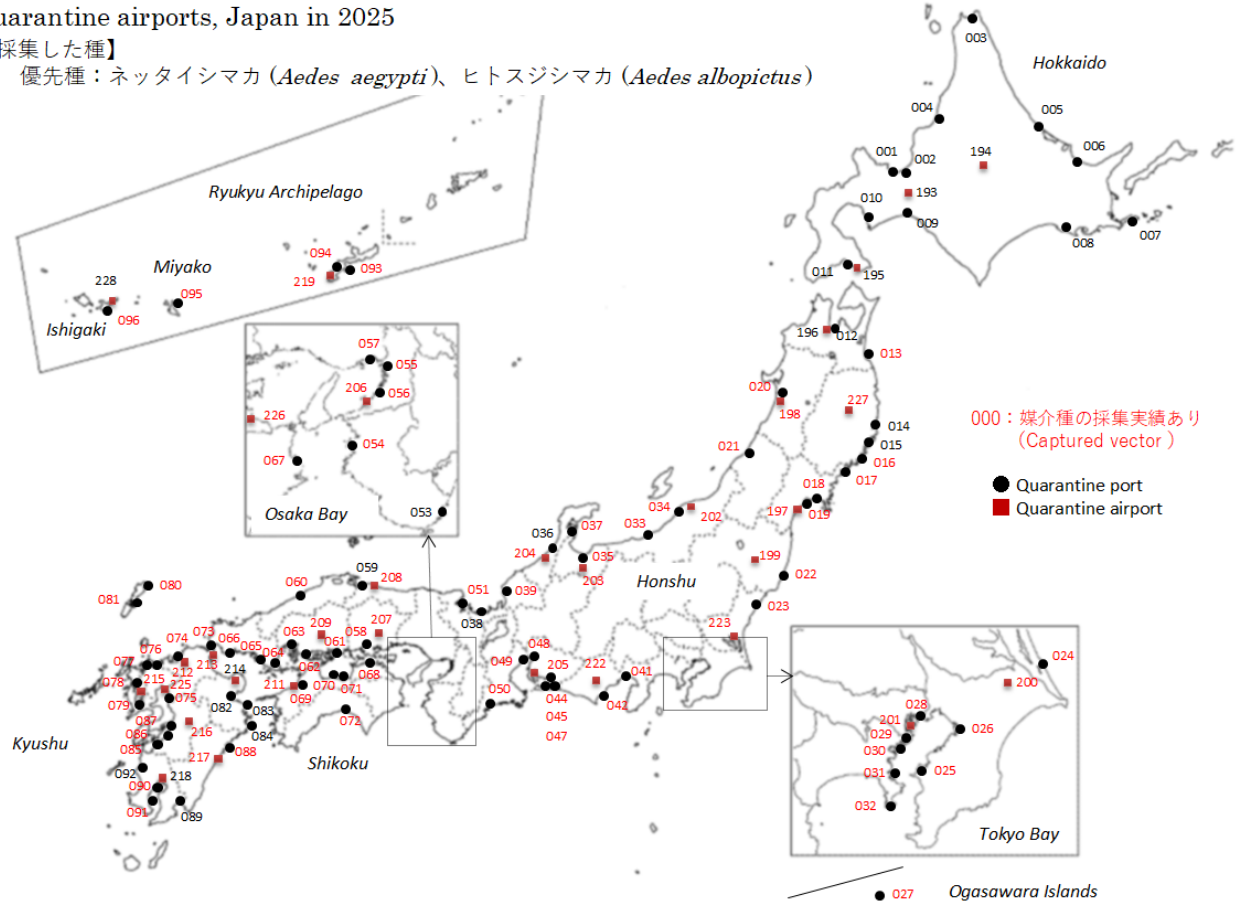


図6 検疫港・検疫飛行場における日本脳炎の媒介種の採集実績（2025年）

Figure6 Vector situations of Japanese encephalitis at quarantine ports and quarantine airports, Japan in 2025

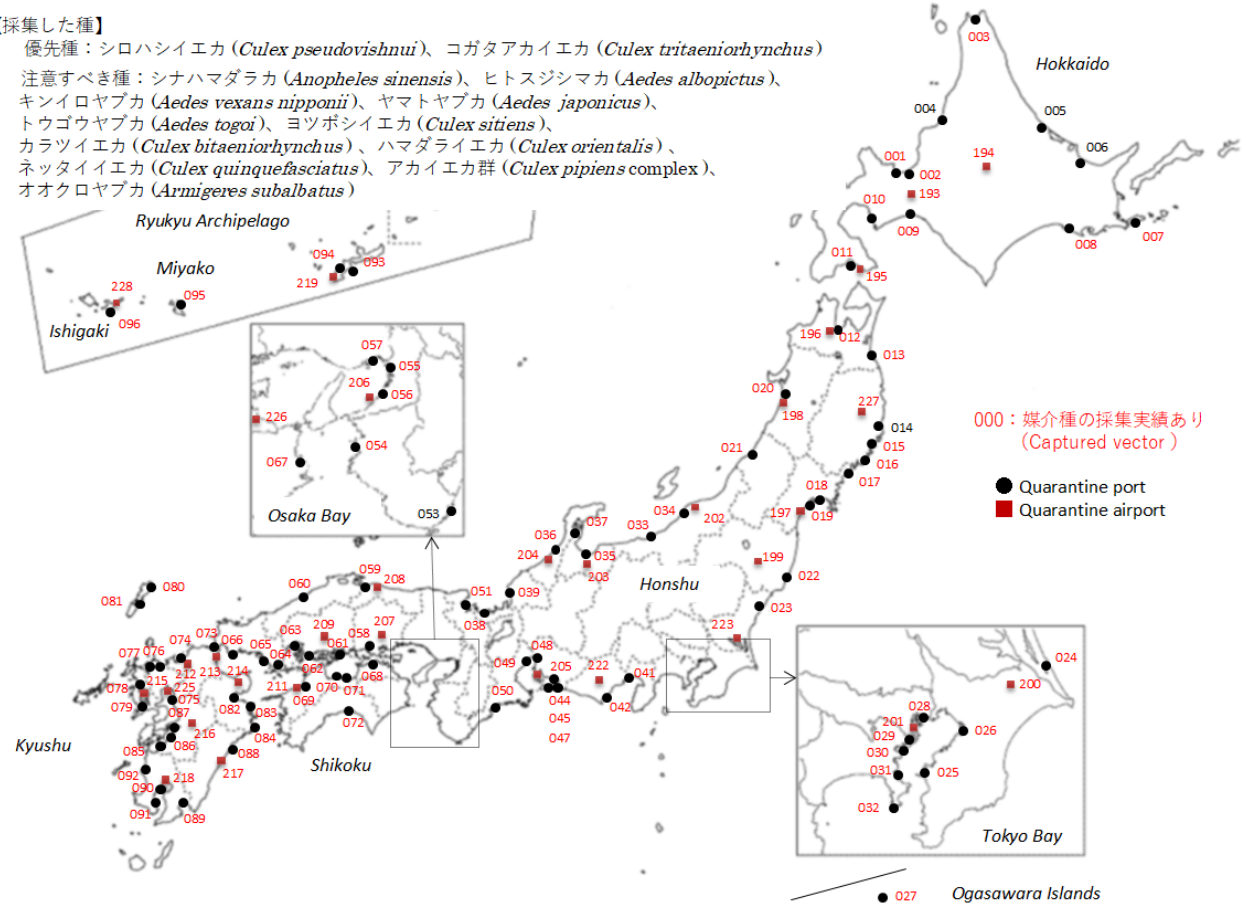


図7 検疫港・検疫飛行場におけるウエストナイル熱の媒介種の採集実績（2025年）

Figure7 Vector situations of West Nile fever at quarantine ports and quarantine airports, Japan in 2025

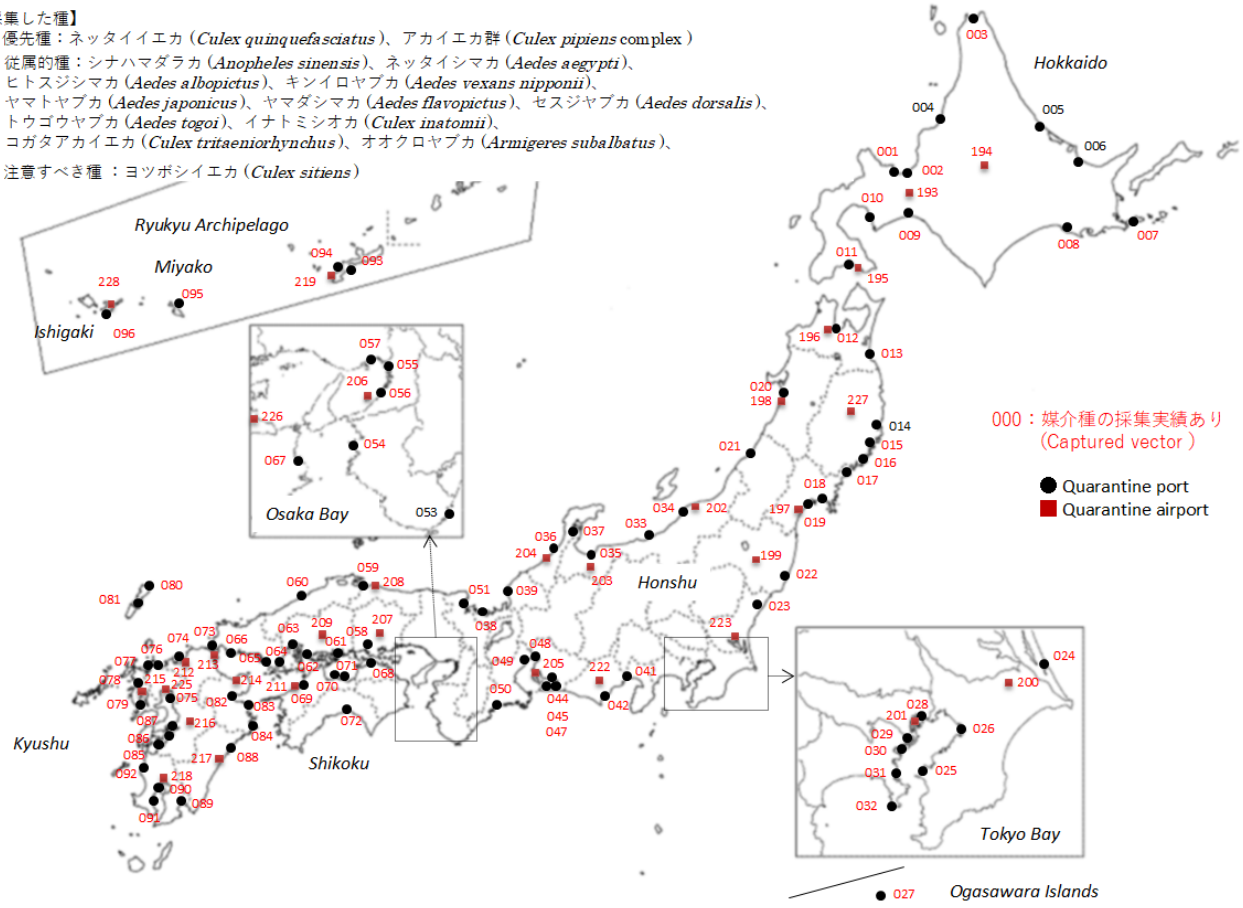


図8 検疫港・検疫飛行場におけるペストの媒介種及び宿主（ねずみ族）の捕獲実績（2025年）
Figure8 Vector and host situations of Plague at quarantine ports and quarantine airports, Japan in 2025

【捕獲した種】
従属的種：ヨーロッパネズミノミ（*Nosopsyllus fasciatus*）
宿主：ねずみ族（Rodents）

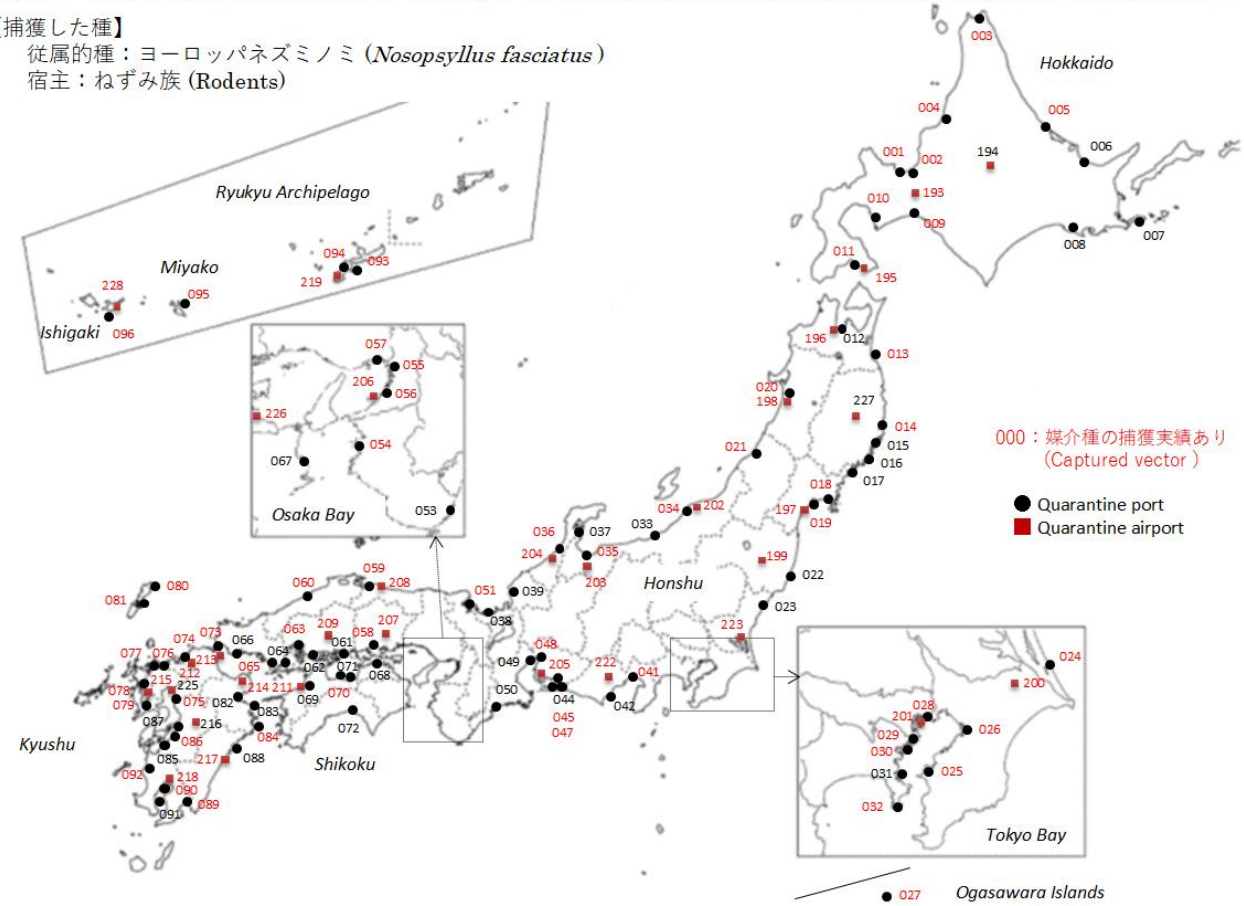


図9 検疫港・検疫飛行場における腎症候性出血熱の媒介種の捕獲実績（2025年）
Figure9 Vector situations of hemorrhagic fever with renal syndrome at quarantine ports and quarantine airports, Japan in 2025

【捕獲した種】
従属的種：クマネズミ（*Rattus rattus*）、ドブネズミ（*Rattus norvegicus*）
ハツカネズミ（*Mus musculus*）、アカネズミ（*Apodemus speciosus*）、
エゾヤチネズミ（*Clethrionomys rufocanus bedfordiae*）

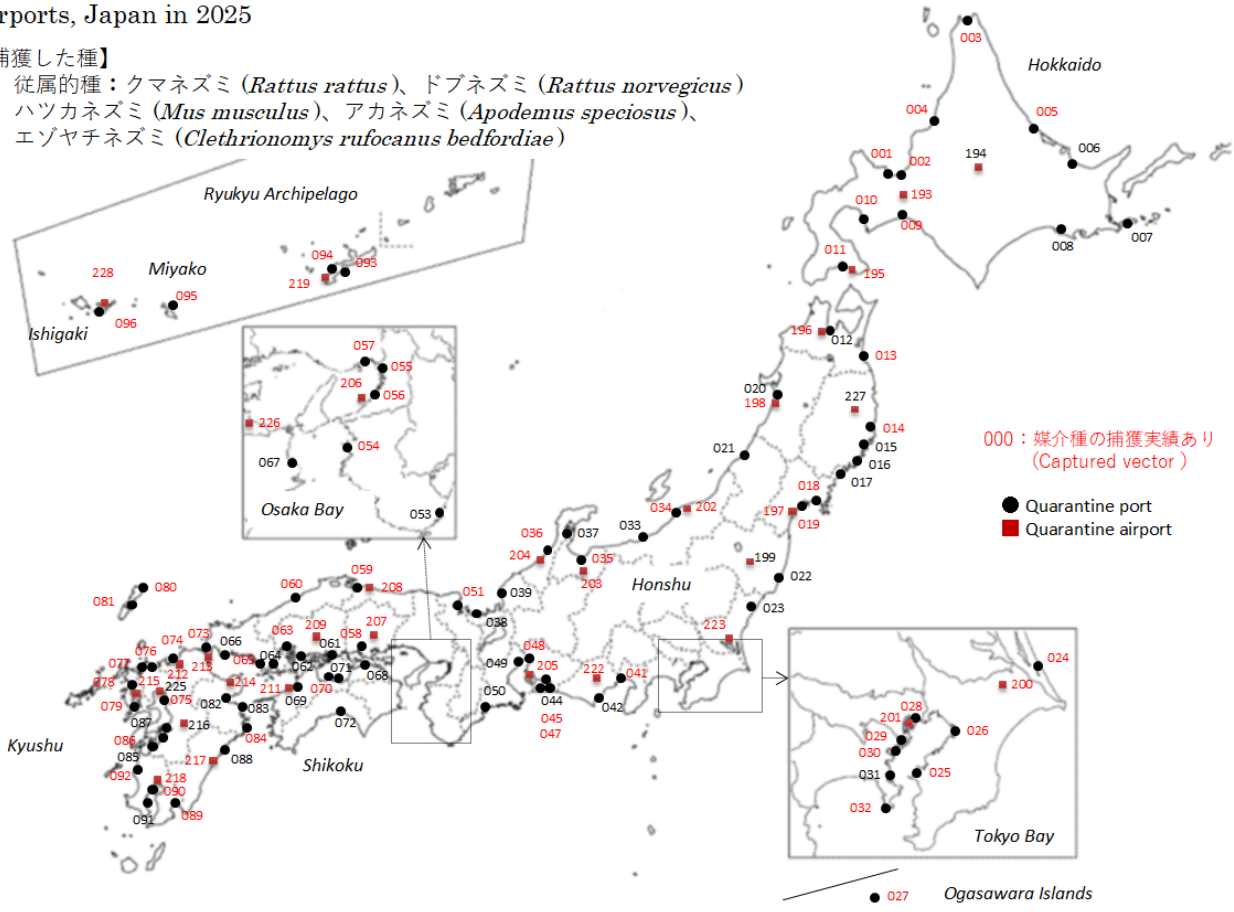


図10 蚊族の外来侵入種および病原体等の主な発見例：2006年～2025年

Figure10 Invasive mosquitoes and pathogens detected at points of entry in 2006 - 2025

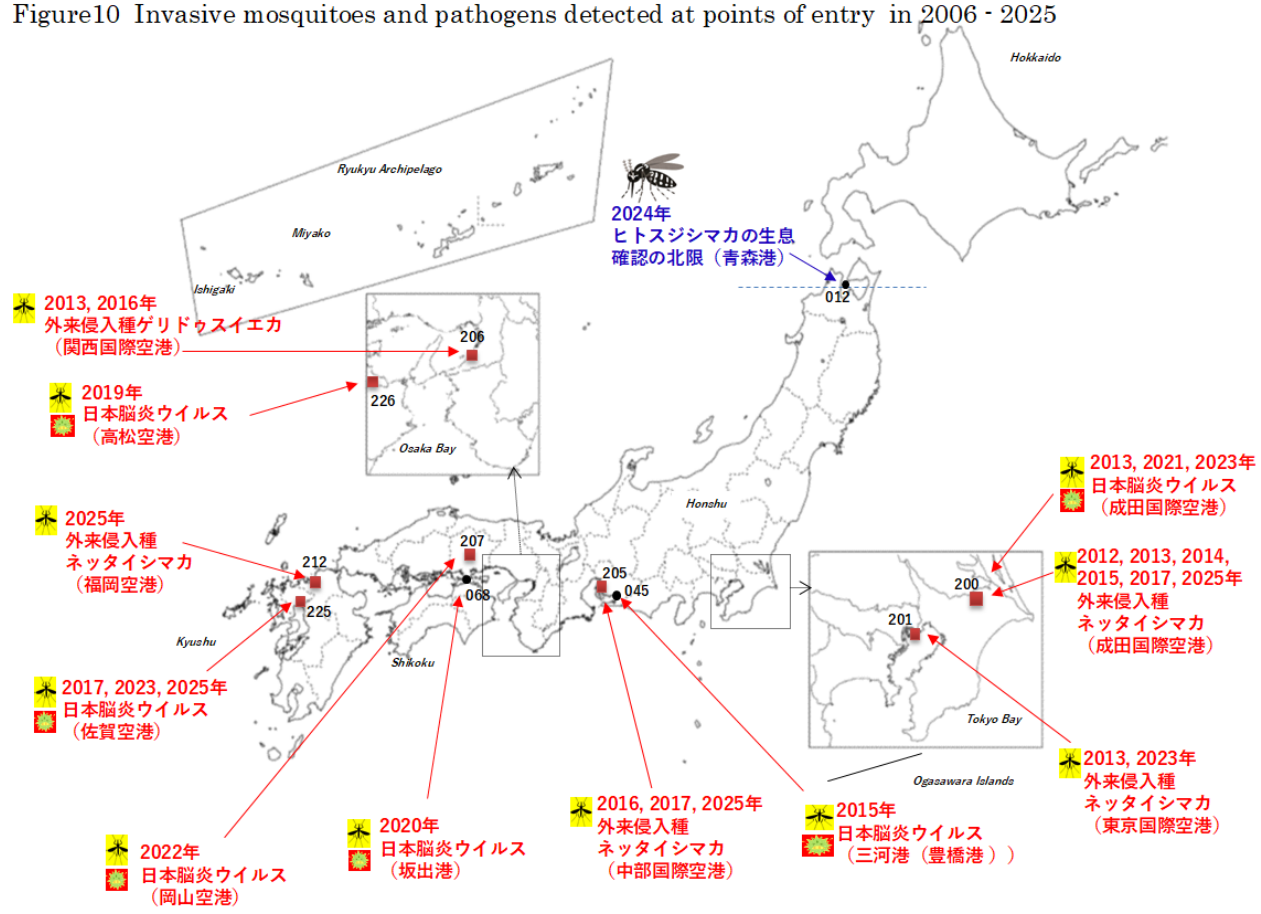
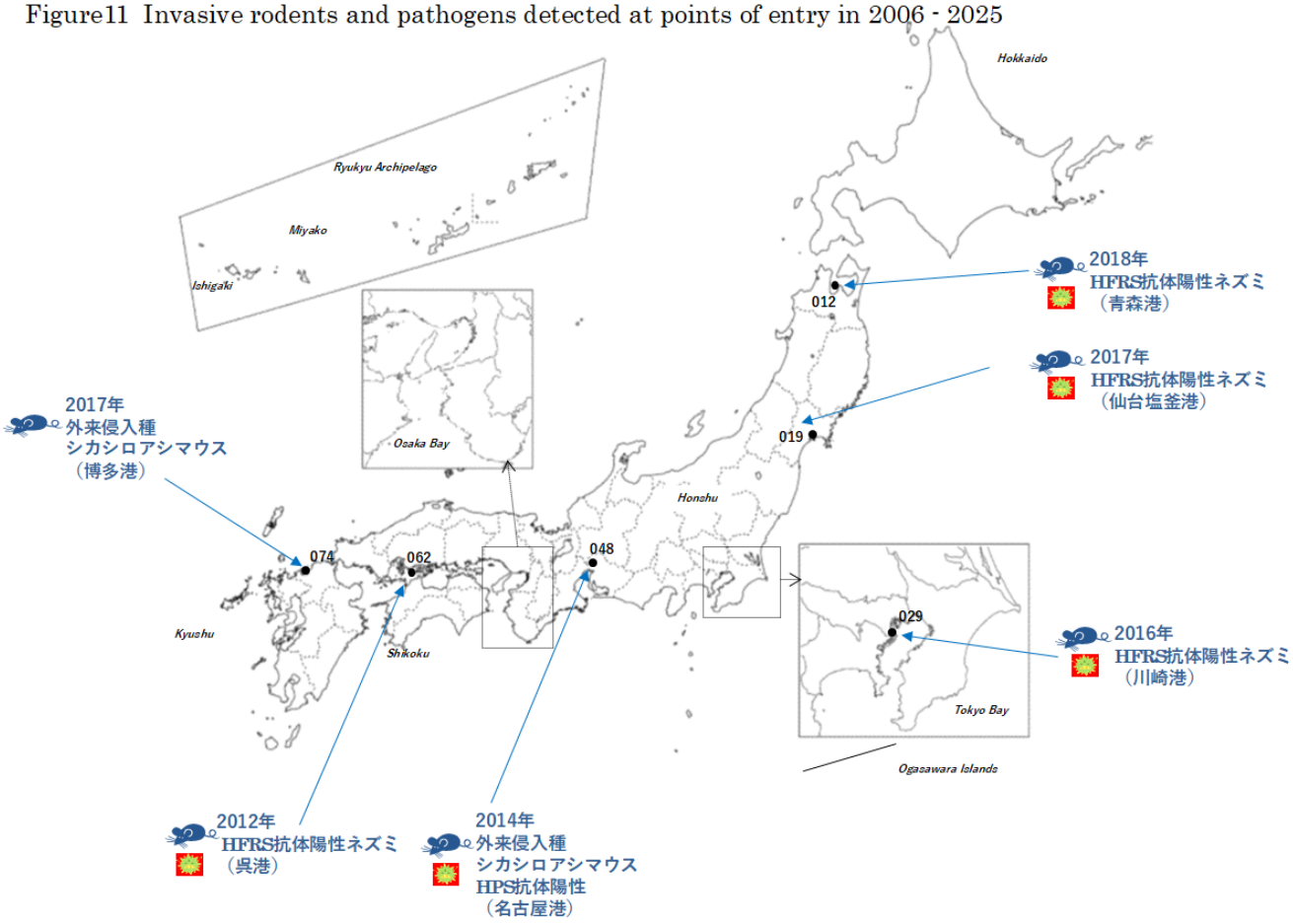


図11 ねずみ族の外来侵入種および病原体等の主な発見例：2006年～2025年

Figure11 Invasive rodents and pathogens detected at points of entry in 2006 - 2025



○検疫法（抜粋）

（最終改正：令和四年十二月九日法律第九十六号）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、国内に常在しない感染症の病原体が船舶又は航空機を介して国内に侵入することを防止すると共に、船舶又は航空機に関してその他の感染症の予防に必要な措置を講ずることを目的とする。

（検疫感染症）

第二条　この法律において「検疫感染症」とは、次に掲げる感染症をいう。

一　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）に規定する一類感染症

二　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する新型インフルエンザ等感染症

三　前二号に掲げるもののほか、国内に常在しない感染症のうちその病原体が国内に侵入することを防止するためその病原体の有無に関する検査が必要なものとして政令で定めるもの

（疑似症及び無症状病原体保有者に対するこの法律の適用）

第二条の二　前条第一号に掲げる感染症の疑似症を呈している者については、同号に掲げる感染症の患者とみなして、この法律を適用する。

2　前条第二号に掲げる感染症の疑似症を呈している者であつて当該感染症の病原体に感染したおそれのあるものについては、同号に掲げる感染症の患者とみなして、この法律を適用する。

3　前条第一号又は第二号に掲げる感染症の病原体を保有している者であつて当該感染症の症状を呈していないものについては、それぞれ同条第一号又は第二号に掲げる感染症の患者とみなして、この法律を適用する。

（検疫港等）

第三条　この法律において「検疫港」又は「検疫飛行場」とは、それぞれ政令で定める港又は飛行場をいう。

第三章　検疫所長の行うその他の衛生業務

（検疫所長の行う調査及び衛生措置）

第二十七条　検疫所長は、検疫感染症及びこれに準ずる感染症で政令で定めるものの病原体を媒介する虫類の有無その他これらの感染症に関する当該港又は飛行場の衛生状態を明らかにするため、検疫港又は検疫飛行場ごとに政令で定める区域内に限り、当該区域内にある船舶若しくは航空機について、食品、飲料水、汚物、汚水、ねずみ族及び虫類の調査を行い、若しくは当該区域内に設けられている施設、建築物その他の場所について、海水、汚物、汚水、ねずみ族及び虫類の調査を行い、又は検疫官をしてこれを行わせることができる。

2　検疫所長は、前項に規定する感染症が流行し、又は流行するおそれがあると認めるときは、同項の規定に基づく政令で定める区域内に限り、当該区域内にある船舶若しくは航空機若しくは当該区域内に設けられている施設、建築物その他の場所について、ねずみ族若しくは虫類の駆除、清掃若しくは消毒を行い、若しくは当該区域内で労働に従事する者について、健康診断若しくは虫類の駆除を行い、又は検疫官その他適当と認める者をしてこれを行わせることができる。

3　検疫所長は、前項の措置をとつたときは、すみやかに、その旨を関係行政機関の長に通報しなければならない。

○検疫法施行令（抜粋）

（最終改正：令和七年九月五日政令第三百十七号）

（政令で定める検疫感染症）

第一条　検疫法（以下「法」という。）第二条第三号の政令で定める感染症は、ジカウイルス感染症、チクングニア熱、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。別表第二において単に「中東呼吸器症候群」という。）、デング熱、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスＡ属インフルエンザＡウイルスであつてその血清亜型がＨ五Ｎ一又はＨ七Ｎ九であるものに限る。同表において「鳥インフルエンザ（Ｈ五Ｎ一・Ｈ七Ｎ九）」という。）及びマラリアとする。

（検疫感染症に準ずる感染症）

第三条　法第二十七条第一項の政令で定める感染症は、ウエストナイル熱、腎症候性出血熱、日本脳炎及びハンタウイルス肺症候群とする。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抜粋）

（最終改正：令和四年十二月九日法律第九十六号）

第六条　この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

2　この法律において「一類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一　エボラ出血熱

二　クリミア・コンゴ出血熱

三　痘そう

四　南米出血熱

五　ペスト

六　マールブルグ病

七　ラッサ熱

○港湾区域等衛生管理業務の手引きについて

（平成 26 年 3 月 24 日）（各検疫所長宛　医薬・生活衛生局　検疫業務課長通知）

検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）第 27 条に規定される検疫所長の行う調査及び衛生措置については、「港湾区域及び空港区域の衛生対策について」（平成 11 年 9 月 30 日付け生衛発第 1415 号生活衛生局長通知）に基づき、本通知により実施いただいているところですが、今般、別添 2「ねずみ族調査マニュアル」及び別添 3「蚊族調査マニュアル」における検体の送付方法について、現状の取扱いに則したものとなるよう改正しましたので、港湾区域等衛生管理業務の実施に当たりましては、これにより実施していただくようお願いします。

別添１　港湾衛生管理ガイドライン

別添２　ねずみ族調査マニュアル

別添３　蚊族調査マニュアル
別添４　媒介動物等を介して侵入する検疫感染症等のリスク評価マニュアル

別添１　港湾衛生管理ガイドライン（抜粋）

１．目的

近年、海外における新興・再興感染症の流行が頻発し、交通手段の高速化、大型化等により、短期間のうちにそれら感染症が広範囲な地域で流行拡大を引き起こすことが報告されている。このような感染症がグローバル化する中で、我が国に常在しない感染症の国内への侵入・定着が危惧されているところである。

これらの状況から、船舶や航空機を介して国内に侵入・定着する可能性のある検疫感染症及び検疫感染症に準ずる感染症（以下、「検疫感染症等」という。）、並びに検疫感染症等を媒介するねずみ族や蚊族といった動物等（以下、「媒介動物等」という。）の国内への侵入・まん延防止が重要となる。

本ガイドラインは、検疫法（昭和26年法律第201号）第27条第1項の規定に基づき、検疫法施行令別表第３に定める港湾区域及び空港区域（以下、「港湾区域等」という。）における生息状況について調査を行い、検疫感染症等の流行地域から来航する船舶や航空機を介して侵入する媒介動物等の監視を合理的かつ効率的に行うとともに、的確な港湾衛生対策を講ずることを目的とする。この目的は、国際保健規則（IHR2005）が求める、入域地点における衛生状態の確保、及び媒介動物等の制御に資するものである。

港湾衛生対策は、全国的に統一された手法により各検疫所で実施してきた調査結果を踏まえ、新たにリスク評価を行い、その評価に基づき、船舶や航空機を介して侵入する媒介動物等の監視を実施するとともに、港湾区域等での生息状況を把握するための調査を行うこととする。実施に際し、各検疫所は評価レベルに応じた対応を効率的かつ的確に行うこと。なお、飲料水調査、機内食調査、海水調査及び汚水調査については、これを原因とした集団感染事例が発生した場合等、必要に応じて実施するものとする。

２．調査対象感染症

港湾衛生業務の対象となる感染症は、検疫感染症のうち、ねずみ族や虫類によって媒介されるクリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、ジカウイルス感染症、チクングニア熱、デング熱、マラリアのほか、検疫感染症に準ずる感染症としてウエストナイル熱、腎症候性出血熱、日本脳炎及びハンタウイルス肺症候群とする。

これらの感染症の調査対象となる媒介動物等は、下記のとおりであり、調査対象ごとに調査マニュアルを定めるものとする。

（１）ねずみ族

・ねずみ族：南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、腎症候性出血熱及びハンタウイルス肺症候群
・ノミ類：ペスト
・ダニ類：クリミア・コンゴ出血熱
※クリミア・コンゴ出血熱を媒介するダニ類については、海外での流行状況を踏まえ、検疫所業務課の指示に基づき実施する。

（２）蚊族

ジカウイルス感染症、チクングニア熱、デング熱、マラリア、ウエストナイル熱及び日本脳炎

３．港湾衛生調査の実施について

検疫感染症等については、媒介動物等の国内侵入や定着を許せば、国内での発生及び流行を招き、国民の健康に重大な影響を及ぼすおそれが危惧されることから、港湾衛生対策におけるベクターサーベイランスは極めて重要な業務である。

そのため各検疫所においては、侵入リスクに応じ、年間を通じ計画的に、海外から侵入する媒介動物等に対する監視を実施するとともに、外来種の国内定着を察知するため、定期的に調査を行い、種類、分布状況等を把握するものである。

なお、調査にあたっては、別添１－１の「調査における調査区の設定」に基づき、調査定点等及び調査区を設定し、年間計画を立て実施すること。調査頻度は、「媒介動物等を介して侵入する検疫感染症等のリスク評価マニュアル」（別添４）によるものとする。

なお、検疫所本所にあっては、管内の支所・出張所が策定する調査定点等や調査区の設定、調査計画、調査方法、評価等について把握し、客観的に監督・助言を行うこと。併せて、各検疫所の調査定点等の情報を港湾衛生評価分析官に集約し、客観的に評価・監督・助言を行うこととする。

４．調査結果の活用及び情報提供

港湾衛生調査結果の効果的な活用を図るためには、結果を集積、解析することが必要であり、さらに、この情報を港湾区域等の定点情報として集約することが重要である。

（１）各検疫所において、実施した港湾衛生調査結果に基づき、媒介動物等の生息状況の把握及び評価を行う。さらに調査結果は、港湾衛生評価分析官へ登録する。

（２）港湾衛生評価分析官は、全国の検疫所から集約（一元化）されたデータの解析を行い、検疫所業務課に報告書を提出する。

併せて、得られた情報を定期的に適切な方法で各検疫所へ情報提供を行う。

（３）各検疫所においては年間の調査で得られた結果について「媒介動物等を介して侵入する検疫感染症等のリスク評価マニュアル」（別添４）に基づき、翌年の調査計画に反映させ調査を実施する。

（４）検疫所業務課は、各検疫所へ調査頻度及び対策について周知を図るとともに、適切な方法で国民に対し港湾衛生調査結果に係る情報提供を行う。

５．国内防疫機関等との連携

港湾衛生業務は、媒介動物等を介して検疫感染症等が国内へ侵入することを監視し、国内でのまん延を防止することを目的としている。

そのため、対象感染症の病原体の検出、感染症を媒介する外来種の侵入、生息が確認される等の状況下においては、管轄する自治体感染症対策主管部局や保健所等の国内防疫機関（以下、「関係機関」という。）、空港管理会社、倉庫・ふ頭管理会社、航空会社、船舶運航者、船舶代理店等の事業者（以下、「事業者」という。）との連携が不可欠であり、関係機関や事業者との協力体制による監視強化及び防除等の必要な防疫措置を講ずる。

この連携を確保するために各検疫所は、調査結果で得られた情報を関係機関や事業者に提供し、連携を強化することが重要である。

６．港湾衛生業務における感染予防対策

（１）港湾衛生調査時の予防対策

調査を行う際には、防虫剤の塗布及び必ず作業着、軍手、安全靴等を着用し、健康被害が及ばぬよう防御すること。

（２）非常時の予防対策

当該感染症の病原体を保有する媒介動物等が発見される等の非常時には、通常調査時の予防対策に加え、マスク、防塵ゴーグル及び長靴等を着用するなど、当該病原体の暴露に対する防御対策を講じること。また、当該媒介動物等と接触した場合など、その者に対し、必要に応じ抗生剤の予防内服や健康観察を実施する。

７．共働支援システム等の活用

各検疫所における特異事例や港湾衛生調査に関する参考資料等を共働支援システム等へ掲載し、情報の蓄積を図ることとする。

共働支援システム等に掲載する情報や頻度は、以下を想定している。

（１）重点調査、非常時対策の報告書や航空機内における特異事例に関する報告書。

（２）検疫感染症等の媒介種表：港湾衛生評価分析官が更新し、その都度、検疫所業務課が掲載。

（３）同定検索表、論文、資料等の参考資料：各検疫所より集積し、その都度、検疫所業務課が掲載。

別添２　ねずみ族調査マニュアル（抜粋）

１．はじめに

ねずみ族調査は、検疫感染症等のうち、ねずみ族が媒介する南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、腎症候性出血熱及びハンタウイルス肺症候群（以下、「ねずみ媒介感染症」という。）の国内侵入・まん延を防止するため、検疫港及び検疫飛行場（以下、「検疫港等」という。）ごとに定める港湾区域等において、計画的に、ねずみ族及びペストを媒介する寄生ノミを含めた生息種の把握、及び我が国に生息しないねずみ族等（以下、「外来媒介種」という。）の発見に努めることとする。

なお、ねずみ族とは広義には齧歯類を指すが、ここでは主としてねずみ科をいう。

２．ねずみ族調査

ねずみ媒介感染症の侵入を明らかにするため、海港においては外航船舶が着岸する埠頭周辺及び国際貨物を蔵置する上屋・倉庫及びコンテナ蔵置場所等、空港においては外航航空機が到着するターミナルビルの周辺、貨物機が荷揚げするエリア及び国際貨物を蔵置する上屋等、侵入リスクが高いと考えられる場所について、「ねずみ族調査における調査定点及び設置点の設定」（別添２－１）に基づき優先的に調査定点を設定し、一定の頻度・方法で調査を行う。

平時においては、基礎的調査及び必要に応じ「アンケート調査」（別添２－４）を実施し、外来媒介種が侵入したおそれが高い場合等には重点調査を実施する。ねずみ媒介感染症の病原体又は病原体に対する抗体が媒介種より検出された場合は、「ねずみ族非常時対策マニュアル」（別添２－５）及び別途発出している「ねずみ族調査強化及び防除等にかかる事例集」等を参考に衛生対策を講ずる。

（１）捕獲調査

ねずみ媒介感染症の侵入及びねずみ族、寄生ノミ及びダニの生息・分布を把握するため、ねずみ族は生け捕りを原則とする。この調査を効率的に実施するため、調査定点を設定し、一定の頻度・方法でねずみ族を捕獲する。なお、捕そ器に鳥獣等が捕獲されることもあるため、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和４８年１０月１日法律第１０５号）及び「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成１４年７月１２日法律第８８号）を遵守し適切に対応する。

ア．調査頻度・調査定点等

調査頻度は、「媒介動物等を介して侵入する検疫感染症等のリスク評価マニュアル」（別添４）に従う。また、「ねずみ族調査における調査定点及び設置点の設定」（別添２－１）に基づき調査定点を設定する。設定した調査定点は、「ねずみ族・蚊族調査2 点記録表」（様式１の１）に必要事項を記載して保存する。

イ．調査方法

調査区毎に「ねずみ族の捕獲調査方法」（別添２－２）に従い調査する。

ウ．記録

調査の状況については、「ねずみ族検査結果記録表・検査依頼表」（様式１の２）に必要事項を記載して保存する。

（２）アンケート調査

港湾区域等に所在する倉庫業者及びコンテナ取り扱い事業所、外航船が停泊する埠頭管理者等について、蔵置貨物等への被害状況の有無、実施している対策等についての情報を収集することにより、ねずみ族の分布及び生息状況を効率的に把握することを目的として実施する。

なお、実施にあたっては、「アンケート調査」（別添２－４）に基づき実施する。

（３）航空機蚊族調査においてねずみ族の証跡を認めた場合の対応

航空機蚊族調査実施時において、機内にねずみ族の生息等を疑う糞等の証跡を確認した場合は、航空会社に対し侵入防止策等を指導する。

（４）重点調査

政令区域における基礎的な調査により、外来媒介種を確認した場合、重点調査を実施する。必要に応じ事業者に対する臨時のアンケート調査を行う。航空機、船舶及びコンテナ等における発見通報事例について、一時的な侵入事例と判明した場合は、政令区域での重点調査の対象としないが、発見事例が多発する場合は、政令区域について重点調査を実施する。検体については速やかに病原体検査を実施する。

（５）非常時対策

基礎的調査及び重点調査により、ねずみ媒介感染症の病原体又は抗体を保有する媒介種が確認された場合、若しくは海外渡航歴の無いねずみ媒介感染症の患者が港湾区域等で発生し、当該区域等に生息するねずみ族による媒介のおそれがある場合は、検疫所業務課と協議の上、「ねずみ族非常時対策マニュアル」（別添２－５）に従い、衛生対策を行う。実施にあたり、別途発出している「ねずみ族調査強化及び防除等にかかる事例集」等を参考に衛生対策を行う。また、必要に応じて非常時調査、健康調査、防除作業、環境整備等を関係機関と連携し実施する。

３．種の同定及びねずみ媒介感染症の病原体検査

捕獲したねずみ族及びペストを媒介する寄生ノミの種の同定及び病原体検査は、「ねずみ族調査にお

ける種の同定検査及び病原体の保有検査並びに検体の送付方法」（別添２－３）を参考に実施する。病原体検査は、別途発出している「検疫法に基づく検査実施区分等について」に基づき、各検査課及び検査室において検査材料及び寄生ノミを採取したのち、「ねずみ族検査結果記録表・検査依頼表」（様式１の２）へ必要事項を記入して検査を依頼する。また、外来媒介種等、当該検査課及び検査室で同定が困難な場合も、同様に依頼する。

４．報告

調査結果については、月単位で、データベースファイルに必要事項を入力後、各検疫所本所へ報告する。各検疫所本所は管内の本所、支所、出張所のデータを報告様式に一元化し管理するとともに、四半期の翌月の10日（第4四半期は翌月末）までに管内の本所、支所、出張所のデータを港湾衛生評価分析官へ登録する。なお、重点調査、非常時対策を実施した際には、検疫所業務課及び港湾衛生評価分析官と情報を共有する。

５．評価及び対策

調査の結果については、毎年、「媒介動物等を介して侵入する検疫感染症等のリスク評価マニュアル」（別添４）に基づき各検疫所において再評価し、衛生対策を講ずる。

６．その他

（１）関係機関や事業者によりねずみ族の発見通報（情報提供）及び捕獲された場合の取扱い

港湾区域等に所在する関係機関や事業者から、ねずみ族（死そを含む）の発見等の通報（情報提供）があった場合には、検疫所は聞き取り調査及び現場の状況確認後、捕獲が可能な状況であれば作業を実施する。捕獲が難しい状況であると判断した場合には、関係機関や事業者に今後の対応について助言を行う。ねずみ族が死亡していた場合には、当該ねずみ族を回収し、必要に応じ消毒等を実施（指導）する。帰庁後、捕獲、死亡したねずみ族については、種の同定、寄生ノミの検査を実施し、媒介種の場合、原則として病原体検査を実施する。

別添３　蚊族調査マニュアル（抜粋）

１．はじめに

蚊族調査は、検疫感染症等のうち、蚊族が媒介するジカウイルス感染症、チクングニア熱、デング熱、マラリア、ウエストナイル熱及び日本脳炎（以下、「蚊媒介感染症」という。）の国内侵入・まん延を防止するため、検疫港及び検疫飛行場（以下、「検疫港等」という。）ごとに定める港湾区域等について、計画的に、蚊媒介感染症を媒介する蚊族の把握、及び我が国に生息しない媒介種（以下、「外来媒介種」という。）の発見に努めることとする。

なお、蚊族とは蚊科をいう。

２．蚊族調査

蚊族調査は、媒介種の侵入監視目的として実施する。

空港においては、蚊族が侵入する可能性が高い航空機を対象とした航空機調査及び港湾区域等に生息する蚊族の種類及び媒介種の発生状況を把握する目的で生息調査を実施する。

海港においては、外航船舶が着岸する埠頭周辺等に生息する蚊族の種類及び発生状況を把握する目的で生息調査を行う。

平時においては基礎的調査及び必要に応じ「アンケート調査」（別添３－５）を実施し、外来媒介種が侵入したおそれが高い場合等には重点調査を実施する。蚊媒介感染症の病原体が媒介種より検出された場合は、「蚊族非常時対策マニュアル」（別添３－６）に基づき対策を講ずる。また、別途発出している「蚊族調査強化及び駆除等にかかる事例集」等を参考に衛生対策を行う。

（１）生息調査（基礎的調査）

海外から来航する航空機が到着するエプロン、場周道路周辺、ボーディングブリッジ、旅客機到着ターミナル、貨物機到着エリア及び貨物地区、外航船舶が着岸する埠頭及びコンテナが開梱されるエリアは蚊族の侵入リスクが高いと考えられることから、優先的に調査区及び調査点を設定し生息調査を行う。また、調査区内において、生息する蚊族を明らかにし、外来媒介種の侵入・定着を確認するため、一定の頻度・方法で蚊族の成虫及び幼虫を採集する。

ア.調査頻度・調査点

各検疫港等における調査対象の検疫港等及び頻度等は、「媒介動物等を介して侵入する検疫感染症等のリスク評価マニュアル」（別添４）に従う。また、「蚊族調査における調査点の設定」（別添３－１）に基づき調査点を設定する。設定した調査点は、「ねずみ族・蚊族調査点記録表」（様式２の１）に必要事項を記載して保存する。

イ.調査方法

①成虫調査

調査区毎に、「蚊族の採集方法」（別添３－３）の２．炭酸ガス・ライトトラップ法に従い調査する。

②幼虫調査

調査区毎に、「蚊族の採集方法」（別添３－３）の３．ヒシャク・ピペット法及び４．オビトラップ法に従い調査する。

ウ.記録

調査及び検査結果は、「蚊族成虫調査結果表」（様式２の３）及び「蚊族幼虫調査結果表」（様式２の４）に必要事項を記載し保存する。

（２）アンケート調査

港湾区域等の蚊族の生息状況等については、事業所毎に専門業者等による調査・防除が実施され、また、蚊族の生息状況は、物理的要因や気象条件の変化に影響を受けることから、港湾区域等の事業所等に対して、「蚊族調査アンケート」（様式２の６）を用いたアンケート調査を必要に応じ実施する。得られた情報は、定期の蚊族調査における効率的かつ効果的な調査の実施や蚊族の発生源への対策に加えて、重点調査等を実施する場合の参考資料とする。

また、事業者等から外国貨物等の開梱時に採集された蚊族の提供があった場合は、同定を実施し、媒介種の雌であった場合には、原則として病原体検査を実施する。また、必要に応じ、蚊族の発生源対策の実施や事業者に対する防除等に関する助言を行う。

（３）航空機調査

蚊媒介感染症の流行地域から来航する航空機を介して蚊族が侵入するおそれがあることから、航空機内への蚊族の侵入状況、媒介種の有無及び病原体保有状況を明らかにするため、「航空機調査」（別添３－２）に従い航空機内における生息調査及び病原体検査を実施する。調査にあたっては、発航地の蚊媒介感染症の発生状況や気象条件（気温及び降水量等）、運航スケジュール（発航時間帯等）及び過去の調査実績を踏まえた調査計画を策定し、計画的に調査を実施する。

調査事項及び検査結果は、「航空機等蚊族調査表・検査結果表」（様式２の２）に記載し保存する。

（４）重点調査

政令区域における生息調査（基礎的調査）により、外来媒介種を確認した場合、重点調査を実施する。必要に応じて、事業者等に対して臨時のアンケート調査を行い、当該媒介種の生息範囲及び発生源の推定等を資料として活用する。航空機、船舶及びコンテナ等における発見通報例について、一時的な侵入事例と判明した場合は、港湾区域等での重点調査の対象としないが、発見事例が多発する場合は、政令区域について重点調査を実施する。調査により捕獲した検体については速やかに病原体検査を実施する。調査事項及び検査結果は、「航空機等蚊族調査表・検査結果表」（様式２の２）もしくは「船舶等蚊族調査表・検査結果表」（様式２の８）に記載し保存する。

（５）非常時対策

生息調査（基礎的調査）又は重点調査により、蚊媒介感染症の病原体を保有する媒介種が確認された場合、若しくは海外渡航歴の無い蚊媒介感染症の患者が港湾区域等で発生し、当該区域等に生息する蚊族による媒介のおそれがある場合は、検疫所業務課と協議の上、「蚊族非常時対策マニュアル」（別添３－６）に従い、衛生対策を行う。実施にあたり、別途発出している「蚊族調査強化及び駆除等にかかる事例集」等を参考に衛生対策を行う。また、必要に応じて非常時調査、健康調査、防除作業及び環境整備等を関係機関と連携し実施する。

３．種の同定及び蚊媒介感染症の病原体検査

採集した蚊族の種の同定及び病原体検査は、「蚊族調査における種の同定検査及び病原体の保有検査並びに検体の送付方法」（別添３－４）を参考に各検査課及び検査室において実施する。外来媒介種等、同定が困難な場合、「蚊族検査依頼書」（様式２の５）に必要事項を記入し、同定及び病原体検査を検査センターへ依頼する。

４．報告

調査結果については、月単位で、データベースファイルに必要事項を入力後、各検疫所本所へ報告する。各検疫所本所は管内の本所、支所、出張所のデータを報告様式に一元化し管理するとともに、四半期の翌月の10日（第4四半期は翌月末）までに管内の本所、支所、出張所のデータを港湾衛生評価分析官へ登録する。なお、重点調査や非常時対策を実施した際には、検疫所業務課及び港湾衛生評価分析官と情報を共有する。

５．評価及び対策

各調査の結果については、毎年、「媒介動物等を介して侵入する検疫感染症等のリスク評価マニュア

ル」（別添４）に基づき各検疫所において再評価し、衛生対策を講じるとともに次年次の調査計画の策定の資料とする。

６．その他

・関係機関や事業者により採集された蚊族の取扱い

港湾区域等に所在する関係機関等及び航空機等から、蚊族の発見等の情報を得た場合には、現場の確認及び蚊族の回収並びに種の同定を実施し、媒介種の場合、原則として病原体検査を実施する。

別添４　媒介動物等を介して侵入する検疫感染症等のリスク評価マニュアル（抜粋）

１．はじめに

媒介動物等を介した検疫感染症等の我が国への侵入及び拡大を防止するため、検疫所では港湾区域等において媒介動物等の調査を行っている。近年、国際交通や物流の多様化に伴い、地方海空港に海外から入港する国際路線も増加し、検疫感染症等が侵入するリスクは増大していると言える。また、国際保健規則（IHR2005）の完全施行により、国際海空港などの入域地点における衛生状態の確保が以前に増して求められており、検疫所においては効率的かつ有効な調査を行うことが必要となった。このことから、平成１７年に発出された港湾衛生管理ガイドラインを改定する必要性が高まり、平成２０年及び２１年の検疫所研究調査において、海外から来航する船舶・航空機により運ばれる媒介動物等を介して侵入する検疫感染症等の各検疫港・検疫飛行場（以下、「検疫港等」という。）におけるリスク評価の基礎資料の作成及び算出方法の検討がなされたところである。

検疫感染症等の侵入リスクを算出するには、様々な手法を用い危険因子（Risk factor）（以下、「リスクファクター」という。）を抽出し、検疫港等、個々のリスク分析（Risk analysis）を行なう必要があることに加え、検疫感染症等の侵入防止の観点から、翌年の調査計画等に迅速に反映できるよう、容易に算出できる手法が求められる。

そこで、侵入リスクを算出するに当たり、海外から来航する船舶・航空機の入港実績から媒介動物等の侵入及びヒトが病原体を持ち込む２つのリスクファクターを数値化し、効率的かつ的確な港湾衛生調査を行うことにより、政令区域の衛生状態を把握できると思料する。また、この調査（基礎的調査等：Permanent surveillance）で得た情報を基に、公衆衛生上の脅威となりうる事象等を察知した場合、検疫感染症等の我が国への侵入及び拡大を防止するため、重点調査や非常時対策といった積極的な衛生調査（Active surveillance）や衛生措置等を講ずることが重要である。

２．　基礎的調査

基礎的調査のリスクファクターは、蚊媒介感染症の有識者の意見及び研究報告等を参考に、海外から来航する船舶・航空機より侵入する媒介動物が持ち込む病原体をリスクファクターと考え、船舶・航空機の入港実績をリスク分析のリスクファクターＡとし、また、ヒトを介して病原体が侵入するものをリスクファクターＢとした。

（１）リスクファクターＡ

我が国に存在する日本脳炎等を除く検疫感染症等の政令区域への侵入は、病原体を保有した媒介動物が船舶・航空機を介して行われることが考えられる。特に流行地域から侵入するリスクが最も高い

と考えられるが、近年の船舶・航空機の寄港地の多様化を勘案し、前港が非流行地域であっても前々港は流行地域である場合も考えられること、また、コンテナ貨物等の物流の特性から、前港が非流行地域であってもそれ以前に病原体を保有した媒介動物等が侵入している可能性があるためである。一方、２次港や３次港で入港する外航船舶のリスクも考慮すべきではあるが、それら外航船舶の全入港数を正確に得ることは困難であること、一義的にリスクが最も高いのは１次港と推察されることから、前年の検疫感染症等の非流行地域から来航した船舶・航空機も含めた検疫実績数をリスク分析のリスクファクターＡとした。

（２）リスクファクターＢ

各検疫港等の検疫感染症等の患者及び感染者は、これらの患者等を介して病原体が侵入し、そこに生息している媒介動物等を介し、二次感染等の感染拡大を起こすことが考えられることから、前年の検疫感染症等の発見数をリスク分析のリスクファクターＢとした。

３．　リスクファクターの数値化

基礎的調査を行うにあたり、リスクに応じた調査内容を定めるリスクファクターを数値化した。リスクファクターの配点区分については、統計学上、一般的な手法である対数化により区分し、配点数とした（表１）。

表１入港及び検疫感染症等の発見数状況による配点

年間の総来航船舶隻数（海港・空港）A					
0	～30	～300	～3,000	～30,000	30,001以上
検疫感染症等の年間発見数（件）B					
0	1	～10	～100	～1,000	1,001以上
0点	1点	2点	3点	4点	5点

４．　基礎的調査を行うためのリスク分析の結果

数値化したリスクファクターＡ、Ｂそれぞれの点数を合計し、基礎的調査を行うための調査頻度を定める数値とした。

※船舶については船舶衛生検査及び船舶衛生管理（免除）証明書により衛生状態は担保されていると考えられる。一方、航空機においては、機内でねずみ族や蚊族が捕獲される事例が見受けられるが、今回、リスク評価を行うにあたって輸送機関（航空機と船舶）による点差は設けないこととした。

５．基礎的調査（Permanent Surveillance）

平時より継続的に行う調査（基礎的調査）は、リスクファクターＡ及びＢから算出した数値を表２に当てはめ、年間、この頻度を基本として調査を行う。

なお、原則、基礎的調査はあくまで、年間を通じて実施すべき調査頻度の基本とし提示するものであり、状況に応じ、それ以上の調査区域、また調査頻度で調査を行うことは差し支えないものとする。

表２リスク評価結果に基づく調査頻度（基礎的調査）

リスク分析結果（A＋B）	海港・空港		空港
	ねずみ族調査	蚊族調査	航空機調査
９点以上	延べ60調査区以上/年。	月平均気温15℃以上の月を中心に、通年、延べ60調査区以上/年。	年間60機以上を実施。
８点	延べ50調査区以上/年。	月平均気温15℃以上の月を中心に、通年、延べ50調査区以上/年。	年間50機以上を実施。
７点	延べ40調査区以上/年。	月平均気温15℃以上の月を中心に、通年、延べ40調査区以上/年。	年間40機以上を実施。
６点	延べ30調査区以上/年。	月平均気温15℃以上の月を中心に、延べ30調査区以上/年。	年間30機以上を実施。
５点	延べ20調査区以上/年。	月平均気温15℃以上の月を中心に、延べ20調査区以上/年。	年間20機以上を実施。
４点	延べ15調査区以上/年。	月平均気温15℃以上の月を中心に、延べ15調査区以上/年。	年間15機以上を実施。
３点	延べ10調査区以上/年。	月平均気温15℃以上の月を中心に、延べ10調査区以上/年。	年間10機以上を実施。
２点	延べ５調査区以上/年。	月平均気温15℃以上の月を中心に、延べ５調査区以上／年。	年間５機以上を実施。
０～１点	年１回以上実施。	年１回以上実施。	年間５機以上を実施。

※田中敬恭、長谷山路夫、島村博：平成２１年度検疫所研究調査「港湾衛生対策における「港湾衛生ガイドライン」の再検討となる基礎資料の研究」の表４－１を改変した。

※ねずみ族に関する1回の調査とは、原則５日間、連続して設置。

※蚊族に関する1回の調査とは、

・成虫調査・・・１昼夜。

・幼虫調査・・・水域定点は１日、オビトラップは１～２週間（設置から回収まで）。

※月平均気温とは、過去５年間の月平均気温。

６．基礎的調査等に基づくリスク評価及び衛生対策

基礎的調査等に基づく対策については、表３－１、表３－２に示す。

基礎的調査等により、我が国に生息していない外来種で検疫感染症等の流行に関与する種が確認された場合は、別に定める「ねずみ族・蚊族調査強化及び駆除等にかかる事例集」等を参考に地域の事情等を考慮し衛生対策を行う。

また、必要に応じ、調査頻度を上げ監視を継続及び隣接する調査区についても調査を行うなどの衛生対策を講ずることとする。

基礎的調査等に加え、重点調査や非常時対策を講じ、政令区域全体の衛生状態を密に把握するとともに、検疫法第２７条に基づき、媒介動物の生息密度を下げるための環境整備、発生源対策等の検疫所長が行う衛生対策を関係機関等と連携し実施することにより、一定の水準以下にリスクを低減させること

は、極めて重要である。

航空機調査の結果については､政令区域への侵入前の状態であるため､リスク評価の対象とせず、管理者等へ媒介動物（蚊、ねずみ）の侵入防止を指導する。コンテナ内で発見された外来媒介種についても同様の対応とする。また、検疫感染症等の媒介する種で感染症が拡大する恐れがある場合、殺虫・殺鼠等の防除や感染症拡大防止のための消毒等の衛生措置を指示または実施する。

表３－１ねずみ族調査結果への対応策及び評価

基礎的調査等の結果	リスク評価	衛生対策	評価マップの色
政令区域での基礎的調査等において捕獲したねずみ(優先種、従属的種)[1)]又は検疫感染症等を媒介するノミ、ダニ（優先種、従属的種）[1)]から検疫感染症等の抗体又は病原体若しくは病原体を疑う遺伝子等の保有が確認された。	D 検疫感染症等の侵入リスクが高い。	①別に定める非常時対策[2)]を講ずる。病原体の保有を認めなくなった時点で、通常の調査に戻すこととする。 ②翌年の調査頻度を上げ監視を継続するとともに、媒介動物の生息密度を下げる衛生対策（環境整備や発生源対策等。必要に応じ関係機関等と連携）を実施する。 ③管理者等へねずみの侵入防止を指導する。必要に応じ消毒を行う。	赤
政令区域での基礎的調査等において検疫感染症等を媒介する外来種のねずみ(優先種、従属種)[1)]又はノミ､ダニ(優先種､従属種)[1)]が捕獲された。 検疫感染症等の抗体又は病原体若しくは病原体を疑う遺伝子等の保有は確認されない。	C 検疫感染症等の侵入リスクは中程度。	①別に定める重点調査（積極的な調査）を実施する。外来種であるねずみ又はノミの捕獲を認めなくなった時点で、通常の調査に戻すこととする。 ②翌年の調査は、原則､基礎的調査を実施するが、当該調査区については､調査頻度及び調査点を増やし監視を継続するとともに、媒介動物の生息密度を下げる衛生対策（環境整備や発生源対策等。必要に応じ関係機関等と連携）を実施する。当該調査区と隣接する調査区についても調査を行う。 ③管理者等へねずみの侵入防止を指導する。必要に応じ消毒を行う。	黄

政令区域での基礎的調査等において検疫感染症等を媒介する在来種のねずみ（優先種、従属的種[1)]又はノミ 、ダニ（優先種 、従属的種[1)]が捕獲された。 検疫感染症等の抗体又は病原体若しくは病原体を疑う遺伝子等の保有は確認されない。	B 検疫感染症等の侵入リスクは低い。	①引き続き、基礎的調査を継続しつつ、媒介動物の生息密度を下げる衛生対策（環境整備や生息場所の対策等。必要に応じ関係機関等と連携）を実施する。 ②翌年の調査は、原則、基礎的調査を継続することとするが、捕獲頭数や捕獲箇所数が通常より多い場合等、必要に応じて当該調査区の調査頻度又は調査点を増やしつつ、生息密度を下げる衛生対策に努める。 ③管理者等へねずみの侵入防止を指導する。	緑
政令区域での基礎的調査等においてねずみが捕獲されない。	A 検疫感染症等の侵入リスクは非常に低い。	①基礎的調査を継続し、生息種及び生息密度をモニターしつつ、関係機関や事業者と協力し調査区内の衛生状態の維持に努める。 ②翌年の調査は、基礎的調査を実施する。	青
航空機、船舶等で捕獲した場合	リスク評価の対象としない。	基礎的調査を継続し、生息種及び生息密度をモニターしつつ、関係機関や事業者と協力し調査区内の衛生状態の維持に努める。翌年の調査は、基礎的調査を実施する。必要に応じ当該区域の調査を強化する。 病原体の保有等を確認した場合、必要に応じ、別に定める非常時対策[2)]等を行う。	リスク評価の対象としない。ただし、発見情報について速やかに港湾衛生評価分析官へ情報提供する。

1）優先種、従属的種等は別添資料２の「感染症別入力対象ねずみ族等媒介種（検疫感染症及び検疫感染症に準ずる感染症を媒介する主なねずみ族、ノミ及びマダニ）」とするが、新たに確認された種は参考資料を改訂して対応するが、必要に応じ緊急的に種を追加し対応する。

2）別途発出している「ねずみ族調査強化及び防除等にかかる事例集」等を参考に実施する。

基礎的調査等とは、通報等により政令区域での発見事例も含む。ただし、航空機、船舶等での実績は政令区域内での侵入ではないため、評価の対象とせず結果の報告のみとする。

優先種とは、過去に検疫感染症等の流行に関与した種を指す。
従属的種とは、過去に検疫感染症等の発生に関与した種を指す。

表３－２蚊族調査結果への対応策及び評価

基礎的調査等の結果	リスク評価	衛生対策	評価マップの色
政令区域での基礎的調査等において検疫感染症等を媒介する媒介蚊の成虫（優先種、従属的種、注意すべき種）[1)]が捕集された。検疫感染症等の病原体又は病原体遺伝子の保有が確認された。	D 検疫感染症等の侵入リスクが高い。	①別に定める非常時対策[2)]を講ずる。病原体の保有を認めなくなった時点で、通常の調査に戻すこととする。 ②翌年の調査頻度を上げ監視を継続するとともに、媒介動物の生息密度を下げる衛生対策（環境整備や発生源対策等。必要に応じ関係機関等と連携）を実施する。 ③管理者等へ蚊の侵入防止を指導する。必要に応じ殺虫を行う。	赤
政令区域での基礎的調査等において検疫感染症等を媒介する成虫又は幼虫の外来媒介蚊（優先種）[1)]が捕集された。検疫感染症等の病原体若しくは病原体遺伝子の保有は確認されない。	C 検疫感染症等の侵入リスクは中程度。	①別に定める重点調査（積極的な調査）を実施する。外来媒介蚊の成虫又は幼虫の優先種を認めなくなった時点で、通常の調査に戻すこととする。 ②翌年の調査は、原則、基礎的調査を実施するが、当該調査区については、調査頻度及び調査点を増やし監視を継続するとともに、媒介動物の生息密度を下げる衛生対策（環境整備や発生源対策等。必要に応じ関係機関等と連携）を実施する。 ③管理者等へ蚊の侵入防止を指導する。必要に応じ殺虫を行う。	黄

政令区域での基礎的調査等において検疫感染症等を媒介する媒介蚊（優先種、従属的種、注意すべき種）[1)]が捕集された。 検疫感染症等の病原体若しくは病原体遺伝子等の保有は確認されない。	B 検疫感染症等の侵入リスクは低い。	①引き続き、基礎的調査を継続しつつ、媒介動物の生息密度を下げる衛生対策(環境整備や発生源対策等。必要に応じ関係機関等と連携)を実施する。翌年の調査は、原則、基礎的調査を継続することとするが、当該調査区については、必要に応じて調査頻度又は調査点を増やしつつ、生息密度を下げる衛生対策に努める。	緑
政令区域での基礎的調査等において捕集されるが媒介蚊（優先種、従属的種、注意すべき種）[1)]ではない。又は蚊が捕集されない。	A 検疫感染症等の侵入リスクは非常に低い。	①基礎的調査を継続し、生息種及び生息密度をモニターしつつ、関係機関や事業者と協力し調査区内の衛生状態の維持に努める。 ②翌年の調査は、基礎評価に基づく調査を実施する。	青
航空機、船舶等で捕獲した場合	リスク評価の対象としない。	基礎的調査を継続し、生息種及び生息密度をモニターしつつ、関係機関や事業者と協力し調査区内の衛生状態の維持に努める。翌年の調査は、基礎的調査を実施する。必要に応じ当該区域の調査を強化する。病原体の保有等を確認した場合、必要に応じ、別に定める非常時対策[2)]等を行う。	リスク評価の対象としない。ただし、発見情報について速やかに港湾衛生評価分析官へ情報提供する。

1）優先種、従属的種等は別添　資料３の「感染症別入力対象蚊族媒介種（検疫感染症及び検疫感染症に準ずる感染症を媒介する主な蚊族）」とするが、新たに確認された種は参考資料を改訂して対応するが、必要に応じ緊急的に種を追加し対応する。

2）別途発出している「蚊族調査強化及び駆除等にかかる事例集」等を参考に実施する。

基礎的調査等とは、通報等により政令区域での発見事例も含む。ただし、航空機、船舶等での実績は政令区域内での侵入ではないため、評価の対象とせず結果の報告のみとする。

優先種とは、過去に検疫感染症等の流行に関与した種を指す。

従属的種とは、過去に検疫感染症等の発生に関与した種を指す。

７．評価マップの作成

評価は、海空港毎に行う。併せて、メッシュを色分けした評価マップを作成することは、その海空港のどこにリスクがあるか明示できる利点がある。

○「「港湾区域等衛生管理業務の手引きについて」における調査結果の取扱いについて」の一部改正について

（令和 7 年 3 月 21 日一部改正）（各検疫所長宛　感染症対策部企画・検疫課長通知）

検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）第 27 条で規定する検疫所長の行う調査及び衛生措置の結果の取扱いについては、「「港湾区域等衛生管理業務の手引きについて」における調査結果の取扱いについて」（平成 26 年 3 月 24 日付け食安検発 0324 第 4 号検疫所業務管理室長通知、令和 4 年 12 月 26 日最終改正。）により定めているところです。

今般、同通知で定める別添「データの取扱い及び送付方法等について」、資料 1「調査結果報告様式」及び資料 3「感染症別入力対象蚊族媒介種（検疫感染症及び検疫感染症に準ずる感染症を媒介する主な蚊族）」を、別添新旧対照表のとおり改正しますので、今後は、これに基づきご対応いただきますようお願いいたします。

（別添、資料 1 及び資料 3 は省略）